

風水害災害対策編

風 水 害 対 策 編

避難情報に関するガイドラインの改定	i ～ ii
-------------------	--------

第 1 章 被害想定

第 1 節 自然災害被害想定	1-1-1
----------------	-------

第 2 章 災害予防

第 1 節 防災教育・訓練	2-1-1
第 2 節 自主防災組織の育成	2-2-1
第 3 節 防災都市計画	2-3-1
第 4 節 集落孤立対策	2-4-1
第 5 節 建築物等災害予防	2-5-1
第 6 節 気象等防災観測体制の整備	2-6-1
第 7 節 道路・橋りょう・トンネル等の風水害対策	2-7-1
第 8 節 港湾・漁港施設の風水害対策	2-8-1
第 9 節 鉄道事業者の風水害対策	2-9-1
第10節 土砂災害予防計画	2-10-1
第11節 河川・海岸災害予防計画	2-11-1
第12節 農地・農業用施設等の災害予防計画	2-12-1
第13節 防災通信施設の整備と風水害対策	2-13-1
第14節 放送事業者の風水害対策	2-14-1
第15節 電気通信事業者の風水害対策	2-15-1
第16節 電力供給事業者の風水害対策	2-16-1
第17節 ガス事業者等の風水害対策	2-17-1
第18節 上水道の風水害対策	2-18-1
第19節 下水道等の風水害対策	2-19-1
第20節 危険物等施設の風水害対策	2-20-1
第21節 火災予防計画	2-21-1
第22節 水防活動体制の整備	2-22-1
第23節 廃棄物処理体制の整備	2-23-1
第24節 救急・救助体制の整備	2-24-1
第25節 医療救護体制の整備	2-25-1
第26節 避難体制の整備	2-26-1
第27節 要配慮者の安全確保計画	2-27-1
第28節 食料・生活必需品等の確保計画	2-28-1
第29節 学校等の風水害対策	2-29-1
第30節 文化財の風水害対策	2-30-1
第31節 ボランティア受入れ体制の整備	2-31-1

第32節	事業所等の事業継続	2-32-1
第33節	行政機関等の業務継続計画	2-33-1

第3章 災害応急対策

災害応急対策タイムスケジュール	i ～ ii
-----------------	--------

第1節	災害対策本部の組織・運営計画	3-1-1
第2節	防災関係機関の相互協力体制	3-2-1
第3節	気象情報等伝達計画	3-3-1
第4節	洪水予報・水防警報伝達計画	3-4-1
第5節	土砂災害緊急情報・土砂災害警戒情報伝達計画	3-5-1
第6節	災害時の通信確保	3-6-1
第7節	被災状況等収集伝達計画	3-7-1
第8節	広報計画	3-8-1
第9節	市民等避難計画	3-9-1
第10節	避難所運営計画	3-10-1
第11節	避難所外避難者の支援計画	3-11-1
第12節	自衛隊の災害派遣計画	3-12-1
第13節	輸送計画	3-13-1
第14節	警備・保安及び交通規制計画	3-14-1
第15節	海上における災害応急対策	3-15-1
第16節	消火活動計画	3-16-1
第17節	水防活動計画	3-17-1
第18節	救急・救助活動計画	3-18-1
第19節	医療救護活動計画	3-19-1
第20節	防疫及び保健衛生計画	3-20-1
第21節	こころのケア対策計画	3-21-1
第22節	児童生徒等に対するこころのケア対策計画	3-22-1
第23節	廃棄物の処理計画	3-23-1
第24節	トイレ対策計画	3-24-1
第25節	入浴対策計画	3-25-1
第26節	食料・生活必需品等供給計画	3-26-1
第27節	要配慮者の応急対策	3-27-1
第28節	学校等における応急対策	3-28-1
第29節	文化財応急対策	3-29-1
第30節	障害物の処理計画	3-30-1
第31節	遺体の捜索・処理・埋葬計画	3-31-1
第32節	愛玩動物の保護対策	3-32-1
第33節	災害時の放送	3-33-1
第34節	公衆通信の確保	3-34-1
第35節	電力供給応急対策	3-35-1
第36節	ガスの安全、供給対策	3-36-1

第37節	給水・上水道施設応急対策	3-37-1
第38節	下水道等施設応急対策	3-38-1
第39節	危険物等施設応急対策	3-39-1
第40節	道路・橋りょう・トンネル等の応急対策	3-40-1
第41節	港湾・漁港施設の応急対策	3-41-1
第42節	鉄道事業者の応急対策	3-42-1
第43節	土砂災害・斜面災害応急対策	3-43-1
第44節	河川・海岸施設の応急対策	3-44-1
第45節	農地・農業用施設等の応急対策	3-45-1
第46節	農林水産業応急対策	3-46-1
第47節	商工業応急対策	3-47-1
第48節	応急住宅対策	3-48-1
第49節	ボランティアの受入れ計画	3-49-1
第50節	義援金の受入れ・配分計画	3-50-1
第51節	義援物資対策	3-51-1
第52節	災害救助法による救助	3-52-1

第4章 災害復旧・復興計画

第1節	民生安定化対策	4-1-1
第2節	融資・貸付その他資金等による支援計画	4-2-1
第3節	公共施設等災害復旧対策	4-3-1
第4節	災害復興対策	4-4-1

避難情報に関するガイドラインの改定

水害や土砂災害が広域かつ甚大に発生し、平成に入り最大の人的被害をもたらした平成30年7月豪雨を教訓とし、中央防災会議において、平成31年3月にガイドラインの一部改定が行われた。

新たなガイドラインにより、気象情報及び避難情報が災害発生の切迫度に応じた5段階のレベルに分類され、避難情報等の発信時には、「警戒レベル」を付して発信することとなった。

警戒レベルの運用により避難情報等は分かりやすくなったという意見がある一方で、避難勧告で避難しない人が多い中で、警戒レベル4の中に避難勧告と避難指示（緊急）の両方が位置づけられ、わかりにくいとの課題も顕在化した。

このため、令和3年5月に災害対策基本法を改正し、警戒レベル4の避難勧告と避難指示については「避難指示」に一本化し、これまでの避難勧告のタイミングで避難指示を発令することとするとともに、警戒レベル5を「緊急安全確保」とし、災害が発生・切迫し指定緊急避難場所等への立退き避難がかえって危険であると考えられる場合に直ちに安全確保を促すことができることとするなど、避難情報が改善された。

また、令和6年6月に取りまとめられた「防災気象情報に関する検討会」の提言を踏まえ、令和8年5月29日から新たな防災気象情報の運用が開始されることにあわせ、警戒レベル相当情報の体系整理・名称変更を反映し、情報名称に警戒レベルの数字を付記するなど、ガイドラインが改定された。

引き続き「自らの命は自らが守る」意識の徹底と、レベルに応じた避難行動等の周知啓発を推進しなければならない。

表-1 警戒レベルの一覧表

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市町村長が発令)	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル4】 避難指示 (市町村長が発令)	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市町村長が発令)	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人、妊産婦、乳幼児連れの人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル2】 レベル2 大雨・土砂災害・氾 濫・高潮注意報 (気象庁が単独発表 または気象庁と国土 交通省等が共同発 表) ※	●発表される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

出典：令和8年3月 避難情報に関するガイドラインの改定（内閣府）

風水害対策編

第1章 被害想定

第1節 自然災害被害想定

1 基本的な考え方

自然災害に対する防災対策策定にあたっては、具体的な被害想定を定めることが必要である。

しかし、現時点で災害の規模、時期及び被害の状況等について想定することは極めて困難であることから、総則編で述べた当地域における過去の災害や、当市の社会的、自然的現況等から予想される災害を想定した風水害対策を策定する。

2 一般災害及び被害の想定

(1) 水害

国直轄河川の姫川及び、県管理河川については、100年に一度若しくは30年に一度の水害を想定したレベルでの河川改修が進められており、溢水や越水による水害のおそれは少なくなっている。しかし、市内の各河川の流域の地形等から、山間地での局地的な大雨があった場合には想定以上の急激な河川の増水も考えられ、これによる水害が予想される。

また、海岸においては、津波、高潮又は高波について警戒を要する。

(2) 風害

台風や強風による被害は、屋根、トタンの剥離等による建物被害及びそれらの飛散物による人的被害に十分注意して警戒する必要がある。

また、道路周辺の倒木による交通被害、稲の倒伏等に代表される農作物被害についても警戒を要する。

(3) 土砂災害

当市域は、特有の地形・地盤から、急傾斜地崩壊危険区域や地すべり防止区域、土砂災害警戒区域・特別警戒区域などが数多く指定されており、集中豪雨や梅雨時又は融雪期における土砂災害に警戒を要する。

また、山間部の道路においては、落石やがけ崩れの可能性も高く、交通被害の防止のための措置も必要となる。

(4) 雪害

降雪による交通障害、建築物の倒壊又は除雪作業中の事故等が予想される。また、積雪及び気象の状況により雪崩発生のおそれもあり、特に山間部の集落については警戒を要する。

(5) 火災

近年の生活様式の多様化に伴い、火災発生要因も多くなっている。特に被害が甚大となる木造住宅の多い住宅密集地域での火災発生時の対応について、十分な対策が必要である。

(6) 火山災害

新湯焼山の火山活動に伴う噴火は、約400年に一度の大噴火及びもっと短い周期で繰り返される小規模な噴火が考えられる。過去の記録から、大噴火の際には火砕流と火砕サージ（火山灰や砂塵を含んだ爆風）の噴出が、また積雪期に火砕流が発生した場合には大規模な火山泥流が想定される。

第2章 災害予防

第1節 防災教育・訓練

担当部署	全部署 ◎危機管理課
------	------------

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害に関する基礎的な知識の普及と防災意識の高揚を図るため、次の基本方針のもと災害予防に関する教育、訓練等を実施する。

- ① 市は、国、県及び関係機関と連携し、被害の防止、軽減の観点から、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、住民一人一人が防災の主体となり、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、理解と協力を得るものとする。
- ② 地域防災力の基盤を支える市民、自治会、自主防災組織及び事業所等が行う自らの安全を確保するための取組みを奨励、支援する。
- ③ 市職員並びに自治会、自主防災組織及び事業所等の組織において、学校やNPOなどと連携しながら防災に関する専門的知識・ノウハウを備えた人材の計画的かつ継続的な育成を図る。特に、女性が防災分野で活躍できる場を提供することを支援し、若者や子どもが防災について学べる機会を作ることに重点を置く。
- ④ 市、県、防災関係機関、市民及び事業所等が、それぞれの防災活動を的確に実施し、相互の連携を図るよう平常時から防災訓練を実施する。
- ⑤ 各防災関係機関及び市民との協力体制の確立等に重点をおいた実践的な訓練を企画、実施するとともに、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の安全を確保するため、要配慮者に対する防災知識の普及、啓発に努めるとともに、「糸魚川市災害時要援護者避難支援プラン」に基づく個別プラン等により、実践的な避難誘導訓練を行う。

(3) 積雪期の対応

冬期間は、積雪、寒冷、強風など気象条件が悪く、災害発生時は直接・間接被害が拡大すること、また、その対応も他の時期とは異なることを具体的にイメージできるよう、教育・研修内容について考慮する。

(4) 複合災害を想定した訓練

市、県及び防災関係機関等は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。

2 風水害に関する防災知識の普及

- (1) 市は、国県と連携し、地域防災力向上のため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練を提供するとともに、学校における防災教育の充実を図るものとする。特に、危険区域内の学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。
- (2) 市は、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。
- (3) 市は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。
- (4) 市は、国県と連携し、防災気象情報や避難に関する情報等にかかる、災害発生の切迫度に応じた5段階の警戒レベルの運用を通して、住民等が情報の意味を直感的に理解で

きるような取組を推進する。

その他、具体的な計画は、震災対策編 第2章「第1節 防災教育・訓練」に準ずる。

第2節 自主防災組織の育成

担当部署	地域協働課 能生事務所 青海事務所 ◎危機管理課
------	--------------------------

1 計画の方針

(1) 基本方針

大規模災害時には、公的機関による防災活動のみならず地域住民による自発的かつ組織的な防災活動が極めて重要であることから、市民、市及び県は、各々の役割に留意し、地域住民の共助の意識に基づく自主防災組織の整備育成を促進する。

(2) 自主防災組織の育成

自治会単位による組織化を原則として、全市的な整備を進める。なお、小規模な自治会にあっては、複数の自治会との連携による組織化を促す。

自主防災組織相互の連携、協力及び情報交換を図り、さらに災害発生時における効果的な活動を確保するため、連合組織の結成に努める。

(3) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織は概ね次の活動を行う。

平常時の活動	災害時の活動
① 情報の収集伝達体制の整備	① 初期消火の実施
② 防災知識の普及及び防災訓練の実施	② 地域内の被害状況等の情報収集
③ 火気使用設備器具の点検	③ 救出救護の実施及び協力
④ 防災資機材等の整備及び管理	④ 地域住民に対する高齢者等避難、避難指示等の情報伝達
⑤ 危険箇所の点検・把握	⑤ 地域住民に対する呼びかけ避難、率先避難及び避難誘導
⑥ 避難行動要支援者に係る情報収集・共有	⑥ 避難行動要支援者の避難支援
	⑦ 給食・給水及び救助物資等の配分
	⑧ 避難所運営協力

具体的な計画は、震災対策編 第2章第2節「自主防災組織の育成」に準ずる。

第3節 防災都市計画

担当部署	◎都市建設課	ガス水道局	危機管理課
------	--------	-------	-------

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害に強いまちづくりを推進するには、国、県、市町村等の各種機関が協力して総合的なまちづくりの施策を展開することが必要である。

洪水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、都市的土地利用の誘導を検討するに当たっては、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価のほか、その地域の状況や地域でとり得る防災・減災対策を幅広く考慮して総合的に判断することとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。

- ① 災害に強いまちづくりの計画的な推進
- ② 計画的な土地利用の規制、誘導
- ③ 防災上危険な市街地の解消
- ④ 都市における緑化の推進と緑地の保全
- ⑤ 災害に強い宅地造成の推進
- ⑥ 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備
- ⑦ 復興事前準備の取組の推進

(2) 要配慮者に対する配慮

あらゆる人にやさしく、誰もが安全に、安心して暮らせる地域社会を形成し、要配慮者が安全で円滑に移動できるよう避難場所や避難路等の都市施設のユニバーサルデザイン化を推進する。

(3) 積雪期の対応

公共施設の計画、整備にあたっては、地形や土地利用状況等を踏まえ、必要に応じて積雪に配慮した構造及び設備等を設ける。

2 主な取組

- (1) 防災上の拠点となる公共施設等の調査を行い、風水害時に不適合とされた施設については改善を検討する。
- (2) 年度計画を立て、危険宅地の把握と市民への周知を行う。
- (3) 過去の道路被災状況や渋滞状況等を確認し、災害時の迂回路等を検証し、代替路線を確保する。

3 それぞれの役割

(1) 市民・企業等の役割

① 市民の役割

災害に強いまちづくりを効果的に進めるには、市民が主体となって合意形成を行い、相互に協力しながらまちづくりに取り組むことが重要であるため、日ごろから地域の防災上の課題等の把握に努める。

また、市民一人ひとりがアイデアを出し合い、災害に強いまちづくりに努める。

② 地域の役割

住民合意により、その地域にふさわしく防災性の向上につながる建築のルールや地区施設の配置等を定める地区計画を策定するなど、地域の個性を生かした災害に強いまちづくりを推進する。

③ 企業・事業所等の役割

宅地開発等を行う場合、良質な宅地水準を確保するため、公共施設や排水設備等の必要な施設を整備する。

また、宅地開発等を行う企業は、地域及びその周辺における防災に関する情報の開示に努める。

さらに、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域等の開発行為に適当でない区域は開発計画に含めないよう考慮するとともに、必要な安全対策を行う。

(2) 市の役割

① 災害に強いまちづくりの計画的な推進

災害に強いまちづくりを進めるにあたっては、都市の防災性の向上についての基本的な考え方等を示す総合的な計画づくりが重要である。このため、市は、都市防災に配慮した都市計画マスタープランの充実を図る。

また、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

② 計画的な土地利用の規制・誘導

洪水ハザードマップ等を踏まえ、防災上危険な区域については、総合的な治水対策を推進する。また、無秩序な市街化による防災上危険な市街地の形成を防止するため、災害のおそれのある区域での開発を抑制するなど、防災面に配慮した計画的な土地利用に努める。

③ 防災上危険な市街地の解消

市は県とともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業等により防災上危険な木造密集市街地等の計画的な改善に努める。

④ 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備

幹線道路、都市公園、河川、港湾等、都市基盤の骨格を成す公共施設について計画的な整備を進める。

ア 避難路ネットワークの形成

災害時における地域住民の安全で円滑な避難を確保するため、十分な幅員を有する道路や緑道等を活用して避難路ネットワークを形成する。また避難路等周辺の建築物の不燃化を推進し、火災に対する避難者の安全を確保する。

イ 延焼防止を考慮した公共施設等の配置

火災による被害を最小限に防止するため、幹線道路、公園緑地、鉄道、河川や不燃化建築物群等による延焼遮断帯の配置を推進する。

ウ 避難場所の整備

災害から一時的に身を守るため、公園緑地、広場等のオープンスペースを活用した避難場所を整備するとともに、災害時の避難所となる学校や体育館等の公共施設の防災対策に努める。

また、災害の拡大防止及び市民等の安全で円滑な避難を確保するため、公共施設の整備にあたっては、避難場所及び避難経路等のオープンスペースの確保に配慮した計画とする。

エ 防災公園の整備

市は、県とともに、食料等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート、放送施設等の災害応急対策施設を備え、一時避難場所や広域避難場所となる防災公園の整備について検討する。

⑤ 所有者不明土地を活用した防災対策の推進

市町村は県とともに、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

- ⑥ 復興事前準備の取組の推進

市町村は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握するなど、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備の取組に努めるものとする。
- (3) 県の役割
 - ① 災害に強いまちづくりの計画的な推進

災害に強いまちづくりを進めるにあたっては、都市の防災性の向上についての基本的な考え方等を示す総合的な計画づくりが重要である。このため、県は、都市防災に配慮した都市計画区域マスタープランの充実を図る。
 - ② 防災上危険な市街地の解消
 - ア 低地における市街地の浸水対策等の推進

県は市とともに、都市における浸水防除を図るため、河川や下水道等の雨水対策施設の一体的、総合的な整備等により浸水、治水対策を推進する。また、防災情報の提供や浸水ハザードマップの作成の支援などにより、市民の防災意識の向上に努め、防災・減災対策を組み合わせた効果的な施策を展開する。
 - イ 木造密集市街地等における市街地整備

県は市とともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業等により防災上危険な木造密集市街地等の計画的な改善に努める。
 - ウ 新市街地の整備

県は市とともに、無秩序に市街化した防災上危険な市街地の形成を防止するため、新市街地の整備に当たっては、土地区画整理事業等の面的整備事業による一団の計画的な整備を推進する。
 - ③ 都市における緑化の推進と緑地の保全

県は市とともに、表面流出水量を低減させる等の洪水調整機能や土砂災害防止機能を有する緑地の保全を行うとともに公共施設の緑化を推進する。
 - ④ 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備

県は市とともに、風水害から市街地を守るため、幹線道路、都市公園、河川、水路、下水道、土砂災害防止施設、海岸、港湾施設等を計画的に整備する。

また、災害時の応急対策活動を円滑に行うため、国及び市の協力を得て道路網を中心とした安全性及び信頼性の高い緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、緊急輸送ネットワークの要となる防災活動拠点、輸送拠点及び防災備蓄拠点等の防災対策に努める。
 - ⑤ 災害危険区域の指定

豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。

なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。
 - ⑥ 復興事前準備の取組の推進

県は、市町村が被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、市町村が行う事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備の取組を支援する。
- (4) 北陸地方整備局の役割

災害に強く安全性の高いまちづくりを推進するため、市及び県の協力を得て、総合的なまちづくり施策を展開する。

第4節 集落孤立対策

担当部署	企画課	能生事務所	青海事務所	地域協働課	◎危機管理課
------	-----	-------	-------	-------	--------

1 計画の方針

中山間地及び海岸部の一部の地域では、土砂崩れや風浪等による交通遮断及び降積雪により孤立状態となることが予想されることから、道路、通信、水道や電気等が復旧し、又は救援が届くまでの間、自立的な日常生活が維持できるよう、必要な装備、物資の事前配置及び防災拠点の整備等の環境整備を行う。

また、孤立が長期化した場合における集団避難の考え方についても事前に検討を行う。

具体的な計画は、震災対策編 第2章「第4節 集落孤立対策」に準ずる。

第5節 建築物等災害予防

担当部署	◎都市建設課 危機管理課 施設所管部署
------	---------------------

1 計画の方針

災害による建築物の被害を防止するため、防災上重要な建築物及び一般建築物の災害予防対策について定める。

(1) 基本方針

① 指定避難所あるいは復旧・救援活動の拠点施設となる、防災上重要な建築物の災害予防を推進する。

ア 防災上重要な公共建築物等を次のとおり位置づける。

- (ア) 災害対策本部が設置される施設（市庁舎、各事務所庁舎等）
- (イ) 医療救護活動の施設（病院等）
- (ウ) 応急対策活動の施設（警察署、消防署、県等の地域機関庁舎等）
- (エ) 避難収容の施設（学校、体育館、文化施設等）
- (オ) 社会福祉施設等（特別養護老人ホーム、障がい者支援施設等）
- (カ) ライフライン等生活基盤となる施設

イ 防災上重要な公共建築物等における防災対策を次のとおり実施する。

(ア) 建築物及び建造物の安全確保

施設設置者は、法令で定める技術基準を遵守し、災害に強い施設づくりを進める。

(イ) 防災設備等の整備

施設管理者は、次に示すような防災措置を計画的に実施し、防災機能の強化に努める。

- a 飲料水の基本水量の確保
- b 非常用電源の基本能力の確保
- c 配管設備類の耐震性強化
- d 敷地内の排水施設及び擁壁等の整備
- e 防災設備の充実、他

(ウ) 施設の維持管理

施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、日常点検等の維持管理を行う。

- a 法令に基づく点検等の台帳
- b 建設時の図面及び防災関連図面
- c 施設の維持管理の手引

② 一般建築物の災害予防を次のとおり推進する。

ア 不特定多数の者が使用する建築物の安全確保

必要により査察を行い、その結果に応じ指導・助言を行う。

イ 著しく劣化している建築物の安全確保

パトロール等の機会を利用し、防災点検の必要性を啓発する。

ウ 落下物等による災害防止

建物から外れやすい窓、戸及び看板類等の落下物並びに断線等による災害を防止するための安全確保の指導及び啓発を行う。

エ 水害多発地の建築物における対策

床上浸水等の災害を回避するため、予想される浸水位以上の盛土、基礎高の確保又は床下浸水を防止する防止板等の設置の指導を行う。

オ がけ地等の建築物における対策

建築基準法及び条例の規定に基づき、危険区域内に建築、又は宅地開発を行う者

に対して建築制限等の指導及び区域内の既存不適格建築物の移転を促進する。
カ 市町村は、平常時より、災害による被害が予想される空家等の状況の確認に努めるものとする。

(2) 要配慮者に対する配慮

- ① 防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては段差部のスロープ化や身障者用トイレの設置等、要配慮者に配慮した施設及び設備の整備に努める。
- ② 避難行動要支援者の利用施設、避難行動要支援者の居住する住宅等においては、浸水時等における安全に配慮した建築物の整備を行うとともに、避難や救助のために必要な措置を講ずる。

(3) 積雪期の対応

- ① 防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては、冬期間の利用の利便を確保するよう努める。
- ② 住宅等、一般建築物においては積雪期の風水害による被害を防止、軽減するため克雪住宅の普及促進をはじめ、無雪化等を推進する。

2 主な取組

- (1) 既存不適格建築物の把握に努めるとともに、建築制限等の指導を行う。
- (2) 歴史的建築物保存との共存に努める。

3 それぞれの役割

(1) 市民・企業等の役割

- ① 市民の役割
自己の居住する住宅等の建築物の維持・保全に努めるとともに、市や県の指導・助言を参考に安全性の向上を図る。
- ② 地域の役割
地域内で著しく劣化している建築物や、落下物の発生するおそれのある建築物等を把握するとともに、当該建築物の所有者や管理者等に安全性の向上を図るよう助言する。
- ③ 企業、事業所、学校、病院、社会福祉施設等の役割
ア 防災上重要な建築物の管理者は計画の方針に従い、必要な措置を講ずるとともに、適正な維持・保全を図る。
イ 不特定多数の人が出入りする多様な施設の管理者は、計画の方針に従い、必要な措置を講ずるとともに、適正な維持・保全・避難誘導体制の整備を図る。
ウ 自己の管理する建築物の維持・保全に努めるとともに、市や県の指導・助言を参考に安全性の向上を図る。
エ 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

(2) 市の役割

- ① 防災上重要な建築物の災害予防推進対策
ア 市が設置・管理する建築物について、計画の方針に定める防災対策を推進する。
イ 事業者等が設置・管理する建築物について、計画の方針に定める防災対策を推進するよう指導・助言を行う。
- ② 一般建築物の安全確保対策
所有者や管理者等に建築物の計画の方針に定める指導等を行う。
- ③ 老朽化した建築物の長寿命化計画
市が設置・管理する老朽化した建築物について、長寿命化計画の作成・実施等によ

り、その適切な維持管理に努める。

(3) 県の役割

① 防災上重要な建築物の災害予防推進対策

ア 県が設置・管理する建築物について、計画の方針に定める防災対策を推進する。

イ 市、事業者等が設置・管理する建築物について、計画の方針に定める防災対策を推進するよう指導・助言を行う。

② 一般建築物の安全確保対策

所有者や管理者等に建築物の計画の方針に定める指導等を行う。

③ 老朽化した建築物の長寿命化計画

県が設置・管理する老朽化した建築物について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

第6節 気象等防災観測体制の整備

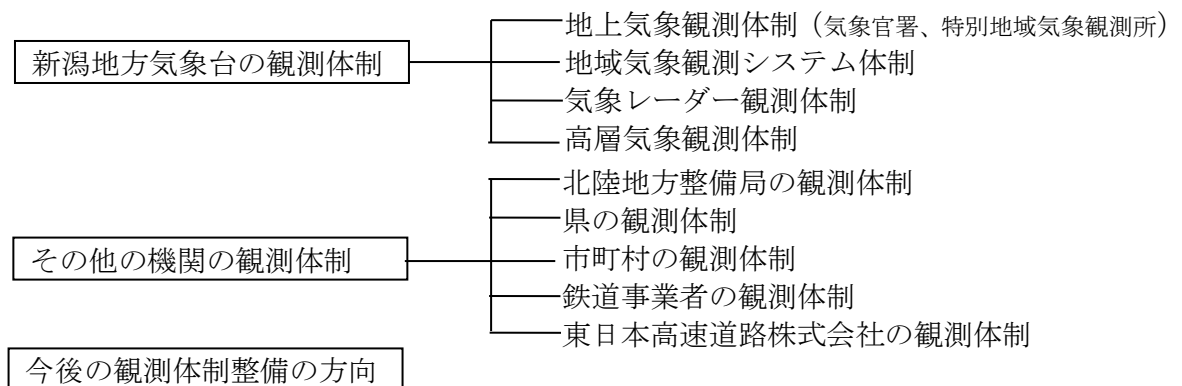
担当部署	地域協働課	都市建設課	◎危機管理課	消防本部
------	-------	-------	--------	------

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ① 気象庁及び新潟地方気象台は、気象、高潮、高波、地震・津波及び火山現象等に関する観測施設を適切に整備・配置し、維持に努めるとともに、観測施設等の整備にあたっては耐震性を含めた信頼性の確保に努めるものとする。また、災害に結びつく詳細な自然現象の把握のために、防災関係省庁、地方公共団体等と協力して観測体制の充実に努める。
- ② その他の防災関係機関は、気象観測体制の強化及び観測データの精度維持を図るとともに相互の通報連絡体制等を整備する。

(2) 観測の体系



2 新潟地方気象台の観測体制

(1) 地上気象観測

気象台、特別地域気象観測所で気圧、気温、湿度、風向、風速、降水量、日照時間などの地上気象観測を行っている。また、集中豪雨などの局地的な気象の把握を目的として、自動観測を行うアメダス（地域気象観測システム）により、降水量の観測を行っている。一部のアメダスでは降水量に加えて、気温、風向・風速、湿度、積雪の深さの観測も行っている。

(2) レーダー気象観測

気象庁は、全国 20 か所に気象レーダーを設置している。気象レーダーは降水の三次元分布を広範囲・高分解能で瞬時に連続して観測できることから、台風や豪雨（雪）時には、降水域の範囲、強さ、移動等を把握する上で有効である。

(3) 高層気象観測

高層気象観測は、上空の大気の状態を観測するもので、ラジオゾンデによる観測（全国 16 か所）とウィンドプロファイラによる観測がある。ウィンドプロファイラは、全国 33 か所に設置され地上約 10 kmまでの風向・風速を連続的に自動観測し、豪雨や豪雪等の局地的な気象災害の要因である空気の流れを監視している。

(4) 静止気象衛星

東経 140 度付近の赤道上の高度約 35,800 キロメートルの静止軌道上に位置している静止気象衛星「ひまわり」を用い、日本を含む東アジア・西太平洋地域の広い範囲を 24 時間・高頻度で常時観測を行い、雲や台風等の解析などを行っている。

3 その他の機関の観測体制

防災関係機関地方公共団体他が気象観測を行う場合は、気象業務法の規定に基づき、気象観測測器の設置所在地を管轄する気象台へ届け出を行う必要があるほか、同法及び国土交通省例に定められた技術上の基準に従って行わなければならない。同じく、気象観測に用いる観測測器については同省令に定められた一定の基準に適合した検定合格品を用いなければならない。

(1) 北陸地方整備局の観測体制

北陸地方整備局では、国土交通省の直轄管理にかかる道路及び河川の管理及び防災上必要な地点に自動観測装置を設置し、データを通信回線で収集して監視するシステムを運用している。システムは道路系と河川系に大別され、前者は雨量、気温、積雪、風向・風速、凍結検知のデータを、後者は雨量、積雪、水位・流量、水質のデータを観測しているほか、海象観測（風向・風速、波高・波向）も行っている。データは、北陸地方整備局及び国道・河川の各事務所等の監視画面に表示されるほか、集約した情報が河川・道路情報システムにより県土木部や市にも提供されている。また、雨量や河川の水位等の観測データについては、県土木部の土木防災情報システムと双方向で接続されている。なお、国所管の防災情報は、インターネットを通じて広く市民へ配信されている。

(2) 県の観測体制

① 公共土木施設関係

県では、県の管理する道路、河川、ダム、地すべり防止区域等、施設管理及び防災上必要な地点に、自動観測装置を設置し、降雨量、積雪深、水位等を観測している。観測データは、無線や電話回線等を通じて当該地域を管轄する土木部関係地域機関に送信され、水防・除雪等の対策の実施に活用されている。道路情報や河川情報、土砂災害危険度情報等については、インターネットを通じて広く市民へ配信されている。

② 農業水利施設関係

県では、大規模な農業水利施設（農業用ダム、頭首工等）に気象観測装置を設置し、降雨量、水位等を観測している。観測データは、関係機関又は土地改良区に送信又は報告される。

③ 発電施設関係

県では、設置・管理する発電用ダム及び発電所に気象観測所を設置し、降雨量、水位等を観測している。観測データは、施設の管理事務所から県へ報告される。

(3) 市の観測体制

市は、消防署等において気温、湿度、雨量、降雪量、積雪深等を毎日観測している。積雪期間中は、県の指定した観測地点の降雪量及び積雪深を毎朝県に報告しており、更に県から新潟地方気象台にデータが提供されている。

(4) 鉄道事業者の観測体制

鉄道事業者は、県内の駅等の観測地点で、社員による計測及び機械観測により、気象観測を行っている。

また、新潟地方気象台から、気象注意報・警報の提供を受ける。

① 社員による計測

天候・風向・気温・気圧・湿度・雨量・降雪・積雪を観測し、定時に支社へ報告する。観測結果は記録として保存し、災害・事故発生時の気象状況の分析等に活用する。

② 機械観測

駅、駅間、橋りょう等に自動雨量計・風速計等を設置し計測する。観測結果は支社等に設置された監視画面に表示され、列車の運転規制等に使用する。冬季間は県内数箇所の駅に設置された観測機で、降雪深・積雪深を計測する。

(5) 東日本高速道路株式会社の観測体制

東日本高速道路株式会社は、高速道路沿線の各所に設置している気象観測装置で観測

された気象データのほか、気象庁や気象予測委託業者からの気象予報などから気象に関する情報の収集をしている。収集された情報は、情報板や休憩施設のモニタ等により気象状況を高速道路利用者に伝達されるほか、通行規制や除雪車両の出動の判断など道路管理に活用されている。

4 今後の観測体制整備の方向

各機関は、自動観測装置や遠隔監視（テレメトリー）システムの導入等、観測体制の強化充実及び観測施設の耐震性や耐水性を含めた信頼性の確保に努め、観測情報、災害情報、防災情報等を相互提供できる情報公開システムの構築を図る。また、一般住民へも各種メディアを利用した情報公開を図るよう努める。

第7節 道路・橋りょう・トンネル等の風水害対策

担当部署	農林水産課 ◎都市建設課
------	--------------

1 計画の方針

(1) 基本方針

風水害発生時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や水・食料等の緊急物資の輸送をはじめ、復旧時の資機材や人員の輸送、市民の生活道路等、その意義は極めて重要である。

道路を管理する関係機関や団体（以下「道路管理者」という。）は、風水害に対する安全性を備えた道路施設の整備や迅速に道路情報を収集する体制を整えるとともに、相互協力のもと、道路機能の確保にあたる体制を整備する。

(2) 新潟県緊急輸送道路ネットワークの形成

新潟県地域防災計画では、高速自動車国道と一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路、並びにこれらの道路と知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路を、一次から三次の緊急輸送道路として指定している。

① 一次緊急輸送道路

高速自動車国道と次の防災拠点を連絡する道路

県庁所在地、地方中心都市、重要港湾、空港等

② 二次緊急輸送道路

一次緊急輸送道路と梯子状に代替性を確保する道路のほか、次の主要な防災拠点を連絡する道路

市庁等、行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等

③ 三次緊急輸送道路

一次、二次の緊急輸送道路とその他防災拠点を結ぶ道路

2 主な取組

- (1) 道路管理者等は、法面や盛土等の斜面の強化や横断樋管等の十分な通水能力の確保等、道路施設の風水害に対する防災性を計画的に強化・維持する。
- (2) 緊急輸送道路は特に重点的に取り組む。
- (3) 災害時の救急や輸送が円滑に行われるよう、平常時から情報の共有に努め、相互連絡体制を整備する。

3 それぞれの役割

道路管理者等は、その管理する道路について、日常・臨時・定期点検等を行い道路施設の状況を正確に把握し、土砂崩壊、越波等に対する防災対策ならびに災害予防のため必要な修繕や施設機能の強化等を実施する。

また、各道路管理者等は、老朽化した道路施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

なお、被災時の道路機能を維持するため、代替性が高い道路整備に努める。

(1) 道路施設の整備・強化

① 斜面对策及び越波対策

落石等危険箇所調査等に基づき、落石防止や植栽等による法面の風化防止、越波により通行に危険が及ぶ箇所の対策等、災害予防のための適切な対策を実施する。

② 排水施設等の十分な能力の確保

災害時には、アンダーパス部等の道路冠水により車両水没が発生し、また、道路横断樋管等の排水施設等が機能不全に陥り道路冠水を引き起こすとともに溢水が盛土等を浸食し被災することが多い。

こうした被害を防ぐため、アンダーパス部等の排水施設及び排水設備の補修等を推進するとともに、道路側溝等の排水施設には十分な通水能力を確保することや舗装の補修等により路面の冠水を防止する。また、日常点検等により草木や土砂を取り除くなど適切に管理する。

③ 橋りょう・トンネル等重要構造物の対策

日常・臨時・定期点検等により、補修工事が必要な箇所は速やかに対策を施す。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進する。

④ ハザードマップの活用

各道路管理者等は、相互の協力を得て、河川管理者等が作成する洪水のハザードマップ等をもとに災害時の避難・輸送路の確保を図る。

⑤ 道路附帯施設

道路附帯施設の管理者は、次により施設の防災対策を講ずる。

ア 信号機、道路案内標識等の整備

災害時の倒壊や落下による交通障害を防止するため、必要な強度を確保するとともに、老朽施設の適切な修繕や更新を行う。また、主要交差点に非常用電源装置の設置を推進する。

イ 街路樹等

災害時において倒木による被害が生じないよう維持管理に努めるとともに、街路樹の選定に当たっては、耐風性等を考慮する。

ウ 道路占用施設や近接施設の安全性の確保

災害時の倒壊や落下による交通障害を防止するため、道路占用施設及び道路に近接設置された民間施設等の管理者は、施設の安全点検を行い必要な修繕や更新を行う。

また、道路管理者等は、道路パトロール等を通してそれら民間施設等の管理者に対して安全対策を呼びかける。

なお、避難路、緊急輸送道路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

エ トンネル等の防災信号システムの整備

主要トンネルの防災信号システムの整備を推進する。

(2) 防災体制の整備

① 情報連絡体制の整備

各道路管理者等は、災害や道路情報の収集・伝達・提供のための観測・監視機器（地震計、雨量計、ＩＴＶ）、通信設備、情報提供装置等の整備を推進する。

② 迅速な応急復旧体制の整備

道路管理者は、災害発生後の道路の障害物の除去（路面変状の補修等を含む）による道路啓開を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行う。

また、関係行政機関及び本市と災害時の応援業務に関する協定を結んでいる建設業協会等の関係機関は、災害発生時における迅速で的確な協力を実施するため、道路啓開、応急復旧等（以下「道路啓開等」という。）に必要な人員や資機材（発動発電機、投光器、初動時調査のための自転車等）備蓄体制を整備する。

③ 道路通行規制

各道路管理者等は、異常気象時や災害発生時における道路通行規制に関する基準等

について、路線又は区間毎に関係機関とあらかじめ調整するなど、通行規制の円滑な実施体制を整える。

④ 道路利用者への広報

被災時の道路利用者の適切な判断と行動につなげるため、平常時から防災知識の啓発活動を推進する。

第8節 港湾・漁港施設の風水害対策

担当部署	産業労働課 ◎農林水産課
------	--------------

1 計画の方針

港湾・漁港施設は、他の公共土木施設とともに災害時において重要な役割を担うことから、風水害の発生に備えた防災体制を確立し、被害の軽減及び災害発生時における応急復旧等の迅速な対応を図る。

また、港湾管理者及び漁港管理者は、老朽化した港湾施設及び漁港施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理を行うと共に、近年の気候変動を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強及び、気候変動に適応した整備計画の策定に努める。

また、港湾については、官民協働により気候変動に取り組む「協働防護計画」の策定に努める。努める。

2 主な取組

- (1) 風水害発生に備え、防災体制を確立する。
- (2) 海岸保全施設等の健全度の調査、確認を促進する。

3 それぞれの役割

(1) 企業、事業所等の役割

港湾・漁港内にある企業、事業所は、風水害発生に備え、緊急時の避難や防災活動の円滑な対応が図られるよう、関係機関及び企業相互の協力体制及び情報・連絡系統を確立する。

(2) 市の役割

① 防災体制の確立

ア 高波、高潮等の風水害に対処するための防災体制を確立する。

イ 被害の軽減及び被災時の応急復旧等に対する迅速かつ的確な対応を図るため、平常時より関係行政機関や関係団体と連携を図るとともに、情報交換等の連絡体制を整備する。

② 防波堤等の整備

漁港の外郭施設は、背後地の産業施設や人家を台風や冬期風浪等の高波、高潮等から守る防災機能を有することから、漁港整備計画に基づき防波堤等の外郭施設の計画的整備に努める。

③ 適切な維持管理

市が管理する漁港施設について、長寿命化計画を作成し、必要な補修等の実施により、その適切な維持管理に努める。

(3) 県の役割

① 防災体制の確立

ア 県は、高波、高潮、暴風等の風水害に対処するための防災体制を確立する。

イ 県は、港湾における高波、高潮、暴風リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策、耐波性能の照査による既存施設の補強を推進する。

ウ 災害防止、被災時の応急復旧等に対して迅速で的確な対応を図るため、平常時より国土交通省北陸地方整備局関係機関や(一社)新潟県建設業協会、(一社)建設コンサルタント協会北陸支部等と協定を結び、人員及び資材の確保や情報の連絡体制を

整備する。

エ 県は、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者と情報共有することにより連携を強化する。

② 防波堤等の整備

港湾及び漁港の外郭施設は、背後地の産業施設や人家を台風や冬期風浪等の高波、高潮等から守る防災機能を有することから、港湾計画及び漁港計画に基づき防波堤等の外郭施設の計画的整備に努める。

なお、その場合は、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにすることや、環境・景観への配慮に努める。

糸魚川市内における港湾の未整備防波堤等外郭施設 (令和7年3月現在)

区分	港名	未整備施設名	延長	適用
地方港湾	姫川港	東防波堤	91m	整備済→内 15m撤去計画
		第2 船だまり防波堤	296m	整備中 (内 44m整備済)

③ 避難緑地等の整備

港湾・漁港施設は、緊急輸送ネットワークの結節点として重要な役割を担うことから、オープンスペース又は耐震強化岸壁に接続する背後地域との輸送ルートを勘案し、緊急物資の保管施設、背後地域への緊急物資の輸送基地及び地域住民の避難場所として緊急時の多目的利用が可能な防災拠点緑地・避難緑地の整備に努める。

また、漁港施設は緊急物資の輸送の拠点としての役割を有する他、地域住民の避難場所としての役割も有することから、避難緑地、避難広場の整備に努める。

糸魚川市内における漁港の避難緑地・避難広場計画 (令和7年3月現在)

区分	漁港名	計画広場面積	摘要
第2種	筒石漁港	8,640 m ²	整備済

④ 災害未然防止活動

ア 県は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行う。

イ 県は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衝工を設置する。

(4) 防災関係機関の役割

① 各協会

災害発生時における円滑な応急対策活動を図るため、各協会は、平常時から応急復旧用資機材の備蓄に努める。

第9節 鉄道事業者の風水害対策

担当部署	地域協働課
------	-------

1 計画の方針

西日本旅客鉄道(株)、えちごトキめき鉄道(株)及び日本貨物鉄道(株)（以下「鉄道事業者」という。）は、風水害等が発生した場合、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するため、それぞれの事業規模に応じた防災体制等の確立を図る。

2 主な取組

- (1) 関係機関等との連絡体制を整備する。
- (2) 応急復旧に伴う緊急体制や情報連絡体制を整備する。

3 それぞれの役割

- (1) 鉄道事業者の役割
 - ① 施設面の災害予防
 - ア 施設の保守管理
 - イ 近接施設からの被害予防
 - ② 体制面の整備
 - ア 災害対策本部等の設置
 - イ 情報伝達方法の確立
 - (ア) 防災関係機関、地方自治体との緊急な連絡及び機関部内相互間の情報伝達を円滑に行うための通信設備を整備する。
 - (イ) 風速計、雨量計、積雪計を整備するとともに、情報の伝達方法を定める。
 - ウ 運転基準及び運転規制区間の設定

災害等発生時の運転基準及び運転規制区間をあらかじめ定め、発生時にはその強度により運転規制等を行うとともに、安全確認を行う。
 - エ 防災教育及び防災訓練の実施

関係者に対し防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。
 - ③ 災害対策用資材等の確保

早急な運転再開を図るため、建設機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

 - ア 建設機材の現況把握及び運用
 - イ 技術者の現況把握及び活用
 - ウ 災害時における資材の供給等
 - ④ 防災広報活動

各鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。
- (2) 市及び県の役割

市及び県は、あらかじめ公共交通に関する連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておく。

第10節 土砂災害予防計画

担当部署	農林水産課 ◎都市建設課 危機管理課
------	--------------------

1 計画の方針

(1) 基本方針

土砂災害（地すべり、山・がけ崩れ、土石流）は、毎年降雨期及び雪解け時期に多く発生し、被災地域が比較的狭い範囲に限られる割に、被災者の死傷率が高く、人家等に壊滅的な被害を与えることが多いことから、市民に対し土砂災害危険区域等や災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、情報伝達体制の整備を図る。また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策を推進する。

(2) 要配慮者に対する配慮

① 市は、平常時から避難行動要支援者の居住実態を把握しておく。また、避難時の移動の困難を考慮し、自治会及び自主防災組織に、土砂災害ハザードマップ等により避難に関する情報等を周知し、警戒避難体制を構築する。

なお、土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、避難確保計画を策定するにあたっては、県と連携して積極的に支援を行う。

さらに、上記避難確保計画の作成・変更に伴い、施設管理者等から避難確保に関する計画の報告があったときは、内容を確認し、必要に応じて助言等を行う。

また、上記避難確保計画に基づいて実施される避難訓練の報告を受けたときは、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を図るために必要な助言又は勧告を行う。

② 県は、平常時より避難場所の管理者や地域の防災リーダーと併せて、要配慮者利用施設の管理者や地域の福祉担当者に対し土砂災害に関する災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発を行う。

なお、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

あわせて、要配慮者利用施設の安全確保を目的とする砂防施設の整備を速やかに実施する。

(3) 積雪期の対応

積雪期には、雪が障害となり、施設の点検、被害状況の把握及び応急復旧活動等において、通常と比較して多くの困難が伴うことから、施設の危険箇所をあらかじめ調査し、関係各機関と積雪期における対応について、事前に協議する。

また、積雪状況によっては、陸路による施設の点検及び被害状況の把握ができない場合も予想されることから、気象条件等によってはヘリコプターを活用するなど、被災状況の迅速な調査体制について、県と事前に協議する。

2 主な取組

(1) 市は、土砂災害ハザードマップの作成、配布等により、危険箇所を市民へ周知する。

(2) 市は、土砂災害に係る避難訓練を毎年1回以上実施するよう努める。

(3) 県及び市は、土砂災害が発生したときに備え、情報の伝達体制を整備する。

(4) 県及び国は、保安林、治山施設、砂防設備及び土砂災害防止設備等の計画的な整備を推進し、市民の安全確保を図る。

3 それぞれの役割

(1) 市民・企業等の役割

① 市民の役割

ア 「自らの命は自らが守る」という意識のもと、平常時から土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく市、県及び関係機関等へ連絡する。

イ 土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所、避難路・指定緊急避難場所・指定避難所について位置を把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集し、地域内の住民と協力して、災害対応ができる間柄の形成に努める。

ウ 土砂災害警戒情報の内容を理解し、自主避難等、避難行動ができるように努める。

② 地域の役割

地域ぐるみの災害対応が適切に行えるように、自主防災組織をつくり、避難訓練等の活動に努める。

③ 企業・事業所等の役割

宅地開発を行う者は、災害危険区域、地すべり防止区域等の開発行為に适当でない区域は開発計画には含めないよう配慮する。

市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、利用者の避難の確保のための措置に関する計画を作成する等、警戒避難体制の整備を図る。

(2) 市の役割

① 警戒避難体制の整備

ア 避難場所の確保等

土砂災害警戒区域等について、避難場所及び避難経路等を定める。

土砂災害警戒区域等の指定状況は、資料6-10のとおり。

土砂災害警戒区域内の要配慮者関連施設の名称及び所在地は、資料6-9のとおり。

イ 市民への土砂災害警戒区域等の事前周知

土砂災害警戒区域、避難場所、避難経路等を記載した土砂災害ハザードマップ等により市民へ周知する。また、土砂災害の前兆現象、避難方法等についても市民へ周知する。

ウ 避難訓練の実施

土砂災害に係る避難訓練を毎年1回以上実施するよう努める。

避難訓練の実施にあたっては、土砂災害ハザードマップ等を活用するとともに、住民が速やかに避難できる体制を構築するなど、実践的な訓練となるよう工夫する。

② 応急対策用資機材の備蓄

風水害により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材の備蓄に努める。

③ 住宅の移転促進

各種制度の活用により、人命、財産等を土砂災害から保護するため、災害危険区域又は土砂災害特別警戒区域にある住宅の移転促進を図る。

④ 避難指示等の発令基準の設定

土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内のすべての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

⑤ 情報伝達体制の整備

ア 市民等の避難のための情報伝達体制を整備する。

イ 緊急時の伝達媒体である防災行政無線（戸別受信機含む）等の整備に努める。

ウ 土砂災害警戒情報とその補足情報、土砂災害緊急情報及び土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、土砂災害に関する避難指示等の判断にあたり活用する。

エ 警戒区域内の住民及び特に要配慮者関連施設に対し、当該施設の利用者の円滑な

避難が行われるよう、情報の伝達方法を定める。

また、情報入手・情報伝達・指示系統の伝達ルート（方法）の多重化（テレビ・ラジオ・ケーブルテレビ・一斉同報無線・安心メール・緊急速報メール・広報車・消防車・FAX等）を促進し、確実に情報が伝わるシステムを確立する。

⑥ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

ア 当該警戒区域ごとに以下の事項を地域防災計画に記載する。

- (ア) 土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- (イ) 警戒区域内にある要配慮者利用施設で、土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地
- (ウ) 上記当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に係る情報等の伝達に関する事項。
- (エ) 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

イ 避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

ウ 土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップ等を作成し、配布する。この際、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

あわせて、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

⑦ 地すべり巡視員の設置（県からの受託業務）

効率的な巡視計画を定め、地すべり巡視員と連携して業務を実施する。

⑧ 高齢者の避難行動に対する理解の促進

市は、国・県と連携し防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。

(3) 県・国の役割

① 山地に起因する土砂災害防止対策の実施

ア 保安林の指定及び整備

県は、森林の維持造成を通じて災害に強い県土をつくり、山地に起因する土砂災害を防止するため、森林法に基づき、重要な森林を保安林に指定するとともに、指定保安林の保全に努める。また、地域森林計画に基づき、指定目的に即した保安林の整備を計画的に促進するとともに、保安林の質的な向上に努める。

イ 治山事業の実施

県は、災害発生の危険性の高い地区については、保安林に指定し、治山施設の整備等のハード対策を森林整備事業計画に基づいて、緊急度の高い箇所から順次計画的に進める。特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。

また、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や既設治山施設の点検を実施し、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努める。

特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と

連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進する。

② 砂防事業の実施

国は、砂防法に基づき、荒廃山地からの有害土砂の流出を防ぎ、河川の中下流部の河道の安定を図り、土石流災害から人命財産を守るため、土砂等の生産、流送、堆積により、被害を及ぼすおそれのある区域を砂防指定地に指定する。

県は、砂防指定地において、順次計画的に砂防設備の整備を進める。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施する。また、避難確保や防災のための重要インフラの機能を維持するための施設整備を速やかに実施する。

③ 地すべり対策事業の実施

国は、地すべり等防止法に基づき、地すべり災害の未然防止を図るため、地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域等を「地すべり防止区域」に指定する。区域の指定及び事業の所管は、同法第51条の規定により、次表の区分により主務大臣及び所管省庁がそれぞれ行う。

区 分	主務大臣 (所管省庁)	県所管部局 (担当課)
ア 砂防法に基づく砂防指定地（これに準ずべき土地を含む）の存する地すべり地域	国土交通大臣 (国土交通省)	土木部 (砂防課)
イ 森林法に基づく保安林又は保安施設地区（これに準ずべき土地を含む）の存する地すべり地域	農林水産大臣 (林野庁)	農林水産部 (治山課)
ウ ア及びイに該当しない地すべり地域のうち、土地改良法による土地改良事業施行地域又は同事業計画の決定されている地域（これに準ずべき土地を含む）の存する地すべり地域	農林水産大臣 (農林水産省 農村振興局)	農地部 (農地建設課)
エ ア～イに該当しない地すべり地域のうち、ウに該当しない地すべり地域	国土交通大臣 (国土交通省)	土木部 (砂防課)

指定された区域においては、それぞれの所管省庁及び県担当部局が地すべり防止工事基本計画に基づき、人家連たん部や公共施設に被害を直接及ぼすおそれのある箇所等について、順次計画的に地すべり防止施設の整備を進める。また、地すべり防止区域内の禁止及び制限行為等の監視を強化するとともに、既設の防止施設の点検を定期的に行い、必要に応じて修繕等を行う。

④ 急傾斜地崩壊対策事業の実施

県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、集中豪雨等に起因するがけ地の崩壊による災害を未然に防止するために、危険度の高い箇所等について急傾斜地崩壊危険区域に指定する。急傾斜地崩壊危険区域において、順次計画的に急傾斜地崩壊防止施設の整備を進める。

また、災害時に人家等に被害を与え、救急・救命活動や速やかな復旧など、社会経済活動にも影響を与える可能性が大きい斜面内の立木を伐採し、被害防止や軽減を図る。

⑤ 土砂災害警戒区域等の調査及び市民への周知

山地災害危険地区及び土砂災害警戒区域等を定期的に調査し、土砂災害警戒区域等、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域等を示す看板の設置を進めるとともに、市を通じて市民へ周知する。

⑥ 土砂災害警戒情報の発表

市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、新潟県と新潟地方気象台から共同で発表される。令和8年5月から、気象業務法第13条第1項に基づく土砂災害に関する警報と一体として、「レベル4土砂災害危険警報」の名称を用いて通知等が行われる。

⑦ 土砂災害警戒情報システムの整備

県は、土砂災害に関する情報を収集、伝達するシステムの整備及び土砂災害の発生日予測手法精度向上を行う。また、これらの情報を市等に常時提供できるよう体制整備を進める。

⑧ 情報交換体制の整備

県は、市を通じて行う、市民との土砂災害に関する情報交換を推進する体制の整備に努める。

⑨ 市の防災体制整備への支援（農林水産部、農地部、土木部）

県は、市町村に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行う。また、市町村から求めがあった場合には、避難指示の対象地域、判断時期等について助言を行う。

⑩ 住宅の移転促進

県は、人命、財産等を土砂災害から保護するため、災害危険区域又は土砂災害特別警戒区域にある住宅を移転する場合に、市を支援する。

⑪ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、基礎調査を実施し、基礎調査の結果を公表するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を進める。

国は、県及び市による土砂災害防止対策の推進に資するため、必要な助言、情報の提供その他の援助を行うよう努める。

ア 基礎調査の実施及び公表

県は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり等のおそれのある土地について、地形・地質・降水等の状況及び土地の利用状況等の調査を実施し、土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面を公表する。

イ 土砂災害警戒区域における対策

県は、市長の意見を聴いて、土砂災害のおそれがある区域を、土砂災害警戒区域として指定する。

ウ 土砂災害特別警戒区域における対策

県は、市長の意見を聴いて、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、以下の措置を講ずる。

- (ア) 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等の建築のための特定開発行為に関する許可制
- (イ) 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進
- (ウ) 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- (エ) 勧告等による移転者への融資、資金の確保

⑫ 地すべり防止区域の巡視業務委託

県は、地すべり等防止法第7条の規定に基づく新潟県地すべり巡視業務委託要領により、地すべりの早期発見に努め、地すべり災害から人命及び財産の保護並びに地すべり防止施設の適正な管理を図るため、地すべり防止区域の巡視業務を市に委託する。

⑬ 専門技術ボランティア等の活用

県は、各地域において防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

ア 新潟県治山防災ヘルパーの活用

イ 砂防・治山ボランティアとの協働

⑭ 土砂災害緊急調査実施体制の整備

県及び国は、重大な土砂災害が想定される場合にその土地の区域及び時期を明らかにするための調査（以下「緊急調査」という。）を実施する体制及びこの調査で得られた情報（以下「土砂災害緊急情報」という。）を速やかに市に提供できる体制を整備する。

⑮ 二次災害の予防

ア 迅速な応急対策への備え

市及び県は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

イ 二次的な土砂災害への対応

地すべりの兆候や斜面に亀裂が確認された場合など、危険性が高いと判断された箇所について、関係機関や住民に周知を図るとともに、不安定土砂の除去、仮設防護柵、感知器・警報器等の設置等、必要な応急対策工事を実施する。

⑯ 盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえた対応

県は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

(4) 防災関係機関の役割

建設業協会等の各協会は、災害発生時における応急対策活動の円滑化を図るため、平常時から応急復旧用資機材の備蓄に努める。

第11節 河川・海岸災害予防計画

担当部署	農林水産課	◎都市建設課	ガス水道局	危機管理課
------	-------	--------	-------	-------

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ① 豪雨、洪水、津波、高潮又は高波による浸水や湛水の被害発生を防止するため、河川法、海岸法、その他関係法令の定めるところにより、河川改修、洪水予防施設の整備、海岸保全施設の整備等を計画的に行う。

また、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにするとともに、環境や景観へも配慮するものとする。

さらに県は、人口・資産が集中する低平地や県土の多くを占める中山間地、都市機能や生産活動の麻痺など社会経済活動への甚大な影響を防止・軽減するための河川改修等の整備を加速させるとともに、施設だけでは防ぎきれない事象に対しては、住民の主体的な避難行動につながる住民目線のソフト対策の充実を図る。

- ② 気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」、流域治水の計画的な推進を目的とした「流域治水協議会」等を活用し、市と国、県、河川管理者等の防災関係機関に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。

(2) 要配慮者に対する配慮

- ① 市は、浸水想定区域内の要配慮者施設については、その利用者の円滑かつ迅速な避難確保が図られるよう洪水予報及び避難判断水位到達情報の伝達方法を定める。

なお、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、報告を受けたときは、利用者の円滑かつ迅速な避難を図るために必要な助言又は勧告を行う。

- ② 国及び県は、洪水予報、避難判断水位到達情報について、洪水のおそれがある場合、避難判断水位に達したときは、市へ通知するとともに、報道機関の協力を得て、一般住民へ周知する体制を整備する。

(3) 積雪期の対応

- ① 河川管理者は、河道内の堆雪により融雪時の溢水被害の発生のおそれある河川については、事前に河川除雪を行う。

- ② 積雪期における施設の点検、被害状況の把握及び応急復旧活動等は、雪が障害となり多くの困難が伴うことから、施設の危険箇所をあらかじめ調査し、関係機関と積雪期における対応について、事前に協議する。

また、積雪状況によっては、陸路による施設の点検及び被害状況の把握ができない場合も予想されることから、気象条件等によってはヘリコプターを活用するなど、被災状況の迅速な調査体制について、県と事前に協議する。

2 主な取組

- (1) 市は、洪水ハザードマップの作成、配布等により、危険箇所を市民へ周知する。
 (2) 市は、災害が発生したときに備え、情報の伝達体制を整備する。

3 それぞれの役割

- (1) 市民・地域の役割

① 市民の役割

- ア 平常時から堤防や護岸等の河川管理施設や海岸保全施設の漏水や亀裂等の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認したときは、遅滞なく市、県及び関係機関等へ連絡する。
- イ 災害発生時に的確に避難できるよう、洪水ハザードマップ等により避難経路、指定緊急避難場所及び指定避難所について、平常時より確認しておく。
- ウ 地域における自助、共助の自主的な防災活動が、災害予防や実際の災害対応に不可欠であることを理解し、地域内の住民と協力して、日ごろから災害対応ができる間柄の形成に努める。

② 地域の役割

地域ぐるみの災害対応及び避難が適切に行えるよう、自治会及び自主防災組織による各種災害発生を想定した避難訓練等の実施に努めるとともに、豪雨、洪水、津波、高潮又は高波時において、水防団(消防団)等からの要請により水防活動に従事する。

(2) 市の役割

① 豪雨、洪水に対する防災対策

- ア 施設及び災害危険箇所の点検、調査等
 - (ア) 各施設の点検要領に基づき、安全点検を実施し、必要な補修等を計画的に実施する。
 - (イ) 市街地への浸水による二次災害を考慮し、内水対策について検討する。
- イ 河川管理施設の整備
 - 必要に応じ、施設等の整備を計画的に推進する。
- ウ 下水道施設による雨水排除対策
 - (ア) 市街地においては、少なくとも5年に1回程度の大雨に対する浸水被害の解消を図るため、総合的な雨水排除計画を策定し、下水道雨水排除施設の整備を計画的に推進する。
 - (イ) 下水道システム全体の機能停止を避けるため、ポンプ場及び処理場施設(特に、電気及び機械関係設備・機器)の十分な浸水防止対策を講ずる。

② 豪雨、洪水に対する減災対策

- ア 水防体制の整備
 - (ア) 市は、水防管理団体として、市の区域における水防責任を十分に果たすため、水防計画を策定し、水防団(消防団)及び水防管理団体の水防体制を整備する。
 - (イ) 水防計画には、水防資機材の保有状況、緊急調達、危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保、応援要請先及びその手続に関する資料を掲載する。
 - (ウ) 水防計画は、本計画の個別災害対策編「第1章 水防対策」とし、本計画の風水害対策編の関係箇所を準用する。
- イ 要配慮者関連施設等への情報伝達体制の整備
 - 市は、要配慮者が利用する施設及び自衛水防組織を設置した大規模工場については、当該施設利用者等の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報及び避難判断水位到達情報等の伝達方法を定める。
- ウ 警戒避難体制の整備
 - (ア) 洪水ハザードマップ等により避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所を市民に周知するとともに、市民の避難のための連絡体制の確保をはじめ、必要な警戒避難体制を構築する。
 - (イ) 緊急時の伝達媒体である防災行政無線(戸別受信機を含む)を整備するなど情報伝達体制を確保する。
- エ 市民の防災意識向上に向けた啓発
 - 防災情報の収集方法や洪水ハザードマップ等の活用方法等について広報し、市民の防災意識の向上を図るとともに、要配慮者関連施設等を含む避難訓練の実施に努める。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、上階への垂直避難など「緊急安全確保」の手段を講ずべきことにも留意する。

(3) 県の役割

① 洪水への防災対策

ア 施設及び災害危険箇所の点検、調査等

- (ア) 各施設の点検要領に基づき、安全点検を実施し、必要な補修等を計画的に実施する。
- (イ) 市街地への浸水による二次災害を考慮し、内水排除用ポンプ車等の確保について検討する。

イ 河川管理施設の整備及び維持管理

- (ア) 築堤、河床掘削等による河川改修やダム建設
- (イ) 内水被害に対応するための排水機場の設置や可搬式ポンプの配備
- (ウ) 防災調整池や雨水貯留等の流域対策の検討
- (エ) 老朽化した施設等について、長寿命化計画の作成・実施

ウ 下水道施設による雨水排除対策

流域下水道システム全体の機能停止を避けるため、ポンプ場及び処理場施設（特に、電気及び機械関係設備・機器）の十分な浸水防止対策を講ずる。

エ 臨時ヘリポートの確保

災害時に緊急に人員又は資器材の運搬を可能とするため、臨時ヘリポートの確保に努める。

② 洪水に対する減災対策

ア 水防体制の整備

(ア) 水防計画の策定及び指定水防管理団体

- a 県は、豪雨、洪水、津波、高潮又は高波等に際し、水災の警戒、防御し、これによる被害を軽減するため、水防法の規定に基づき、新潟県水防協議会に諮って、「新潟県水防計画」を策定する。
- b 新潟県水防計画では、本県における水防組織、水防体制、気象情報や水防に関する警報等の伝達方法その他水防活動に必要な事項を定める。
- c 県は、水防法に基づく水防管理団体である市及び水防事務組合のうち、水防上公共の安全に重大な関係がある水防管理団体を「指定水防管理団体」に指定する。
- d 新潟県水防計画では、危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保に必要な事項を定める。

(イ) 緊急用の水防資機材の確保

- a 河川及びダムの管理者は、緊急時の水防活動や応急復旧用資機材の確保について、水防管理団体及び各協会と協力し、資機材の備蓄・配備に努める。
- b 水防計画には、水防資機材の保有状況、緊急調達、応援要請先及びその手続に関する資料を掲載する。

(ウ) 情報管理手法の確立

河川及びダムの管理者は、これらの施設の防災情報を一元的に集約する体制及び災害時における施設の被害情報を収集する体制の整備に努める。

(エ) 重要水防箇所の調査及び水防管理団体との合同巡視

河川及びダムの管理者は、毎年、水防管理団体と重要水防箇所の見直しを調査し、水防管理団体や水防団（消防団）等と出水期前に合同巡視を行い、確認する。

イ 防災体制の充実

(ア) 河川防災情報システムの機器更新整備

雨量や河川の水位等をリアルタイムで把握できる河川防災情報システムを適時、更新整備する。

- (イ) 河川情報の共有化
 - 河川防災情報システムと国土交通省及び新潟地方気象台と専用回線で接続し、雨量や河川の水位データ等の河川情報を共有化する。
- ウ 市民の防災意識の向上
 - (ア) 洪水ハザードマップの作成支援
 - a 洪水ハザードマップの基礎資料となる浸水想定区域図の作成を促進し、洪水予報河川、水位周知河川及びその他河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域、浸水深、浸水継続時間等を公表するとともに、市長に通知する。
 - b 市民に分かりやすいハザードマップの作成や説明会等の支援を行う。
 - (イ) 水防警報河川及び水位情報周知河川の拡充
 - 主要な河川において、水防管理団体の意見を勘案し、水防警報河川及び水位情報周知河川の指定を推進する。
 - (ロ) 洪水予報河川の拡充
 - 流域面積の大きい主要な河川において、洪水予報河川の指定を推進する。
 - (エ) 防災情報提供の充実
 - a インターネット等により、パソコンや携帯電話で提供している雨量や水位情報、ダム情報等について、より市民に分かりやすい情報提供に努める。また、橋りょう等の構造物に量水標の設置を進めることにより、市民に分かりやすい情報提供に努める。
 - b 市民への防災情報提供の体制整備として、伝達手段の多様化を図る。
 - (オ) ダム放流警報設備の改良とダム放流情報の充実
 - ダム異常洪水時防災操作移行の際の住民主体の避難行動を結び付けられるよう、ダム放流警報設備を住宅側（河川の外側）にも向ける改良やダム放流情報の内容充実を図る。
 - また、市の要望に基づき、避難情報等の情報提供手段としてダム放流警報スピーカーの開放に努める。
 - (カ) 防災意識の向上に向けた啓発
 - 防災情報の収集方法や洪水ハザードマップの活用方法等について広報し、防災意識の向上を図る。
 - (キ) 学校教育等との協力による防災教育の推進
 - 国及び県は、市教育委員会等に対し、学校教育の体験学習等における児童、生徒の防災教育の推進のため、資料の提供、講師の派遣、施設見学への協力等を行う。
- エ 河川管理施設（堤防等）の機能の維持向上
 - (ア) 堤防等の点検強化
 - 人口や資産の集中している河川の区間や破堤等した場合に影響の大きい河川の区間について、堤防の質的強化を図る。
 - (イ) 河川巡視の強化
 - 河川の区間毎の重要度に応じて定められた巡視計画に基づき、河川巡視を実施する。
 - (ロ) 河川管理施設の保全
 - 水門、樋門、河川トンネル等については、施設ごとに策定された維持管理計画等に基づく点検により、緊急性・重要性がある施設の改築・修繕を確実に実施するとともに、健全度評価等により適時適切な補修・更新に努める。
- ③ 高潮や高波に対する防災対策
 - ア 海岸保全区域、災害危険箇所の点検
 - 海岸保全区域及び災害危険箇所を定期的に点検し、緊急性の高いところから計画的、重点的に施設整備を推進する。

- イ 低地における海岸堤防の整備
 - ゼロメートル地帯の海岸堤防等の防災性の向上を図る。
- ウ 海岸保全施設等の効果が十分発揮できるよう適切に維持管理する。
- ④ 高潮や高波に対する減災対策
 - ア 水防体制の整備
 - (ア) 緊急用の水防資機材の確保
 - a 海岸施設の管理者は、緊急時の水防活動や応急復旧用資機材の確保について、水防管理団体及び各協会と協力し、資機材の備蓄・配備に努める。
 - b 水防計画には、水防資機材の保有状況、緊急調達、応援要請先及びその手続に関する資料を掲載する。
 - (イ) 情報管理手法の確立
 - 海岸施設の管理者は、高潮や波浪等に関する防災情報を一元的に集約する体制及び災害時における施設の被害情報を収集する体制の整備に努める。
 - (ウ) 重要水防箇所の調査及び水防管理団体との合同巡視
 - 海岸施設の管理者は、毎年、水防管理団体と重要水防箇所の見直しを調査し、水防管理団体や水防団（消防団）等と出水期前に合同巡視を行い、確認する。
 - イ 市民の防災意識の向上
 - 市が作成する高潮や高波に関するハザードマップの基礎資料を提供するなどの支援を行い、市民の防災意識の向上に努める。
- (4) 関係機関の役割
 - ① 北陸地方整備局
 - ア 大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）・TEC-FORCEアドバイザーを派遣し、TEC-FORCEパートナーとの連携により、県、市町村等が行う、被災状況、県、市町村のニーズ等の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、二次災害防止施策、施設・設備の応急復旧活動等に対する支援を行う。
 - イ 必要に応じて災害対策用ヘリコプター、港湾業務艇、衛星通信システム等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、被災県、市町村等との通信手段等を確保し、災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行う。
 - ウ 災害対応を円滑に行うため必要がある場合には、原則として県、市町村等の要請に応じ、応急復旧用資機材や災害対策用機械の支援を行う。
 - エ 応急復旧工法や二次災害防止対策等の検討のため必要がある場合には、県、市町村等の要請に応じ、助言等を行うための係官あるいは防災エキスパート等の専門家の派遣もしくはあっせんを行う。
 - ② 各協会
 - 建設業協会等の各協会は、災害発生時における応急対策活動の円滑化を図るため、の適切な維持管理に努める。

第12節 農地・農業用施設等の災害予防計画

担当部署	農林水産課
------	-------

1 計画の方針

(1) 基本方針

① 各施設の共通的な災害予防対策

ア 頭首工、樋門、樋管等の農業用施設については、災害時に一貫した管理がとれるように措置するとともに、各管理主体で施設の維持管理計画を定め、操作マニュアルの作成、連絡体制の確立など管理体制の整備と徹底を図る。また、各管理主体は、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

イ 常に気象予報に注意し、出水時及び異常時には応急措置を施すことができるよう平常時から農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。また、緊急点検を迅速かつ的確に行うためのルート、手順等を定めたマニュアル等を整備する。

ウ 基幹農道、頭首工、樋門、樋管、地すべり防止施設等の農業用施設に関する雨量、水位、水質等の防災情報を、一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

② 用排水施設の災害予防対策

地域全体の排水機能向上等の多面的効果が発揮されるよう配慮するものとし、土地利用の変化や排水先河川の整備状況も十分考慮した湛水防除事業や地盤沈下対策事業の実施により、農業用施設の機能回復を図るなど、被害の早期救済と未然防止に努める。

また、頭首工、樋門、樋管、排水機場等の農業用河川工作物については、危険度や緊急度に応じて計画的な整備を推進し、効果の早期発現に努める。

さらに、気候変動の影響により激甚化・頻発化する豪雨災害や、社会状況の変化を踏まえ、関係者が協働して流域全体で行う治水対策「流域治水」の取組推進に向け、国営土地改良事業によって造成された広域にわたる大規模排水機場等に関し、状況に応じた整備を関係機関と相談の上、適時に実施するよう努める。

③ ため池施設の災害予防対策

ため池の管理者は、平常時からため池の点検を実施し、異常な兆候の早期発見及び危険箇所の整備に努める。出水時及び異常時には応急措置を施すことができるよう体制を整備するとともに、事前放流等の措置を講じて、災害の未然防止に努める。

老朽化が甚だしく、また堤体構造に不安のあるため池については、放流用の水路を整備するとともに計画的な施設の改善に努める。

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池については、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、集中的かつ計画的に防災工事を推進する。

また、ハザードマップの作成等により適切な情報提供を図るとともに、水位計や監視カメラの設置による遠方監視体制を確立させ、ため池の決壊や下流への被害の予測情報に基づき、迅速かつ的確な避難行動につながる取組を推進していく。

(2) 応急措置の実施

豪雨等により農業用施設等が被災した場合に、市民等の生命・身体、住居等に被害を及ぼす可能性のある箇所については、直ちに応急措置を施す。

2 主な取組

- (1) 災害対策用備蓄資機材の充実に努める。
- (2) 点検ルート合理化及び災害実績に応じた点検ルートの再構成を行う。
- (3) 災害対応マニュアルの充実に努める。

3 それぞれの役割

(1) 市の役割

- ① 土地改良区等及び農業協同組合との連絡体制の整備
土地改良区等及び農業協同組合から寄せられた被害情報を、速やかに関係機関に報告できるよう、また、市から土地改良区等及び農業協同組合へ情報が確実に伝わるよう、緊急連絡体制を整備する。
- ② 気象、水象情報の収集・連絡
最大時間雨量、最大24時間雨量、連続雨量等の気象情報や洪水発生の有無等の被害情報の収集・連絡を迅速に行う。
- ③ 施設の点検
災害時の点検マニュアル等を作成するとともに、警報等が発表され、災害が発生する危険が予想される場合は、パトロール等の現状把握に努め、防災重点農業用ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行う。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等への連絡、市民に対する避難指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。
- ④ 被害状況の把握
土地改良区等及び農業協同組合の協力を得ながら、農地・農業用施設の被害状況を把握し、その被害報告を取りまとめて関係機関に連絡する。
- ⑤ 応急対策等の実施
被災者の生活確保を最優先に、あわせて農地・農業用施設の機能確保のため、関係機関の協力を得ながら被害状況に応じた体制を整備し、必要な応急対策を実施する。また、被害の状況から緊急的な復旧が必要と認められる場合は、関係者との調整を早急に実施し復旧工事に着手する。

(2) 県の役割

- ① 市との連絡体制の整備
市から寄せられた被害情報が速やかに関係機関に報告されるよう、また、県から市への情報が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。
- ② 気象、水象情報の収集・連絡
最大時間雨量、最大24時間雨量、連続雨量等の気象情報や洪水発生の有無等の被害情報の収集・連絡を迅速に行う。
- ③ 施設の点検
警報等が発表され、災害が発生する危険が予想される場合は、パトロール等の現状把握に努め、県営事業実施中の施設、県管理施設、地すべり防止施設等の緊急点検を行う。
また、市等が行う防災重点農業用ため池等の緊急点検に、必要に応じて協力する。
- ④ 被害状況の把握
市、土地改良区等及び農業協同組合の協力を得ながら、農地・農業用施設の被害状況を把握し、それらを取りまとめて関係機関に連絡する。
- ⑤ 応急対策等の実施
被災者の生活確保を最優先に県管理施設等の機能確保のため、関係機関の協力を得ながら被害状況に応じた体制を整備し、必要な応急対策を実施する。また、被害の状況から緊急的な復旧が必要と認められる場合は、関係者との調整を早急に実施し復旧工事に着手する。

(3) 土地改良区・施設管理者等の役割

① 市との連絡体制の整備

関係農家等から入手した被害発生を速やかに市に報告できるよう、また、土地改良区・施設管理者等から市等へ情報が確実に伝わるよう、緊急連絡体制を整備する。

② 気象、水象情報の収集・連絡

最大時間雨量、最大24時間雨量、連続雨量等の気象情報や洪水発生の有無等の被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

③ 施設の点検

警報等が発表され、災害が発生する危険が予想される場合は、パトロール等の現状把握に努め、管理施設のため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行う。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等へ連絡し、住民の避難が必要な場合は、関係機関と連携のもとに適切な避難誘導を実施する。

④ 被害状況の把握

市等と協力しながら、農地・農業用施設の被害状況を把握し、その被害報告を取りまとめて関係機関に連絡する。

⑤ 応急対策等の実施

被災者の生活確保を最優先に、関係機関と協力しながら農地・農業用施設の機能を確保するとともに、被害状況に応じた体制を整備し必要な応急対策を実施する。また、被害の状況から緊急的な復旧が必要と認められる場合は、関係者との調整を早急に実施し復旧工事に着手する。

(4) 防災関係機関の役割

① 北陸農政局

ア 国営農業用施設の整備及びその防災管理及び災害復旧に関すること。

イ 農地及び農業用施設災害復旧の緊急査定に関すること。

ウ 農業用施設における事前防災の徹底に関すること。

② 新潟県土地改良事業団体連合会

各土地改良区等との情報収集及び伝達並びに総合連絡調整を行う。

第13節 防災通信施設の整備と風水害対策

担当部署	企画課 ◎危機管理課
------	------------

1 計画の方針

- (1) 市、県及び防災関係機関は、災害発生時の通信手段を確保するため、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設被災の危険分散等の防災対策を推進する。
- (2) 市、県及び防災関係機関は、相互の情報伝達方法について対策を講ずる。

具体的な計画は、震災対策編 第2章「第12節 防災通信施設の整備と地震対策」に準ずる。

第14節 放送事業者の風水害対策

担当部署	◎企画課 危機管理課
------	------------

1 計画の方針

放送は、風水害発生時において、気象警報や避難に関する情報等の伝達、被害状況、応急対策の実施状況及び市民の取るべき行動などを迅速に広範囲に伝達するとともに、パニックなどの社会的混乱を最小限に食い止めるなど、応急対策上極めて重要な役割が期待されている。

県内各放送機関は、各局の防災に関する業務計画等の定めるところにより、放送機能を確保するため、放送施設の浸水、落雷、強風対策等の推進及び防災体制の確立を図る。

気象、海象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。

具体的な計画は、震災対策編 第2章「第13節 放送事業者の地震対策」に準ずる。

第15節 電気通信事業者の風水害対策

担当部署	◎企画課 危機管理課
------	------------

1 計画の方針

電気通信設備の公共性にかんがみ、災害時においても通信網が確保できるよう、設備の風水害等の対策及び輻輳対策等の推進と防災体制の確立を図る。

具体的な計画は、震災対策編 第2章「第14節 電気通信事業者の地震対策」に準ずる。

第16節 電力供給事業者の風水害対策

担当部署	◎企画課 危機管理課
------	------------

1 計画の方針

電力供給機関は、災害時における電力供給ラインを確保し、市民の日常生活及び社会経済活動の安定を図るため、電力施設の防護対策に努める。

具体的な計画は、震災対策編 第2章「第15節 電力供給事業者の地震対策」に準ずる。

第17節 ガス事業者等の風水害対策

担当部署	ガス水道局
------	-------

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ① ガス事業者（都市ガス事業者及びL Pガス充てん事業者及びL Pガス販売事業者）は、災害時における被害の防止又は軽減を図り、市民の安全を確保するため、次の対策を行う。
 - ア ガス供給設備及びL Pガス充てん所（以下「ガス供給設備」という。）の風水害に対する安全対策を講ずる。
 - イ ガス使用者に対して、L Pガス容器の流出防止措置等の風水害対策について助言を行うほか、浸水のおそれのある地域においては容器の流出防止対策を計画的に進める。
 - ウ 二次災害防止措置及び早急な復旧体制を整備する。
 - ② ガス事業者は、指定避難所等への災害時における緊急供給体制を整備する。
 - ③ 市民は、風水害発生時の安全措置方法を理解するとともに、自宅等のガス設備の風水害対策に努める。
 - ④ 市は、次の対策を行う。
 - ア 指定避難所等での代替燃料等を確保する体制を整備する。
 - イ 風水害発生時の安全措置等について普及・啓発を図る。
 - ⑤ 県は、次の対策を行う。
 - ア 一般家庭・事業所における風水害発生時に取るべき安全措置の重要性についての普及・啓発を図る。
 - イ L Pガス容器の流出防止対策を推進する。
- (2) 要配慮者に対する配慮
ホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者に対して、災害時の安全措置について普及・啓発を図る。
- (3) 積雪期の対応
市民は、ガスメーター・配管及びL Pガス容器周辺の除雪に努める。
また、ガス事業者は、ガスメーター及びL Pガス容器の設置場所、配管の施工方法について配慮する。

具体的な計画は、震災対策編 第2章「第16節 ガス事業者等の地震対策」に準ずる。

第18節 上水道の風水害対策

担当部署	ガス水道局
------	-------

1 計画の方針

(1) 基本方針

大規模災害による断・減水など給水機能の停止は、被災住民の日常生活や社会経済活動に深刻な影響を与え、被災後の避難や救助活動を実施する上での大きな支障となることから、被害や影響を最小限に抑え、また、緊急時における飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）を確保するための必要な措置を講ずる。

(2) 積雪期の対応

市は、積雪期における復旧作業が困難であることに留意し、施設が復旧するまでの間における避難住民等に対する給水対策を確立する。

具体的な計画は、震災対策編 第2章「第17節 上水道の地震対策」に準ずる。

第19節 下水道等の風水害対策

担当部署	ガス水道局
------	-------

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時の被害を最小限にとどめるため、平常時から下水道等施設の強化など予防対策を推進するとともに、資機材の整備や関係機関との協力体制等の構築に努める。

(2) 要配慮者に対する配慮

① 市は、指定避難所に要配慮者用のトイレが設置されていない又は使用できない場合は、仮設トイレ等の提供について配慮するように努める。

② 市及び県は、被災箇所にはバリケード等を設置し、要配慮者が進入し、被災を受けないように配慮するように努める。

(3) 積雪期の対応

市及び県は、積雪地域における下水道等施設の設置状況を把握し、積雪期における道路除雪対応の把握など必要な対応がとれるように準備しておく。

2 主な取組

下水道等施設の復旧はおおむね次の計画を目安にする。

風水害後～3日目程度	・処理場、ポンプ場、管渠等の緊急点検、緊急調査、緊急措置 ・風水害対応運転、施設の浸水対策 ・市民への情報提供、使用制限の広報
〃 3日目程度～ 1週間程度	・応急調査着手、応急計画策定 ・施設応急対策実施
〃 1週間程度～ 1か月程度	・本復旧調査着手 ・応急復旧着手・完了
〃 1か月～	・本復旧調査完了、本復旧計画策定 ・災害査定実施、本復旧着手

具体的な計画は、震災対策編 第2章「第18節 下水道等の地震対策」に準ずる。

第20節 危険物等施設の風水害対策

担当部署	市民生活課 ◎消防本部
------	-------------

1 計画の方針

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品及び放射性物質（放射線発生装置を含む。以下同じ。）（以下「危険物等」という。）の取扱いについて安全対策を講ずるとともに、風水害による災害の未然防止を図るため、市、事業者、第九管区海上保安本部及び県は、必要な対策を講ずる。

(1) 基本方針

- ① 事業者は、保安体制を強化し、法令に定める保安措置を講ずるとともに、保安教育及び訓練の徹底等により、風水害による災害発生の未然防止を図る。
- ② 市及び県は、危険物等を取り扱う事業者に対して法令の基準を遵守するよう指導の強化を図る。

(2) 積雪期の対応

事業者は、降雪、雪崩又は融雪による危険物等施設の損傷を防止する措置を講ずる。
市及び事業者は、積雪期においては除雪等を的確に行い、必要な消防水利を確保する。

具体的な計画は、震災対策編 第2章「第19節 危険物等施設の地震対策」に準ずる。

第21節 火災予防計画

担当部署	消防本部
------	------

1 計画の方針

(1) 基本方針

防火に関する知識の普及に努めるとともに、風水害発生時の火災の発生を防止するため、県民、地域、企業・事業所、学校、市町村及び県は異常乾燥及び強風時における防火管理に努める等必要な対策を講ずる。

① 市民（各家庭）、地域、企業、学校、事業所等は、異常乾燥及び強風時における火の取扱いに注意し、また、安全装置付火気器具を使用する等、風水害発生時の火災の発生を防止するとともに、消火器具等の設置に努め、住宅用火災警報器の設置及び維持管理を行う。

② 市は、住民の防火に関する知識の普及に努め、消防職員及び消防車両等の消防設備の整備並びに消防団の充実強化を図る。

③ 県は、市・消防機関の協力を得て、防火思想の普及促進を図るとともに、自主防災組織の育成強化を支援する。

④ 県及び市町村は、木造建築物密集地域等において、災害により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な延焼防止、避難誘導體制の整備に努める。

(2) 要配慮者に対する配慮

① 市は、要配慮者等と接する機会の多い、ホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者等に対し、火災予防に関する知識の普及を図り、積極的な協力を働きかける。

② 市は、避難行動要支援者が居住する住宅について、防火診断を重点的に実施し、住宅用火災警報器等の設置及び維持管理の普及を図る。

(3) 積雪期の対応

市は、積雪期においては除雪等を的確に行い、必要な消防水利を確保するとともに、雪崩危険箇所や道路状況を把握するよう努める。

具体的な計画は、震災対策編 第2章「第21節 地震火災予防計画」に準ずる。

第22節 水防活動体制の整備

担当部署	消防本部 ◎危機管理課
------	-------------

1 計画の方針

(1) 基本方針

水害時における水防活動は、迅速かつ適切な対応が不可欠であることから、市、県及び国等の関係機関は、平常時から地域における水防活動体制の整備に努める。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者関連施設については、洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、洪水予報や水防警報等の伝達体制の整備を図るとともに、利用者の洪水時などの円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成する。

(3) 積雪期の対応

雪崩又は融雪に伴う地すべり等による河川の埋塞など、積雪地域特有の水害に対して、水防管理団体である市は、体制を整備しておく。

2 主な取組

- (1) 水防計画を策定する。
- (2) 水防協力団体を指定する。
- (3) 水防団（消防団）の育成強化を図る。
- (4) 水防活動施設の整備を図る。
- (5) 災害発生時の処置を迅速に実施する。

3 それぞれの役割

(1) 市民・企業等の役割

① 市民の役割

ア 日ごろから、「自らの命は自らが守る」意識のもと自分の住んでいる地域の浸水履歴及び浸水の可能性やとるべき避難行動等について認識を深める。

イ 風水害発生時、水防管理者（市長）又は水防団（消防団）からやむを得ず水防の協力要請があった場合は、水防に従事する。

② 地域の役割

水害に関する教育や避難訓練を実施し、地域の協力体制を整備する。また、避難時においては、隣近所に声を掛け合い、迅速に行動する。

③ 企業・事業所の役割

災害発生時における応急対策活動の円滑を図るため、(一社)新潟県建設業協会は、日ごろから応急復旧用資機材の点検、備蓄に努める。

④ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者の役割

浸水想定区域図に基づき、市町村地域防災計画にその名称と所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の洪水時などの円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成する。

(2) 市の役割

① 水防計画の策定

水防管理団体である市は、県水防計画に応じて市の区域における水防計画を策定し、水防団（消防団）等の水防組織を整備する。

② 水防協力団体の指定

水防管理者（市長）は、公益法人又は特定非営利活動法人で水防活動への協力等の

業務を行うことができると認められるものを、水防協力団体として指定する。

③ 水防団（消防団）の育成強化

ア 市は、平常時から水防団（消防団）の研修や訓練の計画を定め、水防団（消防団）組織の充実と習熟に努める。

イ 市は、自主防災組織が有効に機能するよう、自主防災組織のリーダーに対する研修や訓練を定期的実施して、自主防災組織の強化に努める。

ウ 市は、毎年出水期までに1回以上水防訓練を行う。

④ 水防活動施設の整備

市は、水防活動の拠点となる防災施設の整備に努めるものとする。

⑤ 災害発生時の処置

市は、堤防が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生したときは、直ちに関係機関に通報し、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう水防活動を実施する。

なお、危険が伴う場合は、水防活動に充実する者の安全の確保を図る。

⑥ 予想される災害の危機の周知等

洪水予報河川等に指定されない河川のうち、市長が必要と認める河川について、過去の浸水実績の把握に努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される災害の危険を住民等に周知する。

(3) 県の役割

① 水防計画の策定

ア 洪水、雨水出水、津波、又は高潮に際し、水災を警戒及び防ぎよし、これによる被害を軽減するため、新潟県水防協議会に諮って新潟県水防計画を策定する。

イ 水防組織、重要水防箇所に関する事項、気象情報、水防に関する警報等の伝達方法及びその他水防活動に必要な事項を定める。

ウ 危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保に必要な事項を定める。

② 水防管理団体の指定

水防法に基づく水防管理団体である市町村及び水防事務組合のうち、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を「指定水防管理団体」に指定する。

③ 水防資機材

ア 緊急時の水防活動や応急復旧用資機材の確保について、地域や河川の特性を踏まえ、水防管理団体及び(一社)新潟県建設業協会等の関係団体と協力して、資機材の整備に努める。

イ 非常の際の水防資機材及び作業員の輸送について、あらゆる事態においても必要な輸送措置が講じられるよう体制整備に努める。

④ 重要水防箇所の調査

浸水、波浪等による重要水防箇所を定期的に調査し、水防管理団体に周知徹底を図る。

(4) 北陸地方整備局（高田河川国道事務所）

緊急かつ適切な対応に資するため、情報伝達訓練及び水防演習を国、県及び水防管理団体（市）と合同で実施する。

(5) 要配慮者利用施設の所有者または管理者の役割

浸水想定区域図に基づき、本計画資料編6-9「危険区域等内の要配慮者関連施設」にその名称と所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、利用者の洪水時などの円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、訓練及びその他必要な措置を定める「避難確保計画」を作成する。

第23節 廃棄物処理体制の整備

担当部署	市民生活課
------	-------

1 計画の方針

大規模な風水害の発生後、大量に発生する廃棄物や流出・損壊家屋、流木、道路や敷地内の土砂堆積物等を適切かつ迅速に処理することは、市民生活の早期安定や再建、公衆衛生の確保等に欠かせないことから、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう処理体制の整備を推進する。

市では、「水害廃棄物対策指針（平成17年6月 環境省）」及び「震災廃棄物対策指針（平成10年10月 厚生省）」を参考に、水害、地震で発生する災害廃棄物の円滑な処理を行うために必要な基本的事項を示す計画として、「糸魚川市一般廃棄物処理基本計画（第7章 災害廃棄物処理計画）」を策定している。

市の廃棄物処理体制は、この処理計画に沿って実施する。

2 主な取組

- (1) 平常時から情報の収集・更新、体制の整備・確立、市民等への周知に努める。
- (2) 災害発生時には、衛生状態が悪化しないように、迅速に対応できる体制を整える。
- (3) 災害発生後は都市機能再建のために迅速な対応が望まれることから、速やかに通常の処理体制に移行できるように努める。
- (4) 災害廃棄物対策は、次の3段階に分け、実施する。

段 階	目 的	内 容
平常時	災害発生への備え	通常時から災害発生に備えて、廃棄物処理の対策を講ずる期間。
災害発生時	災害発生直後の初期対策	災害発生後の人命救助から生活の再開までの期間。震災対策で約1～3週間、水害対策で約1週間～1か月が目安。
復旧時	災害復旧時の復興対策	災害時の緊急対策後、災害廃棄物の計画的処理の実施から通常の処理体制に戻るまでの期間。

3 それぞれの役割

(1) 市民の役割

- ① 各家庭において、宅地の嵩上げなど住宅の浸水対策に努める。
- ② 市が周知する風水害時の廃棄物の排出方法等を理解し、風水害時の廃棄物処理に協力するよう努める。
- ③ 豪雨等の予報に注意し、必要に応じ、家財等を2階へ上げるなど、災害ごみの発生防止に努める。

ただし、市が避難指示等を発令したとき、又は生命に危険が生ずる可能性があるときは、早期の避難を心がける。

(2) 市の役割

① 災害廃棄物処理計画の周知

ア 市は、風水害時の廃棄物処理についての組織体制、関係機関との連絡体制、市民への広報の方法、発生量の予測、仮置場の想定と配置計画、ごみ、し尿の収集、処理方法等について市民に周知する。

イ 市民に協力を求める事項（ごみの排出方法等）について周知を図るとともに、防

- 災訓練等の機会をとらえ啓発を行う。
- ② 一般廃棄物処理施設の浸水対策等
- ア 施設の浸水対策を図るとともに、風水害時における廃棄物の大量処理を想定し、処理能力に一定程度の余裕をもった施設の整備に努める。併せて、風水害時での稼働、電力供給や熱供給等の拠点としての活用も想定し、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。
- イ 応急復旧のための資機材の備蓄に努めるとともに、被害状況の把握、点検マニュアル、施工業者等の連絡協力体制を整備する。
- ③ 協力体制の構築
- 近隣市町村、関係機関等との「新潟県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定」により風水害廃棄物処理の協力体制を整備するとともに、地域の住民組織やボランティア組織等との協力体制を整備する。
- (3) 県の役割
- ① 災害廃棄物処理体制の整備
- 災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、災害廃棄物の処理主体となる市町村の災害廃棄物計画策定、見直しの参考にも資するよう、必要に応じて県計画を見直し、計画の実効性の向上に努める。
- ② 県内市町村間の広域処理体制の整備
- 県内市町村の収集・処理能力を把握し、災害時の廃棄物処理の広域応援体制を整備する。
- ③ 関係団体との協力体制
- 災害時の応援協定等による広域処理体制を整備する。
- ④ 近隣他県との協力体制
- 災害廃棄物処理に関し、地域ブロック協議会の活用等により、近隣他県、国との協力体制を整備する。

第24節 救急・救助体制の整備

担当部署	健康増進課 ◎消防本部
------	-------------

1 計画の方針

(1) 基本方針

大規模な風水害が発生した場合、家屋の倒壊、火災、負傷、疾病、危険地帯での孤立等の危機的状況が被災者へ同時多発的に降りかかることから、迅速かつ適切な救出及び救急医療活動に必要な体制を整備するとともに、要救助者等の情報や受入れ病院の情報等、救急・救助活動に必要不可欠な情報の収集体制の整備を図る。

また、関係機関の広域的な支援及び応援を円滑に受け入れ、効果的な活動を行うことができる体制の整備を図る。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が災害の被害に遭うケースが多いことから、市は、避難行動要支援者の避難誘導や救急・救助及び医療救護等が円滑に行われる体制を整備する。

また、自主防災組織は避難行動要支援者の避難支援を行うよう努める。

(3) 積雪期の対応

市は、積雪期の風水害発生時における道路の除雪体制及び指定緊急避難場所、指定避難所等への市民の避難誘導體制等の整備に努める。

具体的な計画は、震災対策編 第2章「第23節 救急・救助体制の整備」に準ずる。

第25節 医療救護体制の整備

担当部署	◎健康増進課 消防本部
------	-------------

1 計画の方針

(1) 基本方針

市・県、医療機関及び医療関係団体は、緊密な協力体制のもと、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行うための体制を、あらかじめ構築する。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、市は、県、医療機関及び医療関係団体の協力を得ながら、要配慮者への医療救護活動が円滑に行われるよう体制を整備する。

(3) 積雪期の対応

降雪期における雪下ろし、除雪等の雪対策に留意する。

具体的な計画は、震災対策編 第2章「第24節 医療救護体制の整備」に準ずる。

第26節 避難体制の整備

担当部署	能生事務所 都市建設課	青海事務所 教育委員会	市民生活課 ◎危機管理課	税務保険課	福祉事務所
------	----------------	----------------	-----------------	-------	-------

1 計画の方針

(1) 基本方針

風水害による人的被害を最小限にとどめるため、適切な事前避難の実施や、避難者の適切な収容並びに避難の途中及び避難先での安全を確保するとともに、指定避難所の機能の整備、充実に努める。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の安全のため、特に次の事項に配慮する。

- ① 避難行動要支援者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有、個別避難計画の策定
- ② 早期避難のための迅速・確実な方法による避難に関する情報等の伝達
- ③ 防災・福祉関係者及び地域住民による避難支援体制の整備
- ④ 避難先での安否確認及び生活面の配慮

(3) 積雪期の対応

冬期間の積雪・寒冷・悪天候を考慮し、特に次の事項について事前に配慮しておく。

- ① 避難者全員を収容できる指定避難所の確保
- ② 指定避難所での暖房確保等の寒冷対策
- ③ 雪崩危険箇所等冬期間特有の危険箇所の市民等への事前周知

(4) 広域避難への配慮

被災による他県・他市町村への避難の発生を考慮し、特に次の事項について事前に把握しておく。

- ① 県、市及び防災関係機関の情報伝達体制の整備
- ② 旅館及びホテル等の宿泊施設や、避難の際に必要な車両等の事前確保
- ③ 迅速・確実に避難者へ情報を提供するための情報伝達体制の整備

2 主な取組

- (1) 地域の危険に関する情報の事前周知を図る。
- (2) 避難に関する情報（高齢者等避難・避難指示）等情報伝達体制の整備に努める。
- (3) 避難に関する情報発令の客観的基準の設定に努める。
- (4) 「警戒レベル」を用いた避難情報及び気象情報の発信に努めるとともに、平時から、情報を受取った住民が自発的に自らのとるべき行動を判断できるよう、周知啓発と訓練に取り組む。
- (5) 避難誘導體制の整備に努める。
- (6) 想定される避難者数や移動距離等に留意し、指定避難所等の適正な配置に努める。
- (7) 高齢者等避難発令時の避難行動要支援者避難誘導體制の確立に努める。

3 それぞれの役割

(1) 市民・企業等の役割

① 市民の役割

自らの責任において自身及びその保護する者の安全を確保するため、次の事項について平常時から努めるものとする。

ア ハザードマップ・防災マップ等により、浸水、土砂災害等、地域の潜在的な危険

に関する情報を事前に知っておく。

イ 指定緊急避難場所、指定避難所及び安全な避難経路、避難に要する時間等をあらかじめ確認しておく。

ウ 災害時の家族・社員等の連絡方法をあらかじめ決めておく。

エ 携帯ラジオ等、緊急時の情報入手手段を事前に用意する。

オ 避難に関する情報（高齢者等避難・避難指示）の意味を正しく理解しておく。

カ 「警戒レベル」のレベルごとの情報の切迫度と、災害ごと及びレベルごとの自らのとるべき行動を平時から理解しておく。

② 地域の役割

相互の協力のもと、自主防災組織等の活動により安全に避難できるよう、平常時から迅速かつ安全な避難体制の整備に努める。

ア 地域の危険箇所、避難路、指定緊急避難場所、指定避難所等を事前に確認する。

イ 避難行動要支援者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有に努め、避難・誘導に協力できる関係を築く。

ウ 市と共同で避難所を運営できるよう、訓練に参加する。

③ 多数の者が利用・所在する施設の管理者等の責務

次の事項に十分留意し、さらに各施設の消防計画等に基づき、各自の責任において避難・誘導等の安全確保対策を講ずる。

ア 学校、病院、社会福祉施設等、児童・生徒や要配慮者が主に利用・所在する施設の管理者

(ア) 施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測し、対策を講じておく。

(イ) 気象官署や行政の発表する情報の入手手段を用意する。

(ウ) 災害時の情報伝達・避難誘導体制を整備し、施設内外の安全な避難先を確認する。

(エ) 近隣の企業、事業所、住民組織等から避難の際に支援・協力を得られるよう、事前に協議する。

(オ) 保護者に対する入所者等の安否情報の連絡や引渡し方法等をあらかじめ定め、関係者に周知する。

イ その他の不特定多数の者が利用する公共・商業用施設の管理者

(ア) 施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測し、対策を講じておく。

(イ) 気象官署や行政の発表する情報の入手手段を整備する。

(ウ) 施設外の状況を的確に利用者に伝え、緊急時に施設外へ安全に退去させるための情報伝達及び避難・誘導体制を整備する。なお、避難確保計画等を作成しようとする場合においては、接続ビル等の管理者等の意見を聞くよう努めるものとする。

④ 企業等の役割

地域社会の一員として次により地域の避難対策への協力に努める。

ア 要配慮者等の避難を支援する。

イ 必要に応じて施設を帰宅困難者や地域住民等に避難場所として提供する。

ウ 大規模な集客施設等の管理者は、利用者の誘導体制を整備するとともに、帰宅困難者対策を行う。

(2) 市の役割

市は、危険が差し迫った状態になる前に市民等が事前に避難できるよう、また、他市町村からの避難住民を迅速に受け入れられるよう、次により体制を整備する。

① 地域の危険に関する情報の事前周知

ア 市民・企業等に対し、地域の特性を踏まえた風水害・土砂災害に関する基礎的な知識と災害時にとるべき行動、避難に当たっての注意事項などの普及・啓発を行う。

イ 県等から提供される浸水予測情報及び過去の浸水被害等の実績を基に、洪水、雨水出水又は高潮等による浸水、土砂災害警戒区域等の危険箇所や指定緊急避難場所、

指定避難所等を記したハザードマップ・防災マップを作成し、市民等に配布して周知を図る。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関と連携しつつ作成・検討を行う。なお、ハザードマップ・防災マップの作成にあたっては、住民参加や時間軸の設定によって見せ方を工夫するなど、住民等の理解の促進を図り、住民が災害時の状況を具体的にイメージできるようにするとともに、その周知にあたっては、情報の受け手側の世代等も考慮して確実に災害リスクを覚知できる手段を用いるよう努める。

- ウ ハザードマップ等の配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。
- エ 防災情報を正しく理解し、周囲に伝播できる自主防災組織のリーダー等の育成に努める。

② 避難に関する情報等情報伝達体制の整備

- ア 防災気象情報等について、夜間・休日を含めた受信・対応体制を整備する。
- イ 被災により、特定の情報伝達手段が使用できない場合も想定し、防災行政無線（戸別受信機を含む）、Ｌアラート、緊急速報メール（電子メール）、ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、スマートフォン用アプリ等や、ＩＰ通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図るなど、市民・企業等へ避難情報等を迅速・確実に伝達する複数の手段を整備する。特に、学校、要配慮者関連施設等の管理者への確実な情報伝達手段が確保できるよう留意する。また、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合におけるエリアを限定した伝達について、地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮したうえで検討する。
- ウ 小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育園等の施設と市との連絡・連携体制及び施設同士相互の連絡・連携体制の構築に努める。
- エ 在宅の要配慮者に対する避難指示等の伝達について、福祉関係者と協議の上、適切な方法を工夫する。
- オ 避難に関する情報と「警戒レベル」の意味及び自主的な避難等を含む市民等の取るべき行動について、正しい知識の普及を図るとともに、発令時の伝達にあたっては、住民等が危険の切迫性を認識できるように警戒レベルを用いるなど、伝え方を工夫し、避難行動を促していく。
- カ 土砂災害等において避難指示等の解除を行う際に必要な助言を求めることができるよう、国又は県との連絡調整窓口、連絡の方法を取決めておくとともに、連絡先の共有を徹底するなど、必要な準備を整えておく。
- キ 躊躇なく避難指示を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

③ 避難指示等の発令の客観的基準の設定

市長は、空振りをおそれずに、遅滞なく避難指示等を発令できるよう、次により警戒レベル相当情報に対応した客観的な基準を設定する。避難情報発令にあたっては、関係機関及び市民等に警戒レベルとの関連を明確化した上で周知する。

- ア 洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、上流のダム放水量、台風情報、降水量、洪水警報などの気象情報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。
- イ その他の中小河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に危険を及ぼすと判断したものについては、河川に関する情報、気象情報、過去の浸水害実績等から具体的な避難指示等の発令基準を設定する。
- ウ 避難指示等の発令対象区域については、洪水等により避難が必要となる範囲をまとめて発令できるよう、浸水想定区域図等を基に発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。
- エ 避難に関する情報の発令基準

区 分	発令時の状況等	市民に求める行動
高齢者等避難 警戒 Lv 3	災害のおそれあり 災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況	危険な場所から高齢者等は避難 ① 高齢者等（障害のある人等の避難に時間を要する人や避難支援者等）は危険な場所から避難する。 ② 高齢者等以外の人も必要に応じて、避難の準備をしたり、自主的に避難する。
避難指示 警戒 Lv 4	災害のおそれ高い 災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況	危険な場所から全員避難 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
緊急安全確保 警戒 Lv 5	災害発生又は切迫 居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況	命の危険 直ちに安全確保 居住者等は命の危険があることから直ちに身の安全を確保する。

- オ 市民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難指示等の発令に努める。そのために、平時から地域の災害リスクの特性を把握し、地形や避難者数の多寡など、地域の災害特性に応じて避難指示等を発令できるよう準備する。

④ 避難誘導體制の整備

- ア 避難指示を発令した際、市民が集団で避難できるよう、消防団、自主防災組織等による避難誘導體制を整備する。
- イ 在宅の避難行動要支援者の安全・確実な避難のため、「糸魚川市災害時要援護者避難支援プラン」を推進する。
- ウ 一般避難スペース、福祉避難スペース、介護施設等から、避難者に応じて最も適切な避難先を見極め、誘導する手法を確立する。
- エ 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「緊急安全確保」を行うべきことについて

て、日頃から市民等への周知徹底に努める。

⑤ 避難場所、避難所の指定及び整備

ア 指定と周知

- (イ) 市長は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、公共グラウンド、体育館、公民館、学校等公共的施設等を対象に、施設管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所（以下「避難所等」という。）について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定する。

指定緊急避難場所及び指定避難所の一覧は、資料10のとおり。

- (イ) 避難所等を指定したときは、標識の設置、広報紙・ハザードマップ・防災マップ等の配布、防災訓練等により市民にその位置等の周知徹底を図る。
- (ウ) 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から市民等への周知徹底に努める。
- (エ) 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。
- (オ) 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示し、標識の見方に関する周知に努めるものとする。

イ 指定にあたっての注意点

- (ア) 市は、指定緊急避難所については、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設を指定する。

また、災害に伴う高浪や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めること。

- (イ) 市は、指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定すること。

なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されているもの等を指定すること。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

- (ウ) 地区別に指定し、要配慮者でも歩いて避難できる程度の近傍に確保するように努める。
- (エ) 避難経路が、火災の延焼、津波・浸水、がけ崩れ等の危険に曝されないよう配慮する。
- (オ) 避難対象区域及び人口に見合った面積を確保する。
面積の目安は、避難場所は1人当たり1.0㎡、避難所は避難者1人当たり3～4㎡のスペースとすることに努める。
- (カ) 感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、災害発生前か

ら防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めること。

- (キ) 避難所等の耐震性や、地域のハザード等の情報も踏まえて、災害時に避難所として安全性について事前確認に努めること。
- (ク) 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性やプライバシーの確保など、男女のニーズの違い、男女双方及び性的少数者の視点等に配慮した避難場所の運営に努める。
- (ケ) 住民主体による避難所運営を目指し、自主防災組織の活動の向上を図るとともに、女性の視点、妊婦、乳幼児、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者の多様な視点を取り入れた避難所運営委員会等の体制作りにも努め、避難所環境や設備等の確保、運営体制づくりを推進する。
- (コ) 避難所予定施設は現行の建築基準に基づく耐震性を確保し、浸水による水没及び土砂災害による被災の危険のない建築物とするよう努める。
なお、浸水想定区域内にあたるなど、安全な避難所の確保が困難な地域にあつては、既存の堅固な中・高層建築物といった垂直避難のできる避難所整備を図る。
- (カ) 避難所予定施設には、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な設備を整備するよう努める。また、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器を整備するよう努める。
- (シ) 避難所予定施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるよう努めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。
- (ス) 避難所予定施設は、停電・断水・ガスの供給停止・電話の不通等の事態を想定し、これに備えた設備を整備するよう努める。
- (セ) 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養に配慮する。
- (ソ) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。
- (タ) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担を定めるよう努めるものとする。
- (チ) 指定避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努める。
- (ツ) 避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

ウ 即応体制の整備

- (ア) 夜間・休日でも直ちに施設を開放できるよう、できるだけ近隣住民に鍵の管理を委託する。
- (イ) 指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。
- (ウ) 避難所開設・運営に当たる職員を、施設近傍居住職員の中から事前に指定しておく。
- (エ) マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。
- (オ) 避難所予定施設には、市民が避難直後に必要とする物資や最低限の非常食等を

事前に配置するよう努める。

- (カ) 避難所の開設・運営について、自主防災組織等、地域の住民組織と事前に協議しておくよう努める。
- (キ) 市は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- (ク) 感染症等発生時における自宅療養者等の避難について、災害発生前から県と必要な情報共有及び災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）を調整し、連携して対応するよう努める。
- (ケ) 保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。
- (コ) 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。
- (サ) やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

エ 福祉避難所の指定

障害者等、指定避難所内の一般避難スペースでの共同生活が難しい要配慮者を収容する福祉避難所が必要となるため、次の事項に留意して指定する。

- (ア) 福祉避難所は、バリアフリー化されているとともに、要配慮者の避難生活に必要なスペースや設備等を備えた施設とする。
- (イ) 福祉関係者と協議し、福祉避難所開設時にケアに当たる要員の配置等を事前に確認する。
- (ウ) 主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものとする。

⑥ 広域避難に係る体制の整備

ア 他市町村への広域避難の発生に備えた体制整備

- (ア) 市は、避難の際に必要な市民への情報伝達を迅速に行えるよう、体制整備に努める。
- (イ) 市は、避難住民を迅速に把握し、県及び受入市町村等と連携して避難者が避難先で必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備に努める。
- (ウ) 災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

イ 広域避難の受け入れに備えた体制整備

- (ア) 市は、避難所等を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
- (イ) 市は、避難住民への情報伝達や支援・サービスを行うため、自主防災組織、防災関係機関等の協力を得るとともに、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に行うことのできる体制の整備に努める。

⑦ 住民避難誘導訓練の実施

- ア 地区別にあらかじめ定めた避難誘導体制に従い、避難指示が発出された際、住民が集団で避難できるよう、訓練を実施する。

- イ 地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO・ボランティア団体、学校等と協力し、要配慮者の参加を重点に置いた訓練を実施する。
- ウ 河川の氾濫、土砂災害警戒区域等や避難所等を記したハザードマップ・防災マップを作成し、市民等に配布して周知を図るとともに、指定避難所等やマップを活用した訓練を行う。
- エ 特に土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による市民の意識啓発に努める。

(3) 県の役割

① 県民への防災に関する情報の提供

- ア 風水害に関する基礎的な知識と避難にあたっての注意事項等の普及・啓発を行う。
- イ 県管理河川の水位情報や土砂災害危険度情報等については、インターネット等により、県民に提供する。
- ウ 県の防災専用ホームページにより防災情報を市民に提供する。

② 市の避難体制整備への支援

ア 地域の危険情報の提供

- (ア) 主要河川について氾濫時の浸水想定区域図を策定・提供する。
- (イ) 重要水防箇所等、河川等の危険箇所の情報を市と共有する。
- (ウ) 土石流、地すべり、がけ崩れの土砂災害警戒区域図等を提供する。
- (エ) 雪崩危険箇所の危険区域図を提供する。

イ 警戒レベルを用いた避難指示等の早期発令・伝達体制整備の支援

- (ア) 県から市への防災気象情報等の迅速な伝達体制を維持する。
- (イ) 市の避難指示等の発令の判断を支援するため、広域的又はスポット的な観測情報を提供する。また、必要に応じ専門的な助言を付して提供する。
- (ウ) 前記の情報収集・提供を行う県危機管理センターを拠点として、市への情報支援体制を確立する。
- (エ) 県内の放送機関と協議し、通信網の混乱時等に市が発令する避難指示等の伝達に協力が得られるよう、事前に手続等を定める。
- (オ) 市に対し、避難指示等の発令基準の策定や発令のタイミング、防災関係機関とのホットラインの活用等を示したタイムラインの作成を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行う。

ウ 避難場所、避難所等の確保への協力

- (ア) 市の指定避難所に、県立学校等、県の施設を提供し、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等に努める。
- (イ) 県の所管する公園整備等にあたり、指定緊急避難場所として活用できるよう配慮する。

エ 関係機関との情報交換体制の整備

避難住民及び緊急物資の運送に係る車両等の状況について、関係機関と情報交換のうえ、市に情報提供を行う。

- (ア) 介護保険施設、障がい者支援施設等に対し、あらかじめ同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請する。
- (イ) あらかじめ介護保険施設、障がい者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。
- (ウ) 避難住民及び緊急物資の運送に係る車両等の状況について、運送機関と情報交換のうえ、市に情報提供を行う。

オ 避難生活を支える人材の育成・確保

避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地

域のボランティア人材の育成・確保に努める。

③ 広域避難に係る市町村の調整

ア 他市町村への広域避難の発生に備えるための市の体制整備への支援

市民が迅速に避難できるよう、情報伝達体制の整備や、避難住民の移送に必要な車両等の状況について、関係機関と情報交換のうえ、市に情報提供を行う。

イ 広域避難の受入に備えるための市の体制整備への支援

市民が迅速に避難できるよう、あらかじめ市の受入能力（施設数、施設概要等）等を把握する。避難先としての旅館及びホテルの借上げについては、県が県旅館ホテル生活衛生同業組合と協定を締結する。

ウ 大規模広域災害時に、県内市町村が他県への円滑な広域避難を実施できるよう、他都道府県との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難方法を含めた手順等を定めるよう努める。

(4) 防災関係機関の役割

① 北陸地方整備局（高田河川国道事務所、松本砂防事務所）

ア 市が避難指示等の発令の客観基準を設定するにあたり必要な情報を提供し、助言及び技術的支援を行う。

イ 管理する河川等の水位情報等を、インターネット等を通じて常時市民等に提供する。

ウ 過去の河川氾濫の実績や破堤氾濫による浸水予測結果等を公表し、市民等に対して水害の危険に関する注意を喚起する。

② 新潟地方気象台

ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。

イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。

ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。

エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。

オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

③ 福祉関係者

民生委員、介護事業者等は、「糸魚川市災害時要援護者避難支援プラン」に定めるところにより、避難行動要支援者の居住実態等、情報の把握・共有に努め、緊急時の連絡方法、消防機関との協力、避難の支援者と避難先等について市と協議し、対応できる体制を定めておく。

第27節 要配慮者の安全確保計画

担当部署	市民生活課 ◎福祉事務所 健康増進課 危機管理課
------	--------------------------

1 計画の方針

(1) 基本方針

要配慮者は、災害対応に必要な情報の把握が困難で、さらに自らの行動等に制約のある場合も多いことから、その安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講ずることができるよう、市、県等の行政と日ごろ、要配慮者の身近にいる地域住民、自主防災組織、関係団体及び社会福祉施設、医療施設等は協力しながら、それぞれの役割を適切に行うことができる体制を確立する。

(2) 積雪期の対応

必要により避難行動要支援者宅の雪下ろし、除雪等の措置を講ずる。

2 市の役割

市は、災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を作成し、避難情報に関するガイドラインに基づき、避難行動要支援者の個別避難計画を自主防災組織等と協力して策定する。また、実際に避難訓練等を行うなど、県、防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等及び地域住民及び要配慮者を支援する者等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを行う。

また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、水害や土砂災害に関する避難確保計画を策定するにあたっては、県と連携して積極的に支援を行う。

さらに、上記避難確保計画の作成・変更に伴い、施設管理者等から避難確保に関する計画の報告があったときは、内容を確認し、必要に応じて助言等を行う。

なお、上記避難確保計画に基づいて実施される避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、職員、住民等の防災意識の醸成や、要配慮者への注意喚起等を実施する。

具体的な計画は、震災対策編 第2章「第26節 要配慮者の安全確保計画」に準ずる。

第28節 食料・生活必需品等の確保計画

担当部署	市民生活課 税務保険課 福祉事務所 産業労働課 農林水産課 ◎危機管理課
------	---

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ① 風水害発生から「最低3日間、推奨1週間」の間（他の地域から食料及び生活必需品が届いたり、物流が確保されたりするために必要となる期間の目安）に必要な飲料水、食料及び生活必需品（以下「食料及び物資等」という。）は、市民（家庭、企業・事業所、学校等）が自らの備蓄で賄うことを原則とする。
- ② 市は、住家や施設の被災により備蓄した物資等が確保できない市民や一時的滞在者に対し物資等を供給するとともに、そのために必要となる燃料や物資等を緊急調達する。
- ③ 市は、燃料や物資等の供給又は緊急調達が困難な場合、県に対し燃料や物資等の提供又は調達の代行を要請する。
- ④ 市及び県は、上記の責務を果たすため、別に協議して定める物資等の備蓄目標と分担割合に基づいて、達成についての年次計画を策定し、早期の達成を目指す。
- ⑤ 民間事業者に委託可能な業務（支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

(2) 要配慮者に対する配慮

- ① 市は、食料の供給にあたって、高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患患者、食物アレルギー患者等に配慮し、これらの者に必要な食料及びその数量を「大規模災害に備えた栄養に配慮した食料備蓄量の算出のための簡易シミュレーター（厚生労働省）」等を活用し適切に把握し、備蓄方法等について事前に検討し、災害時に速やかに供給できる体制を整備する。食料の備蓄、提供方法、配食等にあたっては、管理栄養士等の活用を図る。
また、併せて、宗教等食習慣の違いに配慮するよう努める。県は、市の体制整備を支援する。
- ② 市は、高齢者、乳幼児、女性、障がい者に提供する物資のほか、温食提供、介護等のため必要な物資について検討し、災害時に速やかに供給できる体制を整備する。県は、市の体制整備を支援する。

(3) 積雪期の対応

- ① 市は、輸送の困難を想定し、備蓄物資等を可能な限り各地区の避難所予定施設等に事前配備するよう努める。
- ② 市は、避難所予定施設等における採暖用及び調理用の熱源器具と燃料の事前配備に努める。
- ③ 市は、避難所予定施設等において停電時でも災害状況の把握ができるよう、携帯ラジオ等の配備に努める。

(4) 夏季における対応

市は、夏季においては、避難所予定施設が高温多湿になることも予想されることから、食料の提供にあたって、食中毒の発生を防止する等衛生対策に万全な体制を整備する。

具体的な計画は、震災対策編 第2章「第27節 食料・生活必需品等の確保計画」に準ずる。

第29節 学校等の風水害対策

担当部署	教育委員会
------	-------

1 計画の方針

(1) 基本方針

風水害が発生した場合における、学校（幼稚園、保育園を含む。以下同じ。）での園児、児童、生徒（以下、「生徒等」という。）、教職員等の安全確保のほか、施設の保全に関する迅速な対応を図る。

(2) 要配慮者に対する配慮

各学校や学校設置者は、学校防災計画の作成や風水害に備えた施設・設備の整備にあたっては、震災対策編第2章「第26節 要配慮者の安全確保計画」の記述を参考に、特別な支援を要する生徒等の安全にも十分配慮する。

(3) 積雪期の対応

各学校や学校設置者は、学校防災計画の作成や防災訓練の実施及び施設・設備の整備等にあたっては、通常の避難方法によることが困難な積雪期にも十分配慮する。

具体的な計画は、震災対策編 第2章「第28節 学校等の地震防災対策」に準ずる。

第30節 文化財の風水害対策

担当部署	教育委員会
------	-------

1 計画の方針

(1) 基本方針

市は、文化財の現状把握に努めるとともに、文化財所有者及び管理責任者（以下、「文化財所有者等」という）に風水害への予防措置に係る指導・助言を行う。

また、文化財所有者等は風水害から文化財を保護するため、文化財の管理、防災設備の設置及び保存環境の整備等に努める。に風水害への予防措置に係る指導・助言を行う。

(2) 文化財の種別毎の対策

① 建造物

文化財所有者等は、文化財を修理・保存し建造物としての性能を維持するとともに、防災設備の設置や点検整備を実施する。市及び県はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

② 美術工芸品、有形民俗文化財

文化財所有者等は、市及び県の指導・支援を受けながら、収蔵庫等保存施設の修理や設置を行うとともに、保存・展示方法等についても随時検討を加え、被害を最小限度に抑える工夫をしていく。

③ 史跡、名勝及び天然記念物

文化財所有者等は定期的な巡視によって現状を把握し、暴風・洪水による倒壊・崩壊又はそれによる二次災害等が生ずることのないよう、事前の措置を講じておく。市及び県はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

2 主な取組

(1) 指定文化財、未指定文化財の把握と防災対策の促進を図る。

(2) 防火施設等の整備促進を図る。

(3) 博物館等の水密化を図る。

3 それぞれの役割

(1) 市民・文化財所有者等の役割

① 市民の役割

文化財の愛護に心がけ、文化財に異変が見られた場合には、文化財所有者等又は関係機関等へ速やかに連絡を行う。

② 地域の役割

地域全体の共有財産として文化財を愛護・保護するとともに、緊急時における連絡・援助体制を事前に確認し、確立しておく。

③ 文化財所有者等

ア 文化財の実態を常に把握し、風水害から文化財を保護するために、文化財の修理、防災設備の設置及び保存環境の整備等に努める。

イ 文化財の日常管理に心がけるとともに、暴風・洪水等に備えた防災対策を講じ、緊急時における対応体制を確立しておく。

市及び県の役割については、震災対策編 第2章 第29節「3 それぞれの役割」に準ずる。

第31節 ボランティア受入れ体制の整備

担当部署	福祉事務所
------	-------

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時における被災者の救援活動において大きな役割を果たす災害ボランティアの自主性・自立性を尊重しながら、組織的な活動が円滑に行われるよう、平常時から市、県及び関係機関と連携し、支援・協力体制について整備する。

(2) 事前体制の整備

糸魚川市社会福祉協議会は、市等の協力を得ながら災害ボランティアを受け入れる市災害ボランティアセンターの体制を整備する。

具体的な計画は、震災対策編 第2章「第30節 ボランティア受入れ体制の整備」に準ずる。

第32節 事業所等の事業継続

担当部署	産業労働課
------	-------

1 計画の方針

企業・事業所(以下、「事業所等」という。)は、災害時の事業所等の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントを実施することで、各事業所等において防災活動の推進に努める。

具体的な計画は、震災対策編 第2章「第31節 事業所等の事業継続」に準ずる。

第33節 行政機関等の業務継続計画

担当部署	全部署 ◎総務課
------	----------

1 計画の方針

風水害発生時における行政機関等の業務継続は、地域の機能が停止することなく、継続可能な社会を構築するために不可欠であることから、行政機関の業務継続計画（BCP）作成を促進するとともに、業務継続マネジメント（BCM）能力の向上を図ることにより、業務継続の確保に努める。

具体的な計画は、震災対策編 第2章「第32節 行政機関等の業務継続計画」に準ずる。

第3章 災害応急対策

災害応急対策タイムスケジュール

担当部署	全部署 ◎危機管理課
------	------------

1 計画の方針

風水害の災害応急対策としては、まず災害発生直前の警報等の伝達、水防等の災害未然防止活動、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、被害の拡大の防止、二次災害の防止、人命の救助・救急・医療活動を進めることとなる。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。さらに、応急収容、必要な生活支援（食料、飲料水、燃料等の供給）を行う。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供を行っていくこととなる。

このほか、広域的な人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。

また、被災地の時間・空間は有限の資源であるため、風水害発生前後の各段階に応じた作業の優先順位を、県民も防災関係機関も共に理解し、行動しなければならない。

風水害発生前後の各段階において優先的に実行又は着手すべき主な業務を時系列的に示すと次の通りである。

(1) 豪雨・暴風等により災害発生が予測される段階

- 気象警報の伝達
- 災害警戒本部の設置、防災関係機関の指揮体制確立
- 防災関係機関職員の緊急参集（勤務時間外の場合）
- 土砂災害警戒情報の発表、水防警報の発令、河川等の警戒監視強化
- 土砂災害緊急情報の通知
- 住民避難情報の収集
- ア 高齢者等避難の発表
 - ・ 指定避難所の開設準備（施設の安全確認、管理・運営職員の派遣）
 - ・ 避難行動要支援者の所在確認、避難所等への移動
 - ・ 一般住民の避難準備
 - ・ 児童、生徒の安全確保
- イ 避難の指示
 - ・ 一般住民の移動避難、避難所への収容
 - ・ 避難所備蓄物資による対応
 - ・ 避難者の状況把握
 - ・ 残留住民の移動避難、建物上層階等への垂直避難
- ウ 警戒区域の設定
 - ・ 立ち入り制限または禁止、：残留住民の退去

(2) 豪雨・暴風等による災害の発生中（破堤氾濫、浸水等）

- 災害対策本部の設置
- 被害情報の収集
- 市長、県知事の緊急アピール
- 水防活動等被害拡大防止活動の実施
- 土砂災害緊急情報の通知
- 自衛隊等の派遣要請、広域応援の要請
- 公的救助機関による被災者の救出、負傷者の搬送

- 交通規制の実施
- 県災害ボランティア支援センターの設置
- 避難所への避難者の概数及び食料等必要量の把握
- 避難所等への食料・生活必需品の輸送
- 避難所等への仮設トイレの設置
- 被災地への救護所の設置
- 避難所での要配慮者支援対策の実施
- (3) 避難指示等の解除から24時間以内
 - 災害救助法の申請・適用
 - 通信途絶地域への仮設通信設備設置
 - 市内被害状況の把握
 - 被災地外からの医療救護班の派遣（必要に応じて）
 - 避難所外避難者の状況の把握
 - ボランティアセンターの設置
 - 義援金の受付
 - 義援物資の受付・保管場所の公表
 - 初期必要物資の公表
- (4) 避難指示等の解除から3日以内
 - ライフライン、公共土木施設等の被災状況調査と応急措置
 - 健康相談の実施
 - 浸水地域の消毒・感染症予防対策の実施
 - 断水地域への給水車による給水
 - ボランティアの作業開始
 - 義援物資の受入れ開始

2 災害応急対策各業務の実施時期

防災関係機関は、災害応急対策の各業務が相互に深く関連していることを理解し、他の業務との整合に留意して効率的な実施を図る。本計画の災害応急対策の全業務の時系列的進行目標について、糸魚川市災害時業務継続計画と整合を図りながら整備を進める。また、時系列的進行目標に合わせたタイムラインの整備も検討する。

第3章 災害応急対策

第1節 災害対策本部の組織・運営計画

担当部署	全部署 ◎危機管理課
------	------------

1 計画の方針

市域に大規模な風水害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合、市及び防災関係機関は災害規模に応じた初動体制を確立するとともに、相互に連携して災害応急対策を迅速かつ的確に実施し、災害の拡大防止及び被害の軽減を図る。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第1節 災害対策本部の組織・運営計画」に準ずる。

資料 2-1 初動体制基準

資料 2-2 糸魚川市災害対策本部組織図

資料 2-3 糸魚川市災害対策本部業務分掌

第2節 防災関係機関の相互協力体制

担当部署	総務課 ◎危機管理課 消防本部
------	-----------------

1 計画の方針

大規模な風水害が発生し、市単独では応急対策が困難なときは、県、他市町村、自衛隊等防災関係機関及び災害時応援協定締結団体等の協力を得て応急対策を実施し、災害の拡大を抑止する。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第2節 防災関係機関の相互協力体制」に準ずる。

第3節 気象情報等伝達計画

担当部署	企画課	能生事務所	青海事務所	◎危機管理課
------	-----	-------	-------	--------

1 計画の方針

(1) 基本方針

風水害は気象情報の収集により、災害発生危険性のある程度予測し、事前対策を講ずることが可能なことから、市民及び関係機関に対し迅速かつ適切に情報を伝達し、災害応急対策活動や市民等の避難の効果的な実施に役立てる。

(2) それぞれの責務

① 市民の責務

市が伝達する避難に関する情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、地元自治会や近隣住民とも連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める。

② 市の責務

ア 市は、気象等の特別警報・警報・注意報について、新潟地方気象台、県、消防庁等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、地域内の公共団体、行政機関、施設管理者、自主防災組織等に通報するとともに、住民へ周知する。

イ 市は、気象等の特別警報について通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線（戸別受信機を含む）及び広報者等により住民へ周知する。

ウ 市は、気象等の特別警報の通知を受けたときは、市民及び関係機関に、直ちに通知された事項を周知させる措置をとらなければならない。

エ 市は気象等の特別警報・警報・注意報のほか、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を住民等へ周知する場合は、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

③ 県の責務

ア 県は、新潟地方気象台から災害に関する予報又は警報の通知を受けたときは、市に通知するよう努める。

イ 特に、気象等の特別警報の通知を受けた場合は、直ちに通知された事項を関係市町村に通知しなければならない。

ウ 県は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

④ 国の責務

ア 新潟地方気象台は、気象等の警報等を発表したときは、直ちにその警報事項を関係機関に通知する。

イ 新潟地方気象台は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

(3) 主な取組

気象等の予報、警報及び災害関係情報を、市民及び関係機関に対し迅速かつ的確に伝達し、災害応急対策活動や市民等の避難の効果的な実施に役立てる。

(4) 要配慮者に対する配慮

市は、国、県、新潟地方気象台等からの気象・防災情報等に基づき、要配慮者への高齢者等避難の発令の時期を判断し、迅速かつ的確に伝達する体制を整備する。

また、市は、消防団、自治会及び自主防災組織等の協力を得ながら、高齢者、障がい者及び観光客等に的確に情報を伝達し、避難誘導を行うよう努める。

(5) 積雪期の対応

市は、避難路の積雪又は凍結等による避難の困難さを勘案した適切な避難誘導に努める。

2 業務の内容

(1) 特別警報・危険警報・警報・注意報及び気象情報

新潟地方気象台は、気象業務法（昭和27年法律第165号）等法令の定めるところにより、新潟県内における特別警報・警報・注意報及び気象情報の発表を行い、関係機関に通知し市民に周知させる。

その際、地方公共団体等の防災機関や住民が風水害による危険度を具体的に把握できるよう、危険度が高まる時間や場所を色分けして示した表や地図（危険度分布（通称：キキクル））など、より適切な形態での伝達を図り、気象等に関する警報等の利用の高度化に努めるものとする。

① 特別警報・危険警報・警報・注意報

気象現象により、災害が発生するおそれがあるときなどには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときなどには「警報」が、重大な災害等が起こるおそれが大きい危険な状況であるときには警報の一種として「危険警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、市町村ごとに発表される。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

新潟地方気象台が糸魚川市を対象に発表する特別警報・危険警報・警報・注意報等の種類及び概要は以下のとおり。発表基準については、気象庁ホームページに掲載されている最新の基準値を確認するものとする。

ア 特別警報・危険警報・警報・注意報の名称と概要（警戒レベル相当情報）

警報等の名称等		概 要
レベル5 特別警報 （警戒レベル5に相当）	レベル5 大雨特別警報	大雨による重大な浸水害等※1 が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。
	レベル5 土砂災害 特別警報※4	大雨による重大な土砂災害が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。
	レベル5 氾濫特別 警報※3	河川※2 氾濫による重大な災害が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。
	レベル5 高潮特別警報	高潮による重大な浸水害等が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。
レベル4 危険警報 （警戒レベル4に相当）	レベル4 大雨危険警報	大雨による重大な浸水害等※1 が起こるおそれが大きい危険な状況の場合に発表。

	レベル4 土砂災害危険 警報※4	大雨による重大な土砂災害が起こるおそれ大きい危険な状況の場合に発表。
	レベル4 氾濫危険警報 ※3	河川※2 氾濫による重大な災害が起こるおそれ大きい危険な状況の場合に発表。
	レベル4 高潮危険警報	高潮による重大な災害が起こるおそれ大きい危険な状況の場合に発表。
レベル3 警報 (警戒レベル3に 相当)	レベル3 大雨警報	大雨による重大な浸水害等※1 が起こるおそれがある場合に発表。
	レベル3 土砂災害警報 ※4	大雨による重大な土砂災害が起こるおそれがある場合に発表。
	レベル3 氾濫警報※3	河川※2 氾濫による重大な災害が起こるおそれがある場合に発表。
	レベル3 高潮警報	高潮による重大な災害が起こるおそれがある場合に発表。
レベル2 注意報 (警戒レベル2)	レベル2 大雨注意報	大雨による浸水害等※1 が起こるおそれのある場合に発表。
	レベル2 土砂災害注意 報※4	大雨による土砂災害が起こるおそれのある場合に発表。
	レベル2 氾濫注意報※ 3	河川※2 氾濫による災害が起こるおそれのある場合に発表。
	レベル2 高潮注意報	高潮による重大な災害が起こるおそれがある場合に発表。

※1 大雨の注意報・警報等は、内水氾濫による浸水害及び大雨や融雪による洪水予報河川以外の河川の外水氾濫を対象に発表。

※2 洪水予報河川

※3 洪水予報河川に発表する洪水注意報はレベル2 氾濫注意報の名称を、洪水警報（洪水危険警報を除く。）はレベル3 氾濫警報の名称を、洪水危険警報はレベル4 氾濫危険警報の名称を、洪水特別警報はレベル5 氾濫特別警報の名称を、それぞれ用いて行う。

※4 土砂崩れ注意報はレベル2 土砂災害注意報の名称を、土砂崩れ警報（土砂崩れ危険警報を除く。）はレベル3 土砂災害警報の名称を、土砂崩れ危険警報はレベル4 土砂災害危険警報の名称を、土砂崩れ特別警報はレベル5 土砂災害特別警報の名称を、それぞれ用いて行う。

イ 特別警報・警報・注意報の名称と概要（警戒レベル相当情報以外）

警報等の名称		概要
特別警報	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけ。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。
警報	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけ。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
注意報	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかけ。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加される場合あり。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけ。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあると発表。

着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるときに発表。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表。

ウ 特別警報・危険警報・警報・注意報の発表対象区域

特別警報・危険警報・警報・注意報は新潟県内を市町村毎に分けた二次細分区域単位で発表する。

なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、一次細分区域や市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
上 越	上越市	上越市
	糸魚川市	糸魚川市
	妙高市	妙高市

② 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から明後日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（上越、中越、下越、佐渡）で、3日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（新潟県）で発表される。大雨、土砂災害、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

③ 時系列情報（明日までの警報等の見通し）

特別警報・危険警報・警報・注意報に先立って、市町村単位で、警報級の現象の発生が想定される時間帯（土砂災害の警報・危険警報、高潮の注意報・警報・危険警報については情報の発表が想定される時間帯）の見通しを「災害切迫」（黒）、「危険」（紫）、「警戒」（赤）、「注意」（黄）の色で表示する。翌日までの3時間ごとの気象状況の見通しが1日4回発表される。なお、警報等の見通しが大きく変わった場合には、必要に応じて定時の発表を待たず臨時で発表される

④ 新潟県気象防災速報

気象情報のうち、警戒レベル相当情報やそれ以外の警報等を補足する情報として、線状降水帯など顕著現象が発生または発生しつつある場合に「気象防災速報」を発表する。気象防災速報で伝える情報は以下の5つである。

ア 気象防災速報（記録的短時間大雨）

レベル3大雨警報等を発表中かつ大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、当該地域にとって数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせる）された場合に、気象庁から「新潟県気象防災速報（記録的短時間大雨）」という表題の情報が発表される。

イ 気象防災速報（線状降水帯発生）

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「新潟県気象防災速報（線状降水帯発生）」という表題の情報が気象庁から発表される。

ウ 気象防災速報（線状降水帯直前予測）

線状降水帯発生の可能性が高まった場合には、線状降水帯発生の2～3時間前を目標に、予測情報として「新潟県気象防災速報（線状降水帯直前予測）」という表題の情報が気象庁から発表される。

エ 気象防災速報（短時間大雪）

強い降雪により大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合には、「新潟県気象防災速報（短時間大雪）」という表題の情報が発表される。

オ 気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃）

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（上越、中越、下越、佐渡）で気象防災速報（竜巻注意）として気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（上越、中越、下越、佐渡）で気象防災速報（竜巻目撃）として発表される。これらの情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

⑤ 全般気象解説情報、北陸地方気象解説情報、新潟県気象解説情報

気象の予報等について、警報等に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、警報等が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。表題は、「気象解説情報（大雨・落雷・突風）」のように、（ ）内に注目される現象のキーワードが付記される。気象解説情報のうち、線状降水帯による大雨の可能性がある程度高いことが予想された場合に、大雨に対する心構えを一段高めていただくことを目的として、半日程度前から「気象解説情報（線状降水帯半日前予測）」という表題で発表される。台風に関する情報については「気象解説情報（台風第○号）」という表題で発表される。

また、大雨や土砂災害の警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・地方・府県気象解説情報が発表される場合がある。

⑥ 土砂災害警戒情報

ア 土砂災害警戒情報の発表

市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、新潟県と新潟地方気象台から共同で発表される。令和8年5月から、気象業務法第13条第1項に基づく土砂災害に関する警報と一体として、「レベル4土砂災害危険警報」の名称を用いて通知等が行われる。

イ 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報を発表した際には、新潟地方気象台は県及び関係機関へ伝達し、県は市へ伝達する。伝達経路は気象警報等の伝達系統図に準ずる。

⑦ キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

ア 土砂キキクル

大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。最大6時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の組み合わせの予測を用いて常時10分ごとに更新しており、土砂災害の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

- ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
- ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
- ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
- ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

イ 浸水キキクル

短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨の警報等

- が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
- ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
 - ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
 - ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
 - ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

ウ 洪水キキクル

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

- ・「警戒」（赤）、「危険」（紫）、「災害切迫」（黒）：「災害切迫」（黒）は命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5相当情報。

エ 流域雨量指数の予測値

各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

オ 大雨キキクル

浸水キキクルと洪水キキクルのメッシュを重ね合わせ、危険度の高い色を優先的に表示したもの

⑧ 指定河川洪水予報（姫川）

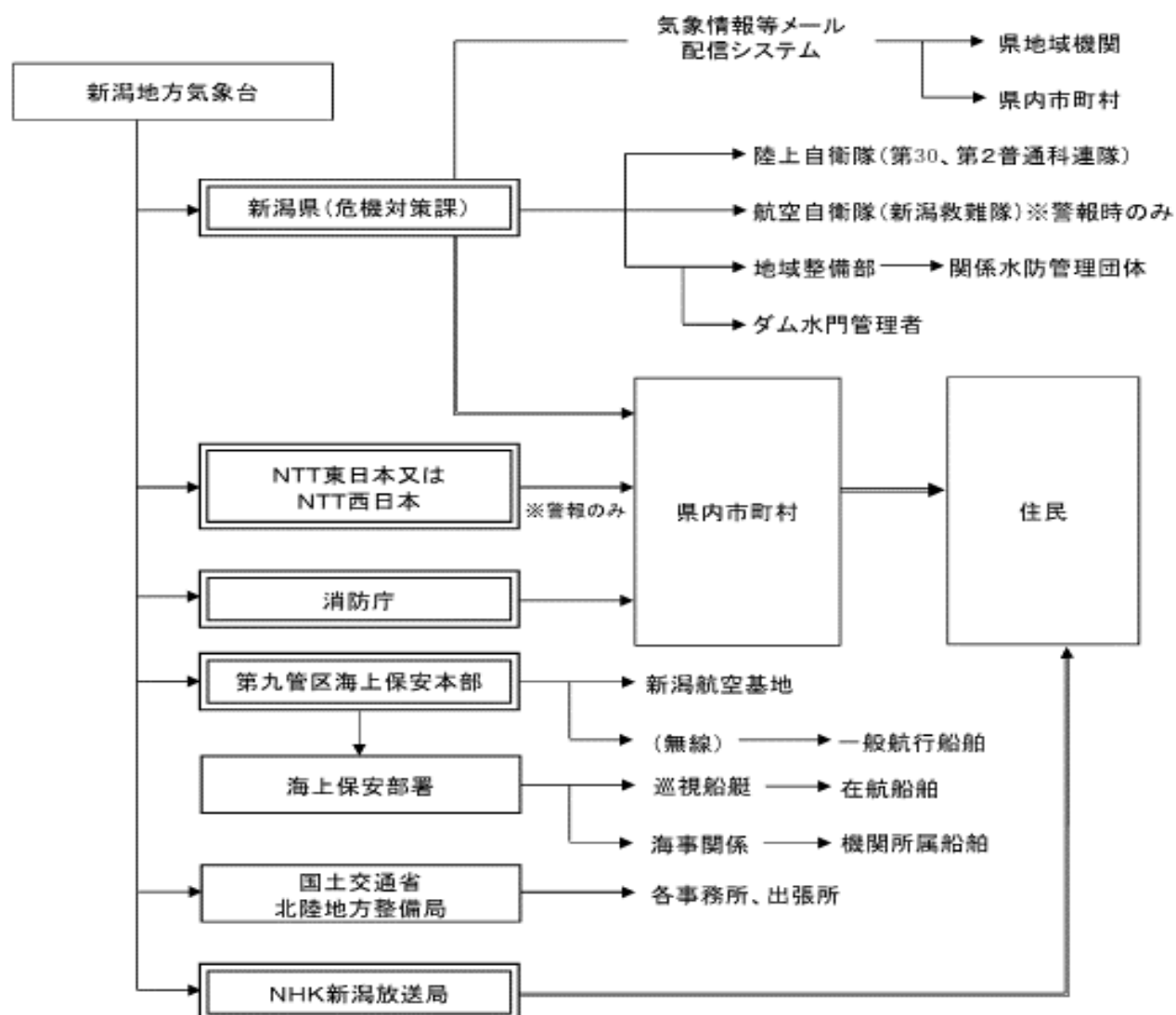
河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。

姫川予報区について、高田河川国道事務所と新潟地方気象台が共同で下表の標題により発表する。警戒レベル2及び3～5に相当する。ただし、姫川レベル5氾濫特別警報は新潟地方気象台が発表する。

■指定河川洪水予報の名称と概要

名称	概要
レベル5 氾濫特別警報／ 氾濫発生情報	氾濫が発生又は氾濫による著しい危険が切迫しているとき（氾濫発生水位に到達するとき、堤防の損傷・水門などの施設の機能支障等により氾濫のおそれが高まったときなど）、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
レベル4 氾濫危険警報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇により、まもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
レベル3 氾濫警報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、レベル4 氾濫危険警報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
レベル2 氾濫注意報	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないとき、レベル4 氾濫危険警報又はレベル3 氾濫警報を発表中に避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った場合を除く）、レベル3 氾濫警報発表中に水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）に発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2。

気象警報等の伝達系統図



二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務づけられて
いる伝達経路。

(2) 新潟地方気象台の業務

ア 一般の利用に適合する注意報・警報等の伝達

新潟地方気象台は、気象警報等を発表、切替え、解除したときは、気象注意報・警報等の伝達系統図により、関係機関へ速やかに専用通信施設又は公衆通信施設により伝達する。

イ 船舶の利用に適合する予報及び警報

新潟地方気象台は、日本海中部海域（能登沖、佐渡沖、秋田沖、沿海州南部沖）の海上を対象として地方海上予報及び警報を発表する。（海上風警報、海上濃霧警報等）

地方海上警報等を発表、切替え、解除したときは、第九管区海上保安本部（上越海上保安署）に通知するほか、報道機関に伝達し、航行中の船舶や陸上の関係者に周知するよう努める。

(3) 市の業務

市は、関係機関から警報等の伝達を受けたときは、速やかにその内容に応じ、警報発令時の情報伝達体制等により、的確な防災対策及び避難対策等の必要な措置を講ずるとともに、防災行政無線（戸別受信機を含む）、安心メール等の適切な方法によって、市民等に周知する。

(4) 県の業務

県は、新潟地方気象台から警報等の通報を受けたときは、速やかにこれを関係地方機関及び市に伝達する。また、気象情報等の通報についても、必要と認める事項は関係市町村等に通報するものとし、この場合は、一斉メールによるほか、新潟県防災行政無線、一般電話、県警察本部所管の通信網及び日本放送協会新潟放送局の放送等により周知を図る。

(5) NTT東日本の業務

NTT東日本（障害時にはNTT西日本）は、(1)①イの「注意報・警報の発表対象区域」に当市が該当する通報を受けたときは、一般通信に優先し所管の通信網（FAX）により、あらかじめ計画された組織によって速やかにこれを市に伝達する。

(6) 放送機関の業務

日本放送協会新潟放送局は、警報等又は気象情報の通報を受けたときは、ラジオにあっては番組間を利用し、又は緊急の場合は番組を中断し、テレビにあっては字幕により放送し、速やかに関係地域一般にこれを放送しなければならない。

なお、その他の放送機関においても積極的に協力するものとする。

(7) 第九管区海上保安本部（上越海上保安署）の業務

警報等又は気象情報の通報を受けたときは、必要と認めるものについて管内関係先へ通報する。

(8) 水防警報等の取扱

本章「第4節 洪水予報・水防警報伝達計画」に定めるところによる。

(9) 異常現象発見時における措置

ア 異常現象の種別

(ア) 竜巻（農作物、建造物に被害を与える程度以上のもの）

(イ) 強い降ひょう（農作物等に被害を与える程度以上のもの）

(ウ) 異常潮位（天文潮（干潮）から著しくずれ、異常に変動するもの）

(エ) 異常波浪（海岸等に被害を与える程度以上のうねり、風浪であって、前後の気象状況から判断して異常に変動するもの）

(オ) なだれ（建造物又は交通等に被害を与える程度以上のもの）

(カ) その他異常なもの

イ 通報手続

(ア) 異常現象を発見した者は、速やかに市又は警察官、海上保安官に通報する。

(イ) 通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を市に通報する。

(ウ) 市は、上記(ア)又は(イ)により通報を受けたときは、直ちに次の機関に通報する。

- a 新潟地方気象台
 - b 糸魚川地域振興局長、その他関係機関
 - c 当該災害に関係する隣接市町村
 - (エ) 糸魚川地域振興局長は、通報を受けたときは、その旨を直ちに県危機対策課長及び関係部課長に通報する。
 - (オ) 県及び県警察本部は、通報を受けたときは、相互に連絡するとともに、新潟地方気象台にその旨を直ちに通報する。
- (10) 火災気象通報
- ① 新潟地方気象台の業務
消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに新潟地方気象台が新潟県知事に対して通報し、県を通じて市町村や消防本部に伝達される。伝達については、気象警報等の伝達系統図に準ずる。
 - ② 県の業務
県は、新潟地方気象台から火災気象通報を受けたときは、一般の気象注意報・警報の伝達に準じて、関係市町村に伝達する。
 - ③ 火災気象通報の通報基準
通報基準は、新潟地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、実施基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しないときがある。
- (3) 火災警報
- ① 市の業務
市は、県から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報の発令等火災予防上適宜な措置を講ずる。
市は、火災警報を発令し、又は解除したときは、防災行政無線、広報車・消防車等による呼びかけ等、公衆及び所在の官公署・事業所等に周知するとともに、県消防課に通報する。
 - ② 市民・企業等の責務
市が火災警報を発令したときは、市の区域に在る者は、糸魚川市火災予防条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。
 - ② 県の業務
県消防課は、市から火災警報の通報を受けたときは、放送機関に放送を依頼する。

第4節 洪水予報・水防警報伝達計画

担当部署	企画課	都市建設課	◎危機管理課	消防本部
------	-----	-------	--------	------

1 計画の方針

(1) 基本方針

風水害は気象情報の収集により、災害発生の危険性のある程度予測し、事前対策を講ずることが可能なことから、市民及び関係機関に対し迅速かつ適切に情報を伝達し、市民等の災害応急対策活動や避難の効果的な実施に役立てる。

本節では、風水害対策のうち、洪水予報及び水防警報等の取扱について定める。

(2) それぞれの責務

① 市民の責務

「自らの命は自らが守る」という意識のもと、市が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、地元自治会や近隣住民とも連絡を密にするなどして、自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める。

② 市の責務

ア 住民が主体的かつ適切な避難行動がとれるように国、県、新潟地方気象台等からの気象・防災情報、水防警報等に基づき、市民への避難指示等の発令の時期を判断し、迅速かつ的確に伝達する。

水防警報が発表されない河川の水防予知は市長が行うものとし、必要がある場合は、水防警報に準じて措置するものとする。

イ 市長は、水防管理者として水防活動を十分に果たすべき責任を有しており、河川の水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、市水防計画（本計画）で定める関係者に通報し、水防上必要があるときは水防団（消防団）及び消防機関を準備又は出動させる。

③ 国及び県の責務

ア 洪水予報河川

流域面積の大きい河川で洪水により相当な損害が予想されるものについては国・県が洪水予報河川に指定し、気象庁と共同して、洪水のおそれがあるときは河川の水位又は流量を国は県に、県は水防管理団体（市）に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

市内においては、姫川（指定水位局は山本）が国の洪水予報河川に指定されており、高田河川国道事務所と新潟地方気象台が共同で洪水予報を行い、糸魚川地域振興局への通知を行う。通知を受けた糸魚川地域振興局は、直ちに市に伝達する。

また、国が取得した洪水予報河川に関する予測水位情報を県が必要とする場合は提供を求めることができる。国は予測水位情報の提供の求めがあった場合は、気象庁と県に提供する。

イ 水位周知河川

上記洪水予報河川以外で、洪水により相当な損害が予想されるものについては国・県が水位周知河川に指定し、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位：洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。市長の避難指示等の発令判断の目安となる水位）を定め、河川の水位がこれに達したときは水位又は流量を国は県に、県は水防管理団体（市）に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

市内においては、姫川（指定水位局は大前）が県の水位周知河川に指定されており、氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したときは、糸魚川地域振興局が市に水位又は流量を通知する。

ウ 水防警報河川

洪水により相当な損害が予想されるものについては国・県が水防警報河川に指定し、これにより水防警報を発表したとき又はその通知を得たときは、直ちにその警報事項を国は県に、県は水防管理団体(市)及びその他の水防関係機関に通知する。

市内においては、姫川(指定水位局は山本)が国の水防警報河川に、姫川(指定水位局は大前)が県の水位警報河川に指定されている。

■ 市内における水防警報河川

河川名	区 域	水防警報等の発表者
姫川	(左岸) 大字西川原字川内山 963 番地 1 地先から日本海まで	国土交通省高田河川国道事務所
	(右岸) 大字根小屋字中カマチド 37 番地 1 地先から日本海まで	
	(左岸) 長野県境から大字西川原字川内山 963 番地 1 地先まで	糸魚川地域振興局(地域整備部)
	(右岸) 長野県境から大字根小屋字中カマチド 37 番地 1 地先まで	

■ 水防警報の対象となる水位観測所

河川名	観測所名	地名	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	堤防高	所管
姫川	山本 (国指定)	大字山本	0.59m	1.48m	1.92m	2.28m	5.20m	国土交通省
	大前 (県指定)	大字小滝	117.59m	118.59m	119.45m	120.10m	122.32m	糸魚川地域振興局

(山本水位観測所の水位は零点表示、大前水位観測所の水位は標高標示)

■ 水防警報内容

段 階	警 報 内 容	
第1段階	準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、点検、水門等の開閉、通信及び輸送の確保、水防活動の準備等をする必要があるとき
第2段階	出動	水防機関が出動する必要があるとき。
第3段階	水位	水位の上昇又は下降、満水時間、最高水位の大きさ及び時刻等、水防活動上必要な水位状況の通知をするとき。
第4段階	解除	水防活動の終了通知をするとき。

エ 水位の通知及び公表

量水標管理者として、洪水のおそれがあり、量水標の水位が水防団待機水位(通報水位)を超えるときは、その水位の状況を水防計画で定める関係者に通報する。

また、量水標の水位が氾濫注意水位(警戒水位:水防団待機水位を超え、災害の発生を警戒する水位)を超えるときは、その水位の状況を水防計画で定めるところにより公表する。

(3) 主な取組

- ① 国及び県は、水位情報、洪水予報及び水防警報について、適切な情報提供を行う。
- ② 市は、市民等の避難及び防災活動に役立つ防災情報をあらゆる手段を用いて市民等及び関係機関に提供する。

- ③ 市は、市民等に被害が及ぶおそれがある場合は、全戸配布している洪水ハザードマップ等に基づき、避難指示及び避難誘導等を実施する。
- (4) 要配慮者に対する配慮
市は、浸水想定区域内の要配慮者関連施設の名称及び所在地を把握しておくとともに、国、県、新潟地方気象台等からの気象・防災情報等に基づき、高齢者等避難に時間を要する方への高齢者等避難等の発令の時期を判断し、迅速かつ的確に伝達する。
- (5) 積雪地域での対応
積雪期と出水期が重ならないため、特段の対応は不要であるが、積雪期・融雪期に発生する河道閉塞等への対応は、本計画に準じて行う。

2 設定水位の種類

- 水防団待機水位（通報水位）：通常の水位から上昇し、消防団の出動準備の目安となる水位。
↓
- 氾濫注意水位（警戒水位）：洪水による災害の発生を警戒すべき水位。
↓
消防団の出動の目安となる水位。
- 避難判断水位：氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。
↓
高齢者等避難の発令判断の目安となる水位。
- 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）：洪水により相当の被害が生じる氾濫のおそれがある水位。避難指示等の発令判断の目安となる水位。

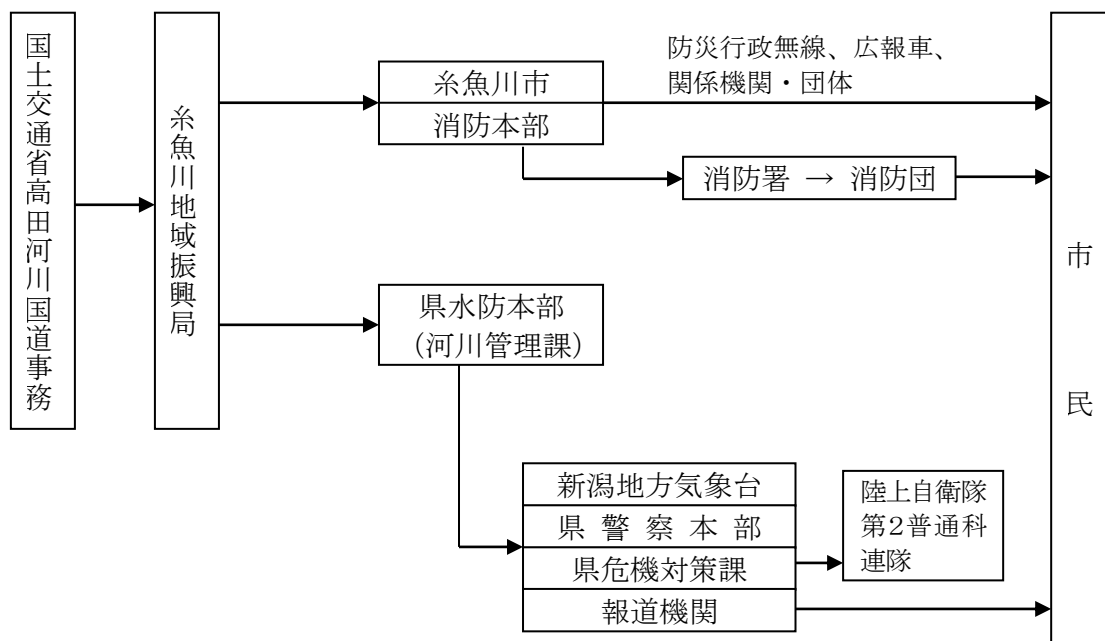
3 業務の内容

- (1) 市の業務
- ① 市の水防責任
- ア 市は水防管理団体として、市の区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。
 - イ 市民等の避難及び防災活動に役立つ防災情報をあらゆる手段を用いて市民等及び関係機関に提供する。
 - ウ 市民等に被害が及ぶおそれがある場合は、全戸配布している洪水ハザードマップ等に基づき、避難指示及び避難誘導等を実施する。
- ② 水防に関する情報の収集
気象警報等が発表され、水害等の発生が見込まれるときは、県の河川防災情報システム等を活用して、市域内における降水量及び河川における水位状況等を観察し、その後予想される災害発生に備えた体制を整備する。
- ③ 避難に関する情報の発令
- ア 国・県が伝達する氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）等の水位情報やダム放流量等の防災情報、新潟地方気象台が発表する気象情報等に基づき、市民に対する高齢者等避難及び避難指示等の発令の時期を的確に判断し、防災行政無線等あらゆる伝達手段を用い、迅速かつ確実に市民等へ伝達する。
 - イ 洪水予報等が発表され、該当する河川の浸水想定区域内に要配慮者利用施設がある場合は、防災行政無線等あらゆる伝達手段により、直ちに当該施設に情報を伝達し、高齢者等避難を発令するなど、それら施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する。
- ④ 水位の通報及び公表
市は、洪水のおそれがある国又は県から河川の水位が水防団待機水位（通報水位）を超える旨の通知を受けたときは、その水位の状況を、本章「第17節 水防活動計画」及び県の水防計画に定めるところにより、水防団（消防団）及び関係者に通報する。

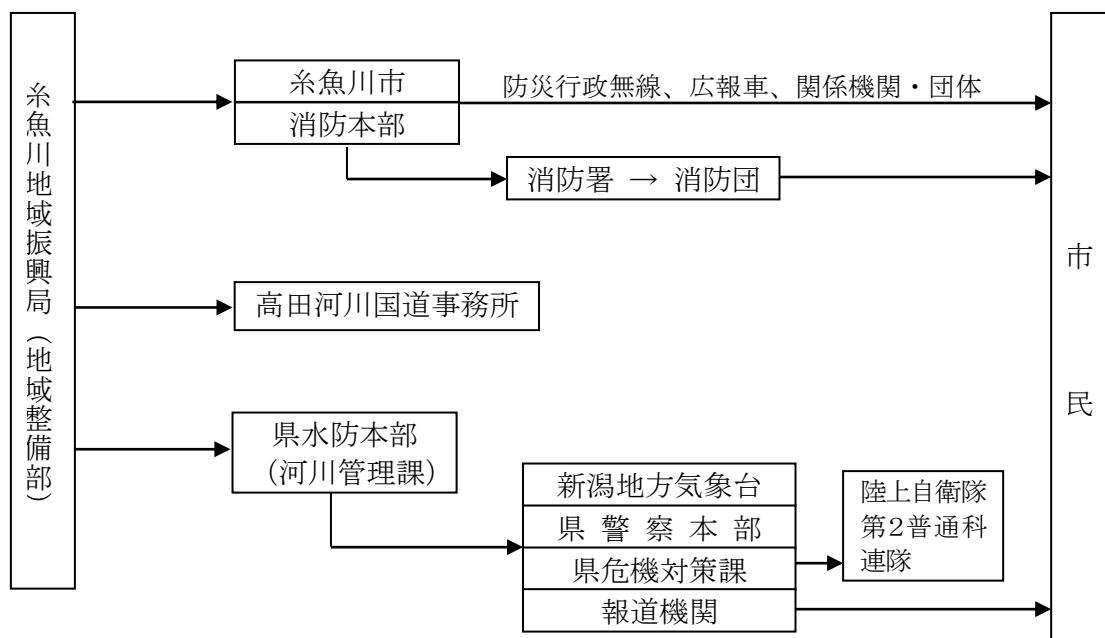
⑤ 水防団（消防団）及び消防機関の出動

市は、水防警報が発表されたとき、又は水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、又はその他水防上必要があると認めたときは、本章「第17節 水防活動計画」及び県の水防計画に定めるところにより、水防団（消防団）及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせる。

■ 国土交通大臣が発する水防警報の伝達系統図（姫川）



■ 県知事が発する水防警報の伝達系統図



(2) 県の業務

① 洪水予報河川

ア 国の洪水予報河川について水位又は流量についての通知を受けたとき、氾濫後においては加えて浸水の区域及びその水深についての通知を受けたときは、直ちにこ

れを市に通知する。

イ 国が洪水予報河川に指定した以外の流域面積が大きい河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を洪水予報河川に指定する。

ウ 洪水のおそれがあるときは、気象庁と共同して、河川の水位又は流量を示して市に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

エ 前記(ウ)を行うため必要があるときは、国が取得した洪水予報河川に関する予測水位情報の提供を求める。

② 水位周知河川

ア 国の水位周知河川について水位情報の通知を受けたときは、直ちにこれを市に通知する。

イ 洪水予報河川以外の河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を水位周知河川に指定する。

ウ 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、水位がこれに達したときは、河川の水位又は流量を示して市に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

③ 水防警報河川

ア 国の水防警報河川について警報事項の通知を受けたときは、直ちにこれを市に通知する。

イ 洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を水防警報河川に指定する。

ウ 水防警報を発表したときは、直ちにその警報事項を市及びその他の水防関係機関に通知する。

④ 水位の通報及び公表

ア 量水標管理者として、洪水のおそれがあり、量水標の水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるとときは、その水位の状況を水防計画で定める関係者に通報する。

イ 量水標の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるとときは、その水位の状況を水防計画で定めるところにより公表する。

⑤ 河川防災情報システムによる情報提供

河川に関する雨量・水位・ダム放流量・画像等をリアルタイムで情報処理する「河川防災情報システム」による情報を更新・整備し、インターネットにより配信する。

⑥ 市長の避難指示等発令の判断の支援

洪水時に、河川管理者から市長へ、避難指示等の発令の判断に資する情報を直接伝えるホットラインを行う。

(3) 国の業務

① 洪水予報河川

ア 流域面積の大きい直轄河川で、洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川を洪水予報河川に指定する。

イ 洪水のおそれがあるときは、気象庁と共同して、河川の水位又は流量を、氾濫した後においてはそれらに加え浸水の区域及びその水深を示して県に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

ウ 県から洪水予報河川に関する予測水位情報の提供の求めがあった場合は、気象庁と県に提供する。

② 水位周知河川

ア 洪水予報河川以外で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川を水位周知河川に指定する。

イ 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、水位がこれに達したときは、河川の水位又は流量を示して県に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

③ 水防警報河川

ア 洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川を水防警報河川に

指定する。

イ 水防警報を発表したときは、直ちにその警報事項を県に通知する。

④ 水位の通報及び公表

ア 量水標管理者として、洪水のおそれがあり、量水標の水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を示して水防計画で定める関係者に通報する。

イ 量水標の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を示して水防計画で定めるところにより公表する。

⑤ 市長の避難指示等発令の判断の支援

洪水時に、河川管理者から市町村長へ、避難指示等の発令の判断に資する情報を直接伝えるホットラインを行う。

第5節 土砂災害緊急情報・土砂災害警戒情報伝達計画

担当部署	都市建設課 ◎危機管理課 消防本部
------	-------------------

1 計画の方針

(1) 基本方針

風水害は気象情報の収集により、災害発生の危険性のある程度予測し、事前対策を講ずることが可能なことから、市民及び関係機関に対し迅速かつ適切に情報を伝達し、市民等の災害応急対策活動や避難の効果的な実施に役立てる。

本節では、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき、土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）から市民の生命・身体を守るため、土砂災害緊急情報及び土砂災害警戒情報等の取扱について定める。

(2) それぞれの責務

① 市民の責務

市民は、「自らの命は自らが守る」という意識のもと、市が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、地元自治会や近隣住民とも連絡を密にするなどして、自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める。

② 市の責務

市は、国又は県からの土砂災害緊急情報及び県と新潟地方気象台からの土砂災害警戒情報等に基づき、市民等への避難指示等の発表の時期を判断し、迅速かつ的確に発令するとともに、災害が発生した場合、災害発生情報を可能な範囲で発令する。また、これらの情報に対応する警戒レベルを明確にするなど、対応したとるべき避難行動がわかるように伝達するとともに、適切な避難誘導を実施する。

避難誘導に当たっては、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努める。

③ 国及び県の責務

県は、土砂災害に関する情報を確実に伝達し、住民の確実な避難行動につなげるよう、人間の特性や住民の属性などを踏まえた上ですべての人がイメージしやすいようにするなど、住民目線に立った情報伝達を行う。

ア 土砂災害緊急情報

重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするために必要な調査（以下「緊急調査」という。）を実施した場合、得られた結果を、避難のための立ち退きの指示の判断に資するため、土砂災害緊急情報を市に通知するとともに一般に周知する。

イ 土砂災害警戒情報

市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、新潟県と新潟地方気象台から共同で発表される。令和8年5月から、気象業務法第13条第1項に基づく土砂災害に関する警報と一体として、「レベル4土砂災害危険警報」の名称を用いて通知等が行われる。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(3) 主な取組

① 国及び県は、緊急調査を実施した場合、土砂災害緊急情報を市に通知する。また、県は、大雨によって土砂災害発生の危険度が高まったときには、新潟地方気象台と共同して、土砂災害警戒情報を発表し、市長に通知及び一般へ周知するとともに、避難指示等の発令対象地域を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足す

る情報を提供する。

- ② 市は、国又は県からの土砂災害緊急情報及び県と新潟地方気象台からの土砂災害警戒情報に基づき、市民への避難指示等の発表の時機を判断し、迅速かつ的確に伝達する。

- (4) 要配慮者に対する配慮

市は、要配慮者関連施設の名称及び所在地を把握しておくとともに、国、県、新潟地方気象台等からの気象・防災情報等に基づき、避難行動要支援者への高齢者等避難等の発表の時期を判断し、迅速かつ的確に伝達する。

土砂災害警戒区域内の要配慮者関連施設の名称及び所在地は、資料6－9のとおり。

- (5) 積雪地域での対応

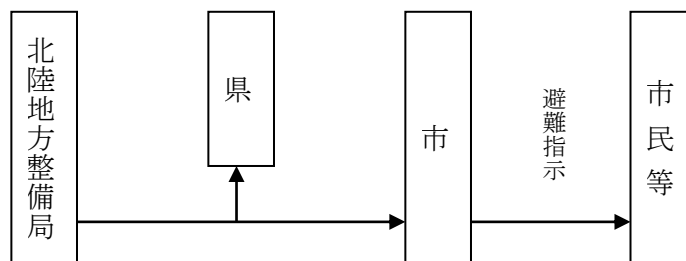
積雪期・融雪期に発生する河道閉塞等への対応は、本計画に準じて行う。

2 業務の体系

- (1) 土砂災害緊急情報の伝達フロー図

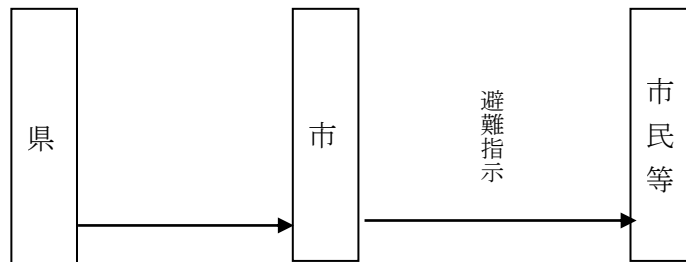
- ① 国が緊急調査を行う場合

河道閉塞を原因とする土石流及び湛水の場合、国が行う。



- ② 県が緊急調査を行う場合

地すべりの場合、県が行う。



- (2) 土砂災害警戒情報の伝達フロー図

新潟地方気象台は県及び関係機関へ伝達し、県は市へ伝達する。伝達経路は、本章第3節「気象注意報・警報等の伝達系統図」に準ずる。

3 業務の内容

- (1) 市の業務

- ① 土砂災害に関する情報の収集

気象警報等が発表され、土砂災害の発生が見込まれるときは、県の土砂災害警戒情報システム等を活用して、市域内における降水量及び土砂災害危険度情報等を観察し、その後予想される災害発生に備えた体制を整備する。

- ② 避難に関する情報の発令及び解除

ア 国又は県が伝達する土砂災害緊急情報、県及び新潟地方気象台が発表する土砂災害警戒情報等に基づき、土砂災害が想定される土地の区域と市民等に対する高齢者等避難及び避難指示等の発令の時機を的確に判断し、防災行政無線、安心メール、緊急速報メール、自治会長等への電話連絡等、あらゆる伝達手段を用い、迅速かつ確実に市民等へ伝達する。

イ 土砂災害危険度情報の「前ぶれ注意レベル」が発表されたときは、該当する区域内に要配慮者関連施設がある場合は、直ちに当該施設に情報を伝達し、高齢者等避難を発表するなど、それら施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する。

ウ 高齢者等避難及び避難指示等を解除しようとする場合において、必要があると認めるときは、国又は県に対し当該解除に関する事項について助言を求める。

③ 消防団の出動

市は、土砂災害警戒情報等が発せられたとき、高齢者等避難及び避難指示等を発令したとき、その他必要があると認めたときは、消防団を出動させ、又は出動の準備をさせるとともに、関係機関に連絡する。

(2) 国の業務

① 河道閉塞を原因とする土石流や湛水によって、重大な土砂災害が発生するおそれがある場合に実施した緊急調査の結果を、県及び市に通知するとともに、一般に周知する。

② 土砂災害が想定される土地の区域又は時期が明らかに変化したと認めるときについても、この結果を県及び市に通知するとともに、一般に周知する。

③ 市が高齢者等避難及び避難指示等の解除のための助言を求めた場合、必要な助言を行う。

(3) 県の業務

① 地すべりによって、重大な土砂災害が発生するおそれがある場合に実施した緊急調査の結果を市に通知するとともに、一般に周知する。

② 土砂災害が想定される土地の区域又は時期が明らかに変わったと認めるときについても、この結果を市に通知するとともに、一般に周知する。

③ 大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨によって土砂災害発生危険度が高まったとき、市町村の防災活動や住民の避難行動を支援するため、新潟地方気象台と共同で、土砂災害警戒情報を発表し、市長に通知及び一般へ周知する。

なお、これを補足する情報である土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

④ 市が高齢者等避難及び避難指示等の解除のための助言を求めた場合、必要な助言を行う。

第6節 災害時の通信確保

担当部署	企画課 地域協働課 ◎消防本部
------	-----------------

1 計画の方針

災害発生時における被害状況の把握や被災者救助活動等の応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、情報収集・伝達手段の確保が重要である。関係機関は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）など各種の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被災状況の把握と早期復旧及び代替通信手段を確保する。また、被災箇所での緊急対策実施のために臨時の通信手段が必要となる場合、関係機関の協力を得てこれを確保する。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第3節 災害時の通信確保」に準ずる。

第7節 被災状況等収集伝達計画

担当部署	企画課 ◎危機管理課
------	------------

1 計画の方針

(1) 基本方針

被災状況等の収集・伝達は、その後の災害応急対策を講ずる上での基幹となるものであることから、迅速かつ正確な情報の収集・伝達が必要となる。市及び防災関係機関は相互に連携して迅速な情報収集、情報の共有化に努め、県、関係機関及び市民等への情報伝達を行う。

(2) それぞれの責務

① 市民・企業等の責務

災害発生前後は情報が錯綜することから、自分の置かれた状況を冷静に判断するために、避難にあたっては携帯ラジオ等を備えた非常用持出袋等を準備する。

② 市の責務

ア 災害発生後の概括的被害情報を収集し、被害規模を推定するための関連情報を収集する。情報収集にあたっては、消防団、自主防災組織及び自治会等から情報収集できる体制をあらかじめ確立する。

また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

イ 災害により一定規模以上の被害が発生した場合、被害の第一報を「消防庁への火災・災害等即報基準」により、消防庁及び県防災局へ報告する。

ウ 収集した情報を、関係機関及び市民に効果的に情報伝達する。

③ 県の責務

ア 県は、市、糸魚川地域振興局及び警察本部等を通じ被害情報を収集するとともに、防災関係機関と相互に情報交換する。また、必要に応じて職員を市に派遣する。

イ 被害が発生した場合、可能な限り消防防災ヘリコプターを出動させ、上空からの目視及び画像撮影（ヘリコプターによる画像伝送を含む。）等により被災地情報を収集する。

また、必要に応じて自衛隊、第九管区海上保安本部又は北陸地方整備局に対してヘリコプター、無人航空機、高所監視カメラ、巡視船艇・人工衛星等による情報収集を依頼し、収集した画像情報について、関係機関間での迅速な共有に努める。

ウ 北陸信越運輸局、鉄道事業者、東日本高速道路㈱等を通じ、避難道路等に係る被災状況の情報を収集し、市に提供する。

エ 収集した情報を集約し、被害の概括を掌握し、直ちに必要な行動を起こすとともに、国、各防災機関及び被災地内外の住民に地理情報システム（GIS）の活用など各種手段を使って情報の共有化を図る。

オ 危機管理センターを上記の情報収集・提供を行う拠点とし、情報収集伝達体制を確立する。

カ 被災市町村から県への被災状況の報告ができない場合、県は、被災地への職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的な活用等により、積極的に情報収集を行う。また、あらかじめ情報収集要領の整備に努める。

キ 人的被害の数については、県が一元的に集約、調整を行う。県は市、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集する。

また、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

ク 発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情

報の収集・精査などを行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

④ 警察本部の責務

ア 災害発生時には、通信指令課を中心に駐在所、パトカー、白バイ、ヘリコプターなどにより直ちに情報収集にあたり、通信指令課による一元的な情報収集体制を確立する。

イ ヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラ等の画像情報を活用し、被災地域の情報を収集するとともに、必要に応じ交通機動隊のトライアル班を編成し、被災地の情報を収集する。

⑤ 防災関係機関の責務

大規模な災害が発生した場合、自衛隊、第九管区海上保安本部及び北陸地方整備局は、それぞれの組織において被災地の情報を収集するとともに、必要に応じ、ヘリコプター、巡視船艇、パトカー等を出動させ、被災地情報を収集する。

(3) 主な取組

災害関連情報等を集約し、市、防災関係機関及びライフライン・公共交通機関に逐次還元し、災害応急対策を進めるとともに、報道機関の活用や情報共有のためのシステム構築を推進する。

(4) 要配慮者に対する配慮

市は、要配慮者に対する情報伝達のため、自主防災組織、消防団等の避難誘導體制の整備を進めるとともに、情報伝達手段の多様化を図る。

県は、警察本部、関係機関等の協力のもと、市の取組を支援する。

(5) 積雪期の対応

積雪期に災害が発生した場合、山間地の集落は道路の被災及び雪崩の発生等により通信、交通ともに途絶状態となる可能性が高いため、避難時の携帯ラジオの携行について市民に啓発するとともに、孤立が予想される集落においては、非常用の通信手段の確保に努める。

(6) 孤立状況の把握

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、県、市町村、指定公共機関は、それぞれ所管する道路、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、復旧状況と合わせ、県、被災市町村へ報告する。

また、被災市町村は、地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など、要配慮者の有無の把握に努める。

(7) 携帯電話事業者に対する位置情報要請

県災害対策本部及び市町村災害対策本部を含む救助機関は、生命又は身体に対する重要な危険が切迫し、位置情報取得が不可欠であると認められる場合、救助の目的のため、携帯電話事業者に対する位置情報要請を積極的に活用する。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第5節 被災状況等収集伝達計画」に準ずる。

第8節 広報計画

担当部署	◎企画課 危機管理課 消防本部
------	-----------------

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害の発生が予想されるとき、又は災害が発生したときは、市民等に迅速かつ的確に正確な情報を伝えることで民生の安定を図り、災害対策を円滑に実施する必要があるため、市、県及び防災関係機関等は相互に協力して多様な広報手段を活用し、迅速かつ的確に必要な情報を広報する。

(2) それぞれの責務

① 市民、企業等の責務

災害に関する情報に留意し、情報を入手したときは、要配慮者や情報を入手していない地域住民、観光客等の滞在者に的確に伝達し、適切な対応がとれるよう配慮する。

② 市の責務

収集した情報及び県からの情報を市民等に提供し、民心の安定を図るとともに、救援・復旧活動に対する協力を仰ぐため、社会的関心を喚起する。

また、要配慮者にも、的確に情報が伝達されるよう、多様な広報手段を積極的に活用する。

ア 広報・広聴すべき事項

(ア) 避難、災害対策本部、医療、救護、衛生及び健康（心のケアを含む）に関する情報

(イ) 被害状況（行方不明者の数を含む人的被害、建築物被害）、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報

(ウ) 給水、炊き出し及び生活必需品の配給の実施に関する情報

(エ) 生活再建、仮設住宅、医療、教育及び復旧計画に関する情報

(オ) 自主防災組織及び自治組織等からの相談・要望等

(カ) 被災者の相談・要望・意見

(キ) その他被災住民の避難行動や生活に密接な関係がある情報

イ 手段

(ア) 電話・防災行政無線・CATV・個別訪問・広報車による情報発信及び印刷物の配付・掲示

(イ) 市民相談窓口の開設

(ウ) 県を通じての報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接報道依頼）

(エ) 安心メールによる情報発信

(オ) 緊急速報メールによる情報発信

(カ) インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト）

(キ) コミュニティメディアでの情報発信（新聞等での広告掲出を含む）

(ク) 新潟県総合防災情報システム及びLアラート（災害情報共有システム）による情報伝達者（放送事業者、新聞社、ポータルサイト運営事業者等）への情報提供

③ 県の責務

災害に関する全県的な情報を積極的に収集し、災害発生が予想されるときは、避難に関する情報をはじめとする防災に関する情報を広報し、市民等の安全を確保する。

また、災害発生後は、避難・救助活動、応急対策等の情報を広報し、さらなる被害の拡大と流言飛語等による社会的混乱を防ぎ、市民等の安全を確保するとともに、報道機関等への情報提供、被災地域内外への情報発信に努める。

④ 県警察の責務

生命、身体及び財産を災害から保護し、犯罪の予防、交通の確保等、公共の安全と

秩序を維持するため、概ね次の項目について広報を行う。

ア 災害に乗じた犯罪の抑止情報

イ 交通規制に関する情報

ウ 市長から要請があった場合等の避難指示広報

⑤ 第九管区海上保安本部（上越海上保安署）の責務

海上、沿岸部分における被害状況及び応急対策の実施状況を広報する。

⑥ 新潟地方気象台の責務

災害発生が予想される時、又は二次災害が発生する危険性があるときは、的確な防災対策が講じられるよう、気象予報、注意報、警報等を伝達する。

⑦ 高田河川国道事務所の責務

災害発生が予想される時は、的確な防災対策が講じられるよう、河川の水位情報等の観測情報を広報する。

災害発生後は、民生の安定を図るとともに、救援・復旧活動を促進するため、国道や河川等の所管施設の被害状況や復旧状況等の情報を広報する。

⑧ ライフライン関係機関（電気、ガス、上水道、下水道、情報通信事業者）の責務

災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災情報等を広報し、迅速に救援活動・復旧活動等が講じられるよう、概ね次の項目について広報を行う。

ア 被災により使用できない区域

イ 使用可能な場合は、使用上の注意

ウ 復旧状況及び復旧見込み

⑨ 公共交通機関（鉄道、バス、船舶）の責務

避難・救援活動が迅速に行われるよう、概ね次の項目について広報を行う。

ア 被災による不通区間の状況、運休及び運行・運航の取りやめ

イ 臨時ダイヤ・運行時間・経路変更及び代替手段

ウ 復旧状況及び復旧見込み

⑩ 報道機関の責務

災害に関する情報を入手したときは、被害の拡大と社会的混乱を防ぐため、それぞれの計画に基づき放送する。

⑪ その他防災関係機関等

市民等に伝達が必要な事項をインターネット及び報道機関等を通じて公表する。

⑫ インターネットによる情報発信における連携

各防災関係機関が市民等に伝達が必要な事項をインターネットにより発信する際は、可能な限り連携し、相互にリンクを張るなどして市民等が情報を入手しやすくなるよう配慮する。

(3) 主な取組

多様な手段を活用しながら、時機を失することなく広報する。

(4) 要配慮者に対する配慮

① 災害や雪で道路や通信が途絶した地域へも情報が伝達されるよう多様な広報手段を活用する。

② 視覚・聴覚障がい者等にも情報が伝達されるよう、音声と掲示の組み合わせ、手話通訳者や誘導員の配置等、多様な情報伝達手段を確保する。また、テレビ放送では字幕を併用するなどの配慮を行う。

③ 外国人にも災害に関する情報が伝達されるよう配慮する。

④ 一時的に被災地から離れた被災者にも、生活再建、復興計画等に関する情報が確実に伝わるよう情報伝達方法を工夫する。

⑤ 地域内の要配慮者に対して、自主防災組織、地域住民等を通じて、災害に関する情報が伝達されるよう配慮する。

⑥ 地域情報に不案内な旅行者、遠距離通勤・通学者等に対し、企業、事業所、学校等を通じて、適切な対応がとれるための情報が伝達されるよう配慮する。

(5) 代替情報提供機能の確保

災害による情報提供手段の途絶等を考慮し、あらかじめ代替機能の確保に努める。

2 業務の体系

■ 災害発生前（災害の発生が予想されるとき）における広報

↓

■ 災害発生後において市が行う広報

↓

■ 防災関係機関等が行う広報

↓

■ 報道機関による広報

3 業務の内容

災害の発生が予想されるとき、又は災害発生後の各段階における広報活動は、次の事項を重点として行う。

(1) 災害発生前（災害の発生が予想されるとき）における広報

新潟地方気象台	- 気象実況、数値予報等の分析により災害が発生する危険性がある場合には、風、降雨等の気象状況及びその警報又は注意報を発表し、関係機関・報道機関等を通じて市民に速やかに周知する。 - 必要に応じて、県、市、報道機関等に今後の気象状況等について、説明会を開催する。
新潟地方気象台 高田河川国道事務所 県 市	被害を及ぼす危険性のある洪水等の状況を把握し、予測した場合は、関係機関・報道機関等を通じて市民に速やかに伝達する。
市	災害が発生する危険性がある場合には、危険地域の住民に対し、避難に関する情報（高齢者等避難、避難指示）を広報車、防災行政無線、新潟県総合防災情報システム及び災害情報共有システム（Lアラート）等により広報するとともに、消防団、自治会及び自主防災組織等の協力を得て漏れなく伝達する。
報道機関	入手した気象警報又は注意報及び水防警報等については、各報道機関の放送マニュアル等に基づき放送する。

(2) 災害発生後において市が行う広報

災害発生直後	・ 災害発生情報（発生地域・災害の規模） ・ 市民等が初動対応を行う上で必要な情報
災害応急対策初動期 (以後、必要に応じて 随時)	・ 人的・建物被害、公共施設・公共土木施設の被害状況 ・ ライフラインの被害状況と使用に関する注意事項 ・ 避難所に関する情報 ・ 医療、救護、衛生及び健康に関する情報 ・ 交通規制に関する情報 ・ 水、食料及び生活必需品等の供給に関する情報 ・ 社会福祉施設等の稼働状況、受入れ状況に関する情報 ・ 災害ごみの処理に関する情報 ・ 保育園、幼稚園及び学校の休校等に関する情報 ・ 災害ボランティアに関する情報（広域に発信） ・ 義援金及び義援物資に関する情報（広域に発信） ・ 各種相談窓口に関する情報 ・ 市長は必要に応じ、被害状況及び対策の実施状況等に関し、報道機関を通じて市民等に説明する。 ・ その他、応急対策に必要な事項
災害応急対策本格稼 動期	・ 消毒、衛生、医療救護、健康（心のケアを含む）に関する情報 ・ 保育園、幼稚園及び学校の再開予定に関する情報 ・ 仮設住宅に関する情報 ・ 市長は必要に応じ、今後の見通し及び復旧計画の方針等を、報道機関を通じて市民等に説明する。
復旧対策期	・ 罹災証明書の発行 ・ 生活再建資金の貸付 ・ 災害廃棄物の処理方法及び費用負担等 ・ その他生活再建に関する情報

(3) 防災関係機関等が行う広報

他の関係機関との緊密な連絡のもとに広報体制を早期に確立し、災害状況を迅速に把握するとともに、各機関の所管する事項について随時適切な広報活動を実施する。

(4) 報道機関による広報

市等から公表された災害情報や依頼された災害広報について、市民等の安全確保と社会的混乱の防止を目的として、市民等に対し正確で迅速な報道を行う。

4 緊急を要する放送の要請

震災対策編 第3章 第6節「4 緊急を要する放送の要請」に準ずる。

5 広聴活動

震災対策編 第3章 第6節「5 広報活動」に準ずる。

第9節 市民等避難計画

担当部署	企画課 地域協働課 能生事務所 青海事務所 市民生活課 税務保険課 福祉事務所 都市建設課 教育委員会 ◎危機管理課 消防本部
------	---

1 計画の方針

(1) 基本方針

豪雨、暴風等、災害発生が予想される気象状況においては、災害発生の予兆を察知し、避難に関する情報の迅速な伝達と早期避難の適切な実施により、人的被害の発生を極力回避する。

(2) それぞれの責務

① 市民の責務

ア 「自らの命は自ら守る」ため、気象情報や市等の広報、身近な河川の水位や斜面の状況等を自ら確認する。

イ 危険を感じた場合は、近隣住民等とともに自主的に避難する。

ウ 市が発令する避難に関する情報を正しく理解し、的確に行動する。

避難時の周囲の状況などから、指定緊急避難場所へ移動することが危険を伴う場合等やむを得ないと判断したときは、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行う。

(ア) 高齢者等避難〔警戒レベル3〕

高齢者等は危険な場所から避難する。避難行動要支援者は、支援者の協力を得て、指定避難所等の安全な場所へ移動する。

(イ) 避難指示〔警戒レベル4〕

危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。

(ウ) 緊急安全確保〔警戒レベル5〕

命の危険があり、直ちに安全確保を行う。

(エ) 警戒区域設定

当該区域へ立ち入らない、又は当該区域から退去する。

エ 異状を発見した場合は、直ちに市、消防本部等に通報する。

オ 浸水等で移動避難が危険な場合は、建物の上層階等で危険を避け、必要に応じて救助を要請する。

カ 指定避難所以外の場所に避難する場合は市に避難先を連絡する。

② 企業、事業所等の責務

ア 不特定多数の者が利用する施設においては、利用者を適切に避難・誘導する。

イ 必要に応じて、施設を緊急の避難場所として提供する。

ウ 近隣での市民の救助活動に協力する。

③ 市の責務

ア 気象情報、河川水位、土砂災害緊急情報、土砂災害警戒情報とその補足情報等に関する情報を的確に入手・把握し、市民に対する注意喚起等の広報を早い段階から行う。

イ 市長は、防災気象情報等の様々な予測情報や河川水位、降雨量等が、あらかじめ設定した基準に達したとき、又は危険と判断したときは、躊躇することなく避難指示等を発令する。特に避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難等の発令に努める。

また、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて専門家等の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

ウ 浸水想定区域内の要配慮者関連施設に対し、洪水予報及び避難に関する情報を連

絡する。

- エ 危険の切迫性に応じた伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確化すること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応した取るべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。
- オ 土砂災害警戒情報が発表された場合で必要があると認めたときは、対象区域内の市民及び要配慮者関連施設に対し、土砂災害警戒情報及び避難に関する情報を連絡する。
- カ 避難指示等の伝達は避難情報に関するガイドラインに従い、Lアラート（防災害情報共有システム）の活用や関係事業者等の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む）、安心メール、FAX、スマートフォン用アプリ、ソーシャルメディアなど、多様な手段を併用して、一斉・迅速・確実に行う。
- キ 危険が急迫した状況で、通常的手段による伝達が困難な場合は、県内放送機関に対する緊急放送の要請を県に依頼する。また、市が、全県波放送局に緊急情報を提供する場合は、新潟県緊急情報伝達連絡会の情報伝達ルート及び手段による。
- ク 避難住民の誘導にあたっては自治会、自主防災組織、消防団及び県警察等の協力を得て行い、必要に応じて県に応援を要請する。
- ケ 避難指示等を発令した場合は、直ちに指定避難所を開設し、避難に関する情報発令前に市民等が自主的に避難した場合は、直ちに職員を派遣し必要な支援を行う。
- コ 避難指示等を発令した場合は、発令時刻、対象地区、世帯数、人数、避難先、避難が必要となった理由等を、直ちに新潟県総合防災システム等を利用して県に報告する。
- サ 旅行者等に対して避難路、指定緊急避難場所や指定避難所、安否情報等の広報が行える体制を整える。

④ 県の責務

- ア 気象情報、河川水位情報、土砂災害緊急情報、土砂災害警戒情報とその補足情報等、避難の判断材料となる情報を市に随時提供し、状況判断について技術的な支援を行う。
また、市から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時機等について助言をするとともに、時期を失することなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言する。
- イ 県は、防災気象情報の提供にあたり、参考となる警戒レベルも合わせて提供するものとする。
- ウ 市の避難指示等の発令状況を被害状況とともに集約し、消防庁応急対策室に報告するとともに、報道機関や県ホームページを通じて公表する。
- エ 知事は、避難住民の輸送や救出のため、市からの要請又は職権に基づき、消防の広域応援、緊急消防援助隊の派遣、自衛隊の災害派遣、第九管区海上保安本部の協力等を要請する。
- オ 市の避難所開設運営に関し、施設の提供、物資の提供等、必要な支援を行う。
- カ 北陸信越運輸局、鉄道事業者等と調整のうえ、市長の応援要請に応じて避難住民及び緊急物資の運送に係る車両等の確保に係る支援を行う。
- キ 被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送の要請を行う。
また、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。

⑤ 県教育委員会の責務

所管する県立学校の指定避難所としての使用に協力する。

- ⑥ 県警察の責務
 - ア 市民の避難途上の安全確保に協力する。
 - イ 必要に応じて、広域緊急援助隊の出動を要請し、避難住民の輸送や救出にあたる。
- (3) 主な取組

適切な避難指示の実施及び避難誘導等により、浸水、土砂崩れ等の発生前に市民等の避難を完了し、人的被害の発生を防止する。
- (4) 要配慮者に対する配慮
 - ① 情報伝達及び避難行動に制約がある要配慮者は、高齢者等避難の発令等により、近隣住民や自主防災組織等の支援のもと、一般の住民よりも早く、車両の走行が可能な段階で、安全な場所に避難させる。
 - ② 市は、市民等の避難にあたっては、「個別避難計画」に基づき、自治会、自主防災組織、消防団、消防署、県警察、民生委員及び福祉関係者等の協力を得ながら、避難行動要支援者の避難・誘導を行う。また、情報の伝達漏れや避難できずに残っている避難行動要支援者がいないか点検を行う。
 - ③ 市は、避難先で必要なケアが提供できるよう手配する。
 - ④ 県は、避難後の要配慮者のケアについて、受入れ施設の提供、人員の派遣等、市を支援する。
- (5) 積雪期の対応
 - ① 屋外では音声情報が伝わり難くなるため、確実に避難に関する情報等を伝達するよう留意する。
 - ② 足場が悪く、避難行動の制約が大きくなるため、特に避難行動要支援者の避難支援について地域住民等の協力を求める。
 - ③ 倒壊家屋の増加、雪崩の発生、屋根雪の落雪等により生き埋め者が多発する可能性があるため、地域住民による捜索・救助活動を強化する。
 - ④ 寒冷な時期であるため、避難先での暖房確保、早期の温食提供等に配慮する。
 - ⑤ スキー客等が一時的に帰れない状況にある場合は、宿泊施設の借り上げ等により避難場所の確保に努める。
- (6) 広域避難への対応
 - ① 他市町村への避難協議等

当市が被災した場合において、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、市外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。
 - ② 県による協議等

県は、市からの協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を市に代わって行う。
 - ③ 県による助言

県は、市から求めがあった場合には、受入れ先の候補となる自治体及び当該自治体における被災住民の受入能力(施設数、施設概要等)等、広域避難について助言する。
 - ④ 避難元自治体と避難先自治体間の情報共有

市及び県は、居住地以外に避難する被災者の情報について、避難元と避難先の自治体間による情報共有を確実にを行うものとする。また、避難先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。

2 避難に関する情報の発令基準

- (1) 河川における高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

① 高齢者等避難〔警戒レベル3〕

災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況において、必要な地域の居住者等に対し発令される情報であり、次のいずれかに該当する場合に、高齢者等避難を発令するものとする。

河川の種類	発令基準
洪水予報河川 (姫川:国管理区間)	1 姫川の山本水位観測所の水位が避難判断水位である1.92mに到達し、かつ、次のアからウのいずれかに該当する場合 ア 上流域の大前水位観測所の河川水位が上昇している場合 イ 氾濫警戒情報において引き続きの水位上昇が見込まれている場合 ウ 上流域の気象情報、降水短時間予報で、さらに継続して降雨が予想される場合 エ 避難判断水位である1.92mを超えた状態が1時間継続した場合(堤防からの漏水等の発生の可能性が高まった場合) 2 漏水等が発見された場合
水位周知河川 (姫川:県管理区間)	1 姫川の大前水位観測所の水位が避難判断水位(レベル3水位)である119.45mに到達した場合 2 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合
水位周知河川以外の 中小河川	1 レベル3大雨警報が発表され、洪水キキクルで「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[洪水])が出現した場合 2 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 3 堤防に軽微な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生1洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[洪水])が出現し、流域雨量指数の予測値が上昇傾向の場合

小河川・用排水路による浸水は、時間的余裕がない場合がほとんどであることから、基本的に高齢者等避難は発令しない。

② 避難指示〔警戒レベル4〕

市長が特に必要と認めたときのほか、次のいずれかに該当する場合に、避難指示を発令するものとする。

河川の種類	発令基準
洪水予報河川 (姫川:国管理区間)	1 姫川の山本水位観測所の水位が氾濫危険水位である2.28mに到達した場合 2 姫川の山本水位観測所の水位が避難判断水位を超えた状態で、氾濫警戒情報の水位予測により、水位が堤防高を越えることが予想される場合(急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合) 3 姫川の山本水位観測所の水位が避難判断水位を超えた状態で、上流域の気象情報、降水短時間予報で、さらに継続して降雨が予想される場合(急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合) 4 異常な漏水等が発見された場合

水位周知河川 (姫川:県管理区間)	1 姫川の大前水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)(レベル4水位)である120.10mに到達した場合 2 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合
水位周知河川以外の中小河川	1 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「危険(紫)」(警戒レベル4相当情報[洪水])が出現し、流域雨量指数の予測値が上昇傾向の場合 2 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合
小河川・用排水路	1 レベル4大雨危険警報が発表され、洪水キキクルで「危険(紫)」(警戒レベル4相当情報[洪水])が出現した水防団等から避難の必要性に関する通報があった場合 2 堤防に漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生

③ 緊急安全確保〔警戒レベル5〕

市長が特に必要と認めたときのほか、次のいずれかに該当する場合に、緊急安全確保を発令するものとする。

(災害が切迫)

- ・姫川の山本水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位である5.20mに到達した場合
- ・姫川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「氾濫している可能性(黒)」になった場合
- ・堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合
- ・樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合
- ・その他の河川の洪水キキクルで「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報[洪水])が出現した場合(流域雨量指数が実況で大雨特別警報基準に到達した場合)
- ・大雨特別警報が発表された場合(※大雨特別警報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと)

④ 避難が必要な状況が夜間・早朝になると想定される場合

降水短時間予報、大雨警報の文中に記載される注意警戒期間、府県気象情報を判断材料とし、次のいずれかに該当する場合に、早めに高齢者等避難又は避難指示等を発令するものとする。

なお、緊急の場合には、基本的に夜間であっても、避難指示を発令するものとする。

ア 大雨注意報や降水短時間予報等により、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合

イ 各水位観測所の水位が氾濫注意水位又は避難判断水位を超えた状態で、降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合

ウ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)

エ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)

⑤ 避難指示等の解除

ア 洪水予報河川、水位周知河川

避難指示等の解除については、水位が氾濫危険水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、解除するものとする。

また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫のおそれなくなった段階を基本として、解除するものとする。

イ 中小河川

避難指示等の解除については、当該河川の水位が十分に下がり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、解除するものとする。

⑥ 糸魚川市内の水防警報の対象となる水位観測所

河川名	水位観測所名	地名	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	堤防高	所管
姫川	山本 (国指定)	大字山本	0.59m	1.48m	1.92m	2.28m	5.20m	国土交通省
	大前 (県指定)	大字小滝	117.59m	118.59m	119.45m	120.10m	122.32m	糸魚川地域振興局

(山本水位観測所の水位は零点表示、大前水位観測所の水位は標高標示)

(2) 土砂災害における高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

市民等から土砂災害発生の前兆現象等に関する通報、又は県から土砂災害警戒情報の発表があった場合、若しくは警戒巡視の結果等を考慮して、避難に関する情報を発令する。

市長が特に必要と認めたときのほか、避難指示等の発令基準は、次のとおりとする。

情報の種類	発令基準
高齢者等 避難 警戒レベル3	避難行動要支援者が避難に要する時間を考慮し、次の①から⑥のいずれかに該当する場合に、高齢者等避難を発令するものとする。 ① レベル3土砂災害警報（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表された場合（※レベル3土砂災害警報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと） ② 土砂災害の危険度分布が警戒レベル3相当となった場合 ③ 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ④ 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（<u>気象庁ホームページの「時系列情報」において、夜間から明け方に土砂災害の「警戒」以上（警戒レベル3相当以上の発表）が予想されている場合など</u>）（夕刻時点で発令）
避難指示 警戒レベル4	次の①から⑤のいずれかに該当する場合に、避難指示を発令するものとする。 ① レベル4土砂災害危険警報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合（※レベル4土砂災害危険警報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと） ② 土砂災害の危険度分布で警戒レベル4相当となった場合 ③ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（<u>気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に土砂災害の「危険」以上（警戒レベル4相当以上の発表）が予想されている場合など</u>）（夕刻時点で発令）

	④ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、暴風の「警戒」（警報の基準の超過）が予想されており、かつ、土砂災害の「危険」以上（警戒レベル4相当以上の発表）が予想されている場合）（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ⑤ 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
緊急安全確保 警戒レベル5	次の①から③のいずれかに該当する場合に、緊急安全確保を発令するものとする。 （災害が切迫） ①レベル5土砂災害特別警報（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合（※レベル5土砂災害特別警報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと） ② 土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）となった場合 （災害発生を確認） ③ 土砂災害の発生が確認された場合

避難指示等の解除については、当該地域の土砂災害警戒情報が解除された段階を基本として、解除するものとする。

ただし、土砂災害が発生した場合には、慎重に解除の判断を行うものとし、必要に応じて、国や県に助言を求めるものとする。

(3) その他の災害等における避難指示、緊急安全確保

高潮、暴風及び竜巻等突発的な自然災害並びに市街地における大規模な火災等が発生し、必要があると認めたときは、当該地域の市民等に対し避難指示を発令し、また、危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは、緊急安全確保を発令し適切な避難誘導を行う。

3 業務の体系

震災対策編 第3章 第7節「2 業務の体系」に準ずる。

4 業務の内容

震災対策編 第3章 第7節「3 業務の内容」に準ずる。

5 避難に関する情報の発令

震災対策編 第3章 第7節「4 避難に関する情報の発令」に準ずる。

6 警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令

震災対策編 第3章 第7節「5 警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令」に準ずる。

第10節 避難所運営計画

担当部署	企画課 地域協働課 能生事務所 青海事務所 ◎市民生活課 税務保険課 福祉事務所 健康増進課 産業労働課 ガス水道局
------	---

1 計画の方針

風水害発生時における避難所は、当該地域への避難指示等発令後、速やかに開設し、市民が帰宅又は仮設住宅等の落ち着き場所を得た段階で閉鎖する。

避難指示等の発令がなくても、市民等が避難所予定施設に自主的に避難してきた場合は、速やかにこれを受け入れ、必要な支援を行う。また、風水害の場合、避難所の建物外での避難は困難であり、全避難者の屋内収容を原則とする。

避難所の開設・運営は市が行い、運営にあたっては、避難者の安全の確保、生活環境の維持、要配慮者に対するケア、男女の視点の違い及び女性や子ども等の安全に十分に配慮する。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第8節 避難所運営計画」に準ずる。

第11節 避難所外避難者の支援計画

担当部署	企画課 地域協働課 能生事務所 青海事務所 ◎市民生活課 税務保険課 福祉事務所 健康増進課 産業労働課 ガス水道局
------	---

1 計画の方針

避難所外避難者に対し、食料・物資等の提供、情報の提供、指定避難所への移送等、必要な支援を行う。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第9節 避難所外避難者の支援計画」に準ずる。

第12節 自衛隊の災害派遣計画

担当部署	総務課 ◎危機管理課
------	------------

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時における自衛隊の災害派遣活動を迅速・円滑に行うため、その活動内容、派遣要請手続、受入れ体制等について定める。

(2) 自衛隊の災害派遣基準

- ① 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。(公共性の原則)
- ② 差し迫った必要性があること。(緊急の原則)
- ③ 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと。(非代替性の原則)

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第10節 自衛隊の災害派遣計画」に準ずる。

第13節 輸送計画

担当部署	◎産業労働課 農林水産課 都市建設課 地域協働課
------	--------------------------

1 計画の方針

災害時に、応急対策要員、救援物資等の緊急輸送を迅速かつ効率的に行うために、車両等の輸送手段、緊急輸送ネットワーク（防災活動拠点（国、県、市、警察署、消防署等の庁舎）、輸送施設（道路、空港、港湾、漁港、鉄道駅、臨時ヘリポート）、物資輸送拠点（広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点）、備蓄拠点を有機的に結ぶ道路網を主体としたネットワーク）等の輸送体制を確保し、総合的・積極的に緊急輸送ができるよう、陸・海・空の交通手段の活用により緊急輸送を実施する。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第11節 輸送計画」に準ずる。

第14節 警備・保安及び交通規制計画

担当部署	◎都市建設課 危機管理課
------	--------------

1 計画の方針

(1) 基本方針

大規模災害発生時においては、災害時の非常事態に対処するため、警察本部は、関係機関と緊密な連絡のもとに、早期に警備体制を確立し被害状況の収集等に努め、市民の生命及び身体の保護に努めるため、「新潟県警察大規模災害警備基本計画」に基づき的確な災害警備活動を行う。

(2) 要配慮者に対する配慮

市民の避難誘導にあたっては、要配慮者を優先的に避難させる等、十分配慮した対応を行う。

(3) 積雪期の対応

積雪期の災害に備え、降積雪量、道路確保状況その他冬期における特殊条件の実態を把握し、基礎資料として整備しておく。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第12節 警備・保安及び交通規制計画」に準ずる。

第15節 海上における災害応急対策

担当部署	産業労働課 農林水産課 ◎危機管理課
------	--------------------

1 計画の方針

台風又は発達した低気圧が市内を通過又は接近する等により、船舶の転覆及び座礁等の海難の発生、それらに起因する大量の油及び有害液体物質の流出、又は人身事故の発生が予想される。

これらによる大規模な海上災害に対して迅速かつ的確に対処するため、第九管区海上保安本部は、必要に応じて対策本部を設置するとともに、関係機関との協力体制を構築し、効果的な災害応急対策を行う。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第13節 海上における災害応急対策」に準ずる。

第16節 消火活動計画

担当部署	消防本部
------	------

1 計画の方針

異常乾燥下及び強風下等において発生した火災に対し、市民の初期消火による延焼防止、消防機関等の迅速・効果的な消火活動及び応援要請による消防力の増強により、災害の拡大を防止する。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第14節 消火活動計画」に準ずる。

第17節 水防活動計画

担当部署	能生事務所 青海事務所 農林水産課 都市建設課 地域協働課 ◎危機管理課 消防本部
------	--

1 計画の方針

(1) 基本方針

風水害が発生し、又は発生が予想される場合、水防管理団体(市、以下本節において「市」という。)及び関係機関がこれを警戒し、防ぎよし、災害による被害を軽減するための水防活動について定める。

また、水防活動については、危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮するものとする。

なお、災害対策本部を設置するまでに至らない場合の市の配備及び災害応急対策活動は、個別災害対策編「第1章 水防対策」に定める。

(2) それぞれの責務

① 市民の責務

ア 水防管理者(市長)、水防団長(消防団長)又は消防長が要請したときは、水防に協力する。

イ 堤防その他の施設が決壊したときは、国、県、市、水防団(消防団)又は消防本部に直ちに連絡する。

② 市の責務

洪水、雨水出水、津波、高潮により、水災の発生が想定される区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

③ 国及び県の責務

国及び県は、洪水、雨水出水、津波、高潮により、水災の発生が想定される区域における市が行う水防が十分に行われるように、河川の水位や雨量、ダム放流情報等の防災情報の提供や、洪水予報や水防警報及び洪水特別警戒水位到達情報の通知並びに水防資機材の提供を行う。

また、国は、洪水、雨水出水、津波、高潮によって著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、水防管理者(市長)に代わって、進入した水の排除、高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動を実施するものとする。

④ 消防本部の責務

消防機関の任務として水防活動を行う。

(3) 主な取組

市、県及び国が協力し、洪水、雨水出水、津波、高潮に際し、水災を警戒し、防ぎよし、及びこれによる被害の軽減に努めることにより、公共の安全を保持する。

(4) 危険地域の住民の避難・誘導

市、県及び国は、災害に際し、危険な地域又は危険が予測される地域にある住居者及び滞在者を安全な地域に誘導し、又は安全な場所に収容する。

(5) 要配慮者への配慮

要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、市は、避難行動要支援者への高齢者等避難等の発令の時機を的確に判断し、迅速かつ確実に伝達する。

また、市は、水防団(消防団)、自主防災組織等の協力を得ながら高齢者、障害者及び観光客等に的確に情報を伝達し、避難誘導を行う。

(6) 積雪地域での対応

雪崩又は融雪に伴う地すべり等による河川の埋塞等、積雪地域特有の水害に対しても適切に水防活動を実施する。

2 業務の体系

☆水害の発生が予測される状況

■ 水防態勢の確立

↓

■ 河川等の巡視

↓

■ 浸水区域の警戒

↓

☆水害の発生

■ 警戒区域の設定

↓

■ 市民等の安全確保

↓

■ 被害拡大防止活動

↓

■ 国及び県による協力

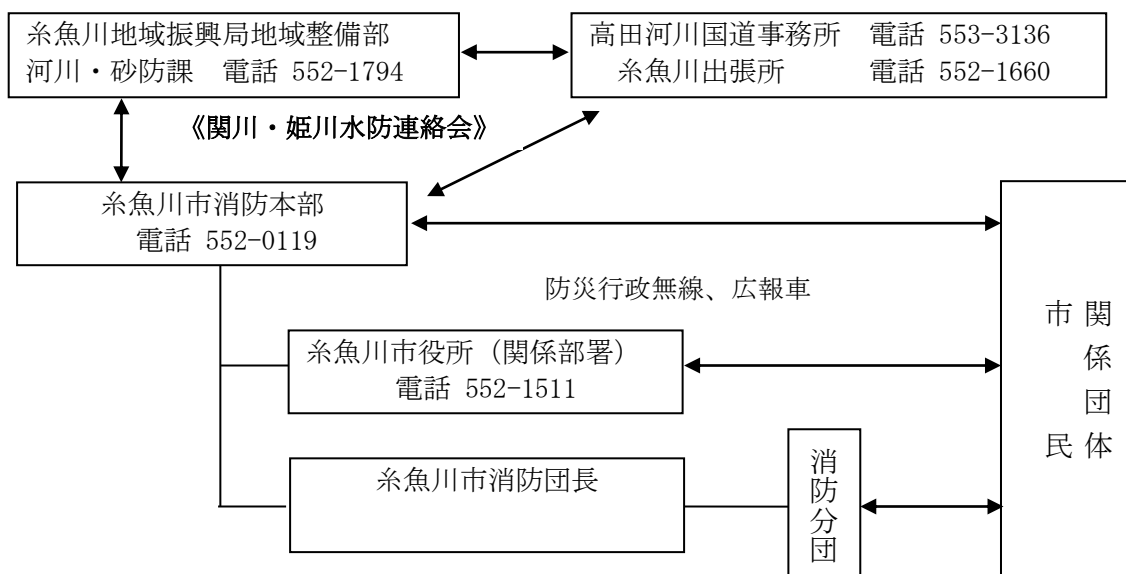
3 業務の内容

(1) 水防態勢の確立

① 市は、気象の予警報及び風水害の被害状況に応じ、次により配備態勢を整える。

配備態勢	配 備 内 容	配 備 時 期
第1配備態勢	消防本部消防防災課及び総務課に水防担当職員を配置し、情報の収集、各所属長への連絡、関係機関との連絡調整その他の事務に従事させる。	洪水又は高潮に関係する気象等の注意報が発表され、洪水又は高潮の危険が予知されるとき。
第2配備態勢	消防本部消防防災課、総務課職員並びに関係所属長及びその指示を受けた職員は配置につき、水防事務の処理が円滑に遂行できる態勢を整えるものとする。なお、事態の推移によっては、第3配備態勢に移行できる態勢を確立しておく。	気象等の警報が発表され、洪水又は高潮のおそれがあると認められるとき。
第3配備態勢	全職員は、直ちに所定の配置につき水防対策にあたる。	市全域にわたって水害が発生したとき、又は市全域ではないが、水害により甚大な被害が発生したとき。

② 水防態勢時における市内主要水防機関相互の連絡系統は、次のとおりとする。



③ 水防管理者は、次の基準により水防団（消防団）に配備指令を発令するものとする。

配備指令	配 備 内 容	配 備 時 期
待 機	水防管理者は、その後の情勢を把握することに努め、団員を自宅待機させ、直ちに次の段階に入り得る態勢整備をしておく。	水防に関係のある気象の予報、注意報が発表され、かつ、警報が発表されるような状況のとき。
準 備	消防団長は、団員の配備計画にあたり、ダム、水門、ため池等の水防上重要な工作物の警戒や堤防の巡視等のため、一部団員を出動させる。	河川の水位が水防団待機水位を超え氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき。
出 動	消防団員の全員が所定の部署に集合し、警戒配備につく。	河川の水位が氾濫注意水位以上に上昇するおそれがあり、出動の必要があると認めたとき。

※ 配備指令は、水防管理者が自らの判断で行うもののほか、次の場合にも発令するものとする。

- ア 水防警報指定河川について、水防警報が発表されたとき。
- イ 水防情報提供河川にあっては、水防情報が発せられた場合。
- ウ 緊急にその必要があるとして知事からの指示があった場合。

(2) 河川等の巡視

① 市、水防団（消防団）及び消防本部は、随時区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求める。

また、市は、巡視の結果や水防団（消防団）等から連絡のあった水防上危険であると認められる箇所の措置を早急に図る。

- ② 県は、必要に応じ河川、海岸巡視を実施するとともに、巡視の結果や市、水防団（消防団）及び消防本部等からの連絡により、水防上危険であると認められる箇所の措置を早急に実施する。
- (3) 浸水区域の警戒
- ① 市は、適時に水防団（消防団）及び消防本部が浸水被害の警戒にあたるよう配備指令を発令する。
- ② 河川管理施設や海岸保全施設は、豪雨、洪水、津波、高潮及び高波の災害から市民の生命・財産を守る根幹施設となるため、市、水防団（消防団）及び消防本部は、準備・出動にあつては、次の危険箇所等に対して警戒配備を行う。
- ア 河川施設
- (ア) 河川水位が氾濫注意水位に近づいている箇所
- (イ) 過去に洪水被害を生じた箇所及び地形地質上の弱堤箇所
- (ウ) 土砂災害防止の観点からの弱堤箇所
- (エ) 二次被害防止の観点からの低標高箇所
- (オ) 主要河川構造物の設置箇所
- イ 海岸施設
- (ア) 過去に高潮や高波被害を生じた箇所
- (イ) 二次被害防止の観点からの低標高箇所
- (ウ) 主要河川構造物の設置箇所
- (4) 警戒区域の設定
- 市、水防団（消防団）及び消防本部は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要と認められるときは警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。
- (5) 市民等の安全確保
- ① 市及び県は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くことを指示する。
- ② 市は、災害に際し、危険な地域又は危険が予測される地域にある住居者及び滞在者を安全な地域に誘導し、又は安全な場所に収容する。
- ③ 市民等に対する避難指示は、関係法令に基づき、それぞれの実施責任者が時期を失わないようにする。
- 特に市長は、避難措置実施の第1次責任者として必要に応じ、県、県警察、自衛隊等に協力を求め、適切な措置を講ずるものとする。
- ④ 避難を指示する場合には、市の区域を管轄する糸魚川警察署長にその旨を通知する。

■ 避難に関する情報

高齢者等避難 警戒レベル3	水位の状況等によりこのまま推移すると避難指示を発令する事態に及ぶおそれがあるときに、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する人が安全に避難できる時間を見越して出す情報。 (避難に時間を要する人が避難を開始する目安)
避難指示 警戒レベル4	暴風雨、洪水、高潮・波浪又は地すべり等の発生のおそれがあるときに、危険地域の住民等を安全な場所に避難させる。
緊急安全確保 警戒レベル5	暴風雨、洪水、高潮・波浪又は地すべり等が発生し又は著しく危険が切迫していると認められるときに、指定避難場所への避難がかえって危険である場合、緊急安全確保させる。

(6) 被害拡大防止活動

- ① 市、水防団（消防団）及び消防本部は、水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにその状況を関係者（高田河川国道事務所、糸魚川地域振興局、糸魚川警察署、糸魚川駅、被害の及ぶ方向の隣接市町村及びその他必要な団体）に通報する。
- ② 市、水防団（消防団）及び消防本部は、決壊後も可能な限り氾濫による被害の拡大防止に努める。
- ③ 県は、豪雨、洪水、津波、高潮又は高波によって著しく激甚な災害が発生した場合に、当該災害の発生に伴い浸入した水の排除、高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動を行う。

(7) 国及び県による協力

国土交通省北陸地方整備局及び県（以下「河川管理者」という。）は、次のとおり市が行う水防のための活動に協力するものとする。

① 河川管理者の協力事項

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、市が行う水防のための活動に次の協力を行う。

ア 河川に関する情報の提供

イ 重要水防箇所の合同点検の実施

ウ 市が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

エ 市及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与

② 河川に関する情報の伝達方法の整備

河川に関する情報の提供について、河川管理者は、市への河川に関する情報の伝達方法を定めるものとする。

4 水防警報の対象となる指定水位観測所

河川名	水位観測所名	地名	水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難 判断水位	氾濫 危険水位 (特別警戒水位)	堤防高	所管
姫川	山本 (国指定)	大字 山本	0.59m	1.48m	1.92m	2.28m	5.20m	国土交通省
	大前 (県指定)	大字 小滝	117.59m	118.59m	119.45m	120.10m	122.32m	糸魚川 地域振興局

（山本水位観測所の水位は零点表示、大前水位観測所の水位は標高標示）

水防警報等の伝達については、本章「第4節 洪水予報・水防警報伝達計画」に定める。

資料 5-1 水位観測所

資料 6-6 河川関係重要水防箇所

資料 6-7 海岸関係重要水防箇所

資料 7-1 水防倉庫一覧表

資料 7-2 水防備蓄資材一覧表

第18節 救急・救助活動計画

担当部署	健康増進課 ◎消防本部
------	-------------

1 計画の方針

風水害により被災した市民等に対し、市、県、県警察、消防機関、自主防災組織、地域住民及び医療機関等は、協力して迅速かつ適切な救急・救助活動を行う。また、被害が甚大であり広域にわたる場合は、自衛隊、第九管区海上保安本部、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、県内広域消防応援部隊、災害派遣医療チーム（DMAT）等の関係機関と協力して救急・救助活動を行う。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第15節 救急・救助活動計画」に準ずる。

第19節 医療救護活動計画

担当部署	◎健康増進課 消防本部
------	-------------

1 計画の方針

風水害により多数の負傷者が発生したとき、市は、糸魚川市医師会、県、医療機関及び医療関係団体の協力を得て、災害から市民の生命、健康を守るために円滑な医療救護活動を行う。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第16節 医療救護活動計画」に準ずる。

第20節 防疫及び保健衛生計画

担当部署	健康増進課
------	-------

1 計画の方針

風水害時においては、生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力の低下等により心身の健康に不調を来したり、感染症が発生しやすくなったりすることから、関係機関は防疫・保健衛生対策の円滑な実施を図る。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第17節 防疫及び保健衛生計画」に準ずる。

第21節 こころのケア対策計画

担当部署	健康増進課
------	-------

1 計画の方針

被災によるこころの健康障害の予防と早期発見を図るとともに、被災者自らが精神的健康を回復・維持増進し、健康な生活が送れるよう中長期的に支援する。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第18節 こころのケア対策計画」に準ずる。

第22節 児童生徒等に対するこころのケア対策計画

担当部署	教育委員会
------	-------

1 計画の方針

園児、児童、生徒の精神的健康状態を的確に把握するとともに、精神的不調等に適切に対応することで、こころの健康保持・増進に努める。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第19節 児童生徒等に対するこころのケア対策計画」に準ずる。

第23節 廃棄物の処理計画

担当部署	市民生活課
------	-------

1 計画の方針

風水害時には、大量に発生する生活ごみやがれき類、し尿等を適切かつ迅速に処理し、生活環境の保全及び市民生活の早期安定を確保するため、市は、県、国、その他関係機関と連携し、廃棄物処理を円滑に実施する。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第20節 廃棄物の処理計画」に準ずる。

第24節 トイレ対策計画

担当部署	市民生活課 ◎ガス水道局
------	--------------

1 計画の方針

自宅の被災又はライフラインの長期停止により、自宅のトイレが利用できない被災者に対し、備蓄の携帯トイレ、簡易トイレ及びマンホールトイレ等を提供し、被災地の衛生状態の維持を図る。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第21節 トイレ対策計画」に準ずる。

第25節 入浴対策計画

担当部署	産業労働課
------	-------

1 計画の方針

自宅の被災又はライフラインの長期停止により入浴できない被災者に対し、身体の清潔の保持のため、入浴サービスを提供し、被災者の衛生状態の維持と心身の疲労回復を図る。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第22節 入浴対策計画」に準ずる。

第26節 食料・生活必需品等供給計画

担当部署	市民生活課	◎税務保険課	福祉事務所	産業労働課	危機管理課
------	-------	--------	-------	-------	-------

1 計画の方針

被災者及び災害応急事業現地従事者に対し、主要食料、副食、飲料水等を供給する必要があるときは、県及び民間業者、防災関係機関等との連携により確保し、速やかに供給する。

また、被災者に対し生活必需品を供給する必要がある場合も、県や民間業者、防災関係機関との連携により迅速かつ的確に供給する。

なお、風水害発生時は、ずぶ濡れの避難者、衛生状態の悪化、被災者は食料・生活必需品の多くを浸水によって失っていることなどを想定して、物資等の供給時期、範囲、優先順位等を決定する。

また、交通の途絶等により地域が孤立した場合には、緊急輸送等により物資等が提供されるよう努める。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第23節 食料・生活必需品等の供給計画」に準ずる。

第27節 要配慮者の応急対策

担当部署	市民生活課 ◎福祉事務所 健康増進課 危機管理課
------	--------------------------

1 計画の方針

災害時に必要な情報の把握が困難であったり、自らの行動等に制約があったりする要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講じていく。

市は、災害発生前において早期の高齢者等避難の発令と確実な伝達に努め、避難行動要支援者の避難時間の確保に配慮する。

また、市、県等の行政と、日ごろ避難行動要支援者の身近にいる地域住民、自治会、自主防災組織、関係団体及び社会福祉施設、医療施設等との協働のもと支援を行う。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第24節 要配慮者の応急対策」に準ずる。

第28節 学校等における応急対策

担当部署	教育委員会
------	-------

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時、学校（幼稚園、保育園を含む。以下同じ。）における園児、児童、生徒（以下、本節において「生徒等」という。）、教職員等の安全確保のほか、学校施設の被災等に対する迅速な対応を図る。

(2) それぞれの責務

① 学校の責務

ア あらかじめ定めた学校の危機管理マニュアルに従い、生徒等の在校時、登下校時間帯、夜間・休日等のそれぞれの場合に応じ、生徒等の安全を確保し、被害を最小限に抑えるとともに、状況を速やかに関係機関に連絡する。

イ 指定避難所の学校又は臨時に避難所となった学校にあっては、避難所の開設・運営に協力する。避難所に指定されていない学校にあっては、自主的に避難してきた市民等がいる場合には、市災害対策本部に連絡のうえ、できる限り保護する。

ウ 被災後は、状況を見ながら、関係機関と協力し、必要に応じて生徒等のこころのケアを行うとともに、できる限り早期に教育活動を再開できるよう努める。

② 市の責務

各学校の活動を支援するとともに、状況を関係機関に連絡し、必要に応じて関係機関へ支援を要請する。

③ 県の責務

各学校や市の活動を支援するとともに、必要に応じ関係機関へ支援を要請する。また、被害状況や臨時休業の予定等の情報を集約し、報道機関へ提供する。

(3) 主な取り組み

被災後概ね1週間以内に全学校で教育活動を再開する。

(4) 要配慮者に対する配慮

盲学校、聾学校、特別支援学校等では、生徒等の帰宅や一時避難に対し支援する体制を確保する。

(5) 積雪期の対応

積雪期においては、避難、被災後の建物の点検、生徒等の帰宅の判断等は、より一層慎重に行う。

2 業務の体系

震災対策編 第3章 第27節「2 業務の体系」に準ずる。

3 学校における業務の内容

(1) 気象情報等により風水害等の発生が予測される場合の措置

① 授業実施・中断の判断と連絡

校長（幼稚園、保育園の園長を含む。以下同じ。）は、臨時休校や授業短縮による一斉下校、学校での待機等の状況に応じた措置をとるとともに、速やかに保護者に連絡する。

ア 校外活動中の場合

引率教職員は活動を中止して学校に連絡を取り、生徒等を安全に帰校させる。交通の混乱等により直ちに帰校することが困難な場合は、生徒等の安全を確保したう

え学校に連絡し、校長等と協議して関係機関に協力を要請するなど臨機の対応を行う。

イ 臨時休校、一斉下校等を決定した場合

校長は、あらかじめ指定された経路で速やかに市教育委員会又は県に報告する。県は、報告を受けた内容を報道機関に提供し、報道を要請する。

② 生徒等の下校又は保護継続

下校措置にあたっては、中学校については集団下校、幼稚園、保育園、小学校及び特別支援学校等については、必要に応じて保護者と連絡を取ったうえで、教職員による引率又は学校での保護者への直接引き渡しにより安全を確保する。

なお、保護者と連絡が付かない生徒等又は帰宅しても保護者が家にいない生徒等については、保護者に引き渡せる状況になるまで学校で保護する。災害の状況によって全校生徒等を学校で保護する必要がある場合は、保護者に確実に連絡する。

(2) 風水害が発生した場合の措置

学校は、学校及び学校の所在区域等に、避難に関する情報（高齢者等避難・避難指示）が発令された場合、又は学校施設の被災等により学校から退避する必要性が生じた場合は、直ちに生徒等を掌握し、避難及び安否確認等を行い、生徒等の安全を確保する。

具体的な対応は、震災対策編 第3章 第27節「3 学校における業務の内容」に準ずる。

4 市の業務内容

震災対策編 第3章 第27節「4 市の業務内容」に準ずる。

5 県の業務内容

震災対策編 第3章 第27節「5 県の業務内容」に準ずる。

第29節 文化財応急対策

担当部署	教育委員会
------	-------

1 計画の方針

文化財所有者等は、暴風、洪水等により被災した文化財の被害状況を把握するとともに、市等にその実態を報告し、必要に応じて支援を要請するとともに、二次的被害から文化財を保護し、その文化的価値がより失われないよう必要な措置をとる。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第28節 文化財応急対策」に準ずる。

第30節 障害物の処理計画

担当部署	市民生活課 産業労働課 ◎都市建設課 危機管理課
------	--------------------------

1 計画の方針

風水害により発生した落石、倒壊家屋、沈船等の障害物を速やかに除去することにより、防災活動拠点（国・県・市庁舎、警察署、消防署等）、輸送施設（道路、港湾、漁港、鉄道駅、常設及び臨時ヘリポート等）、物資輸送拠点（広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点）及び防災備蓄拠点等を連絡する輸送路等を確保する。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第29節 障害物の処理計画」に準ずる。

第31節 遺体の搜索・処理・埋葬計画

担当部署	◎市民生活課 福祉事務所
------	--------------

1 計画の方針

風水害により、建造物の倒壊、火災、土砂崩れ等が発生し、多くの死者を出すことがある。市は、関係機関相互の協力により、遺体等（行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定されている者を含む。）の搜索、処理、埋葬等一連の業務を迅速に行う。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第30節 遺体の搜索・処理・埋葬計画」に準ずる。

第32節 愛玩動物の保護対策

担当部署	市民生活課
------	-------

1 計画の方針

災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの市民が動物を同行して避難所に避難してくることが予想される。

市は、指定避難所を設置するにあたり、市民が動物と一緒に避難することができるように配慮する。

県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、市等関係機関や公益社団法人新潟県獣医師会、一般社団法人新潟県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立するとともに、公益社団法人新潟県獣医師会、一般社団法人新潟県動物愛護協会等と「動物救済本部」を設置し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第31節 愛玩動物の保護対策」に準ずる。

第33節 災害時の放送

担当部署	◎企画課 危機管理課 消防本部
------	-----------------

1 計画の方針

県内各放送機関は、風水害に関する情報が入信したときは、直ちにそれぞれの計画に基づいて、災害時の放送を行う。

風水害に伴う避難等の視聴者に対する呼びかけは、基本的には各放送機関のマニュアルに従う。

放送にあたっては、要配慮者に対する配慮ならびに積雪期の対応に配慮した放送を行う。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第32節 災害時の放送」に準ずる。

第34節 公衆通信の確保

担当部署	◎企画課 危機管理課
------	------------

1 計画の方針

通信設備等を災害から防護するとともに、市、県、関係団体とともに応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図る。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第33節 公衆通信の確保」に準ずる。

第35節 電力供給応急対策

担当部署	◎企画課 危機管理課
------	------------

1 計画の方針

電力供給機関は、災害発生時における電力ラインを確保するとともに、電気災害から市民の安全を守るため、被災箇所の迅速、的確な復旧を実施する。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第34節 電力供給応急対策」に準ずる。

第36節 ガスの安全、供給対策

担当部署	ガス水道局
------	-------

1 計画の方針

市及びLPガス販売事業者は、風水害発生後速やかに、災害の規模、ガス施設への影響等の調査を行い、ガスによる二次災害のおそれがある地域については、ガスの供給を停止する。供給を停止した場合は、事前に定めてある復旧計画書に沿って、安全で効率的な復旧を進めることを基本とする。

また、市は、二次災害防止の広報、供給停止・復旧状況等の広報を行う。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第35節 ガスの安全、供給対策」に準ずる。

第37節 給水・上水道施設応急対策

担当部署	ガス水道局
------	-------

1 計画の方針

災害時において飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）の確保は被災者の生命維持及び人心の安定を図るうえでも極めて重要である。

被災住民に必要な飲料水等を迅速に供給するため、また、可能な限り速やかに給水機能の回復を図るために必要な措置を講ずる。

市民に対しては、応急給水の方法、復旧の見通し、飲料水の衛生確保等について広報し、市民の不安解消に努める。

また、報道機関への対応について、市の個別の被害状況等については、市で対応することを基本とし、県では全般的な被害状況等について対応する。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第36節 給水・上水道施設応急対策」に準ずる。

第38節 下水道等施設応急対策

担当部署	ガス水道局
------	-------

1 計画の方針

下水道等施設は、被災時には被害状況の把握、応急対策の実施に時間を要することから、市民生活に与える影響が大きい。

このため、施設の被害状況を速やかに把握するとともに、ポンプ施設、処理場においては最小限の機能回復を行い、復旧対策までの一時的な下水道機能を確保する。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第37節 下水道等施設応急対策」に準ずる。

第39節 危険物等施設応急対策

担当部署	消防本部
------	------

1 計画の方針

危険物等施設は、風水害発生時における火災、爆発、流出等により、従業員はもとより周辺住民に対しても大きな被害を与えるおそれがある。したがって、危険物等施設については、風水害による被害を最小限にとどめ、施設の従業員並びに周辺地域住民に対する危険防止を図るため、関係機関及び関係事業所は相互に協力し、これら施設の被害を軽減するための対策を確立しておく。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第38節 危険物等施設応急対策」に準ずる。

第40節 道路・橋りょう・トンネル等の応急対策

担当部署	能生事務所 青海事務所 農林水産課 ◎都市建設課
------	--------------------------

1 計画の方針

風水害発生時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や火災などの二次災害への対処、水・食料などの緊急物資の輸送などその意義は極めて重要である。

道路管理者等は、施設の被害状況の把握及び応急復旧を迅速かつ的確に行い、道路機能を確保する。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第39節 道路・橋りょう・トンネル等の応急対策」に準ずる。

第41節 港湾・漁港施設の応急対策

担当部署	産業労働課 ◎農林水産課
------	--------------

1 計画の方針

風水害により港湾・漁港施設が被害を受けた場合には、速やかな復旧を図り、二次災害の防止に努める。

これらの施設については、風水害による施設の損壊場所の機能確保のための応急対策の体制を整備し、関係機関が相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第40節 港湾・漁港施設の応急対策」に準ずる。

第42節 鉄道事業者の応急対策

担当部署	地域協働課
------	-------

1 計画の方針

西日本旅客鉄道(株)、えちごトキめき鉄道(株)及び日本貨物鉄道(株)は、風水害が発生した場合、旅客の安全を確保し、被害を最小限にとどめるとともに、迅速な応急復旧に努める。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第41節 鉄道事業者の応急対策」に準ずる。

第43節 土砂災害・斜面災害応急対策

担当部署	能生事務所	青海事務所	農林水産課	◎都市建設課	危機管理課
------	-------	-------	-------	--------	-------

1 計画の方針

(1) 基本方針

治山、砂防等の管理者は、施設の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を執るとともに、関係機関の緊密な連携のもと、災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速、的確な応急対策を実施する。

(2) それぞれの責務

① 市民等の責務

治山・砂防施設の被災、土砂災害やその前兆現象等（以下「土砂災害等」という。）を確認したときは、遅滞なく市、県、消防本部又は県警察等へ通報する。

② 市の責務

ア 市民等から土砂災害等の通報を受けた時及びパトロール等により土砂災害等を確認したときは、県及び関係機関へ連絡する。また、市民等に被害が及ぶおそれがある場合は、避難指示及び避難誘導等を実施する。

イ 気象等の状況により、土砂災害等が発生するおそれがある場合は、新潟県土砂災害警戒情報システム等により情報収集を行い、土砂災害警戒情報等が発表された場合は、あらかじめ定めた方法により、対象地域の市民及び要配慮者関連施設等に対して、避難に関する情報を発表する。

ウ 二次災害の防止に努めるとともに、被害拡大の可能性が低い場合は、直ちに応急対策を実施する。

③ 県、国の責務

県、国は、土砂災害等の被害拡大や二次災害を防止するための応急体制を整備するとともに、市及び関係機関と迅速かつ的確な情報の共有化を図り、応急対策を実施する。

(3) 主な取組

市、県及び国は、速やかに土砂災害等の状況を調査し、必要に応じて応急対策工事に着手する。市民等に被害が及ぶおそれがある場合は、避難指示及び避難誘導等を実施する。

(4) 要配慮者に対する配慮

市は、土砂災害等により要配慮者利用施設に被害が及ぶおそれがある場合は、迅速かつ的確に避難に関する情報等を伝達するとともに避難支援活動を行う。避難の実施にあたっては、自治会、自主防災組織及び消防団等の協力を得て、安全な避難に配慮する。

県は、必要な情報を伝達するなど、市の警戒避難体制の整備に関し支援する。

(5) 積雪期の対応

① 積雪期では、施設の点検、被害状況の把握及び応急復旧活動等において困難が伴うことから、施設の危険箇所を事前に調査し、関係各機関と事前に協議しておく。

② 積雪状況によって、陸路による施設の点検及び被害状況の把握ができない場合は、気象条件等を勘案した上で、ヘリコプターの活用により被災状況の迅速な調査を実施する。

2 業務の体系

- 土砂災害等の調査
- ↓
- 避難指示等
- ↓
- 応急対策工事の実施

3 業務の内容

(1) 土砂災害等の調査

- ① 市、県及び国は、土砂災害等の被災状況を把握するため、速やかに被災概要調査を行い、被害拡大の可能性について確認する。

被害拡大の可能性が高い場合は、関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視し、被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。

また、県及び国は、重大な土砂災害が想定される場合は、土砂災害防止法第28条及び第29条に基づく緊急調査を実施する。

- ② 県及び国は、被災概要調査結果及び状況の推移を市に連絡する。

また、緊急調査を行った場合は、土砂災害防止法第31条に基づき、結果を土砂災害緊急情報として、市に通知するとともに一般に周知する。

- ③ 市は、土砂災害緊急情報、被災概要調査結果及び状況の推移を関係住民等に連絡する。

(2) 避難指示等

- ① 市は、土砂災害緊急情報、被災概要調査の結果及び土砂災害に関する防災情報により、危険と認められる場合は、関係住民へ調査概要の報告等の関係する情報を提供するとともに、避難指示や避難誘導等を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

- ② 避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動がとりやすい時間帯における準備情報の提供に努める。

- ③ 災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近接のより安全な建物への「緊急的な待避」や「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれる様に努める。

- ④ 異状時における臨機の措置に備えるため、職員の配備や伝達体制等、必要な警戒避難体制を整備する。

- ⑤ 県及び国は、迅速かつ円滑な避難誘導等が実施されるように、市へ土砂災害緊急情報、概要調査結果の報告及び土砂災害に関する防災情報を提供する。

- ⑥ 土砂災害警戒情報等の伝達

ア 土砂災害警戒情報等が発表された場合、市及び関係機関は、あらかじめ定められた方法により情報を伝達する。

土砂災害警戒情報等の伝達計画は、本章「第5節 土砂災害緊急情報・土砂災害警戒情報伝達計画」に定める。

イ 市は、土砂災害警戒情報等を基に、該当する地域のパトロール及び現場確認を実施するとともに、必要な場合は、広報車及び防災行政無線等を活用して該当地域住民に対し、避難に関する情報発表を周知する。

(3) 応急対策工事の実施

市、県及び国は、被災詳細調査の結果から、被害拡大防止に重点を置いた応急対策工事を適切な工法により実施するとともに、ワイヤーセンサーや伸縮計等の感知・観測機

器とそれに連動する警報器の設置や、監視員等の設置により、異状時に関係住民へ適切に通報するシステムについても検討する。

第44節 河川・海岸施設の応急対策

担当部署	能生事務所	青海事務所	農林水産課	◎都市建設課
------	-------	-------	-------	--------

1 計画の方針

(1) 基本方針

河川・海岸等の管理者は、施設の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を整えるとともに、関係機関の緊密な連携のもと、災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速・的確な応急対策を実施する。

(2) それぞれの責務

① 市民等の責務

河川・海岸施設の被災を発見したときは、遅滞なく市、県、消防本部又は県警察等へ通報する。

② 市の責務

市民等から、河川・海岸施設の被災の通報を受けたとき及びパトロール等により河川・海岸施設の被災を確認したときは、県及び関係機関へ連絡し、河川・海岸施設等の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を整えるとともに、災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速・的確な応急対策を実施する。

また、市民等に被害が及ぶおそれがある場合は、避難指示及び避難誘導等を実施する。

③ 県、国の責務

県、国は、風水害による河川・海岸施設等の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を整えるとともに、災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速・的確な応急対策を実施する。

(3) 主な取組

被災概要調査、被災点検調査を行い、応急対策工事が必要な場合は、通報から24時間以内に応急工事に着手する。

(4) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が利用する施設に被害が及ぶおそれがある場合は、迅速かつ的確に避難に関する情報等を伝達するとともに避難支援活動を行う。

また、施設の応急対策にあたっては、要配慮者の利用に配慮した対応を行う。

(5) 積雪期の対応

① 河川管理者及び海岸管理者は、融雪出水や冬季風浪に備え、自らの管理する施設の点検を行い、所定の機能を確保していることを確認する。

② 積雪期は、施設の点検、被害状況の把握及び応急復旧活動等において困難が伴うことから、施設の危険箇所を事前に調査し、関係各機関と事前に協議しておく。

③ 積雪状況によって、陸路による施設の点検及び被害状況の把握ができない場合は、気象条件等を勘案した上で、ヘリコプターの活用により被災状況の迅速な調査を実施する。

2 業務の体系

■ 災害の未然防止、市民等の安全確保

↓

■ 被害の拡大及び二次災害の防止

↓

■ 応急復旧

↓

■ 市民等に対する広報等

3 業務の内容

(1) 災害の未然防止、市民等の安全確保

- ① 河川・海岸施設の管理者は、被害が発生するおそれがあるときは、直ちにパトロール等を実施し、主要管理施設、重要水防箇所等の防災上重要な施設（箇所）の緊急点検を実施する。

点検及び巡視により異状を発見した場合は、その概要を把握するとともに直ちに異状箇所等に対して応急措置を実施し、危険な箇所については、人的被害の発生等を防止するため、立入禁止等の必要な措置を実施する。

また、施設等の被災により市民等に被害が及ぶおそれがある場合は、直ちに市、県、消防本部、県警察等へ通報する。

- ② 市は、施設等の被災により市民等に被害が及ぶおそれがある場合は、避難指示及び避難誘導等を実施する。

(2) 被害の拡大及び二次災害の防止

震災対策編 第3章 第43節「3-(2)被害の拡大及び二次災害の防止」に準ずる。

(3) 応急復旧

震災対策編 第3章 第43節「3-(3)応急復旧」に準ずる。

(4) 市民等に対する広報等

震災対策編 第3章 第43節「3-(4)市民等に対する広報等」に準ずる。

第45節 農地・農業用施設等の応急対策

担当部署	農林水産課
------	-------

1 計画の方針

(1) 基本方針

農地及び農道、用排水施設、ため池、地すべり防止施設等の農地・農業用施設の管理者は、気象情報や洪水発生時の水象情報の収集・連絡に努め、事前に被害を軽減するための措置を的確に行うとともに、災害発生時には関係機関と連携し各管理施設の被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、機能確保に努める。

(2) それぞれの責務

① 市の責務

気象情報や洪水発生等の水象情報の収集・連絡にあたりとともに、土地改良区等施設管理者と協力して防災重点農業用ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設の機能回復に努める。

② 県の責務

気象情報や洪水発生等の水象情報の収集・連絡にあたりとともに、県管理施設等の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設の機能回復に努める。

また、県及び他市町村職員の応援派遣等により市を支援する。

③ 土地改良区・施設管理者等の責務

気象情報や洪水発生等の水象情報の収集・連絡にあたりとともに、市等と協力して各管理施設の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設の機能回復に努める。

(3) 主な取組

① ため池、頭首工、水門等の用排水施設管理者は、ラジオ、テレビ等で気象等に関する注意報及び警報等の情報を得たときには、当該情報の内容に応じて概ね1時間以内に警戒配備につく。

② 施設管理者は、風水害の発生のおそれがある場合には、過去に被害が生じた箇所や主要構造物、土砂災害危険箇所等の点検及び監視を行う。

③ 用排水施設管理者は、洪水又は高潮の発生が予想される場合には、ため池、頭首工、水門等の適切な操作を行う。また、その操作にあたり、危害を防止するため必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を市及び警察署に通知するとともに市民に周知させる。

④ 災害発生後3日以内に被災概要調査及び点検調査を行うとともに、必要に応じて二次災害防止措置を講ずる。

⑤ 点検調査の結果、緊急的に機能回復を行う必要のある施設等においては、災害発生後1週間以内に応急復旧を行う。

⑥ 施設の被災により、市民等に被害が及ぶおそれがある場合は、避難指示及び避難誘導等を実施する。

(4) 要配慮者への配慮

要配慮者の利用が想定される施設に近接する農業用施設等の応急対策にあたっては、優先して行うよう努める。

(5) 積雪期の対応

① 積雪期は、施設の点検、被害状況の把握及び応急復旧活動等において困難が伴うことから、施設の危険箇所を事前に調査し、関係各機関と事前に協議しておく。

② 積雪状況によって、陸路による施設の点検及び被害状況の把握ができない場合も予

想されることから、気象条件等を勘案し、ヘリコプターの活用により被災状況の迅速な調査を実施する。

2 業務の体系

震災対策編 第3章 第44節「2 業務の体系」に準ずる。

3 業務の内容

震災対策編 第3章 第44節「3 業務の内容」に準ずる。

第46節 農林水産業応急対策

担当部署	農林水産課
------	-------

1 計画の方針

風水害時においては、農林水産業生産基盤の被災、農林水産業用施設の損壊、家畜等の突然死及び飼養施設の損壊等が予想されることから、市は、農林水産業関係団体等と緊密な連携をとり、被害状況の把握及びその応急対策に努める。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第45節 農林水産業応急対策」に準ずる。

第47節 商工業応急対策

担当部署	産業労働課
------	-------

1 計画の方針

風水害時における商工業に係る事業資産の損害を最小限にとどめ、事業の継続又は早期復旧を図るとともに、緊急時における企業活動への支援を行う。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第46節 商工業応急対策」に準ずる。

第48節 応急住宅対策

担当部署	市民生活課 税務保険課 ◎都市建設課
------	--------------------

1 計画の方針

災害により住家が滅失した被災者のうち自らの資力では住宅を確保できない者について、災害救助法に基づく応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を設置し被災者を収容する。また、災害により住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者等について、住宅の応急修理を実施してその援護を推進する。

また、住宅が滅失した被災者に公営住宅等の空家を仮住宅として提供するとともに、民間賃貸住宅への入居を希望する場合は、物件情報を提供し、被災者の居住の安定を図る。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第47節 応急住宅対策」に準ずる。

第49節 ボランティアの受入れ計画

担当部署	福祉事務所
------	-------

1 計画の方針

市は、災害発生時のボランティア活動が円滑に行われるよう、関係機関の支援・協力により、市災害ボランティアセンターの設置及び運営を迅速かつ的確に実施する。

なお、災害ボランティア活動は、糸魚川市社会福祉協議会が主体となって各種団体やボランティアの協力を得て行うものとする。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第48節 ボランティアの受入れ計画」に準ずる。

第50節 義援金の受入れ・配分計画

担当部署	福祉事務所 ◎会計課
------	------------

1 計画の方針

大規模な風水害による被災者に対し、全国から寄せられる義援金について、その受入れ体制及び配分方法等を定め、迅速かつ適切に被災者に配分する。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第49節 義援金の受入れ・配分計画」に準ずる。

第51節 義援物資対策

担当部署	産業労働課 ◎福祉事務所
------	--------------

1 計画の方針

被災者ニーズに沿った物資を的確に把握するとともに、全国から寄せられる大量の義援物資について、その受入れ体制及び保管方法等をあらかじめ定める。

ただし、大量の義援物資は、保管、仕分け、配送等に多大な労力、保管場所及び時間が必要となるため、発災直後に不特定多数の個人からの義援物資を受け取らないことを原則に「被災地が真に必要としているもの」の情報の的確な発信や民間業者との連携を図るとともに、可能な限り義援金での支援を呼びかける。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第50節 義援物資対策」に準ずる。

第52節 災害救助法による救助

担当部署	財政課 ◎危機管理課
------	------------

1 計画の方針

災害救助法による応急救助は、災害発生直後の混乱期における被災者保護及び社会秩序の保全を目的とした緊急の措置であり、法適用の必要が認められた場合は、速やかに所定の手続を行うとともに、迅速かつ的確な災害救助業務を実施する。

具体的な計画は、震災対策編 第3章「第51節 災害救助法による救助」に準ずる。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 民生安定化対策

担当部署	◎総務課 企画課 財政課 市民生活課 税務保険課 福祉事務所 産業労働課 都市建設課 会計課 教育委員会 ガス水道局
------	---

1 計画の方針

市、県、国及び公共サービスを提供する機関は、災害により被害を受けた市民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、被災者からの生活相談の受付、離職を余儀なくされた場合の職業の斡旋、生活関連物資の安定供給のための措置、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等を実施する。

具体的な計画は、震災対策編 第4章「第1節 民生安定化対策」に準ずる。

第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画

担当部署	総務課 財政課 ◎福祉事務所 産業労働課 農林水産課 都市建設課
------	-------------------------------------

1 計画の方針

災害により被害を受けた市民が、その痛手から速やかに再起更生できるよう融資・貸付等の金融支援を行い、被災者等の生活確保又は事業経営安定の措置を講ずる。

また、災害により死亡した者の遺族に弔慰金を、著しい障害を受けた者には見舞金を支給する。

具体的な計画は、震災対策編 第4章「第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画」に準ずる。

第3節 公共施設等災害復旧対策

担当部署	施設所管全部署	◎総務課	財政課	危機管理課
------	---------	------	-----	-------

1 計画の方針

公共施設等の風水害による被害を早期に復旧するため、的確に被害状況を調査把握し、速やかに災害復旧の基本方向を決定するとともに、復旧計画を策定して災害査定を受け、早期に事業実施できるよう一連の手続を明らかにする。

また、激甚災害の指定を受けた場合とそれ以外の場合の復旧に対する助成制度・財政援助の内容とそれぞれの担当窓口を明確にし、併せて市民及び関係団体等に対する災害復旧計画及び復旧状況に関する必要な情報提供に努める。

具体的な計画は、震災対策編 第4章「第3節 公共施設等災害復旧対策」に準ずる。

第4節 災害復興対策

担当部署	◎総務課	企画課	財政課	産業労働課	都市建設課	危機管理課
------	------	-----	-----	-------	-------	-------

1 計画の方針

被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。

市は、災害により壊滅的な被害を受けた地域の社会経済活動や被災者の生活の緊急かつ健全で円滑な再建・復興を図るため、県、市民、民間事業者等と協力して速やかに復興基本方向を定め、復興計画を策定する。

また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復興を図るものとする。

市、県及び公共施設管理者は、復興計画に基づき、市民の合意形成を図りながら、災害防止と快適で安全な防災まちづくりを目指した効果的な復興対策及び防災対策を早急に実施する。

なお、計画の策定にあたっては、地域の自然・社会条件を踏まえ、広く市民各層の意見が反映されるよう努めるほか、男女共同参画の理念から見て妥当なものとなるよう配慮する。

具体的な計画は、震災対策編 第4章「第4節 災害復興対策」に準ずる。